

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成22年3月2日（火）

社会・援護局 保護課

目 次

(重点事項)	頁
1 緊急経済対策における「住まい対策の拡充」について ……………	1
(1) 住宅手当緊急特別措置事業について ……………	2
(2) 就労支援体制の充実について ……………	5
(3) 公営住宅の間仕切り設備の工事費補助について ……………	6
2 自立支援の充実・強化について ……………	7
(1) 自立支援プログラムの一層の推進について ……………	7
(2) 就労支援の一層の推進について ……………	11
3 平成22年度生活保護基準について ……………	17
(1) 子ども手当の施行に伴う対応について ……………	17
(2) 平成22年度生活扶助基準について ……………	17
(3) 公立高校の授業料無償化等に伴う対応について ……………	18
(4) その他 ……………	18
4 漏給防止・濫給防止対策の推進等について ……………	21
(1) 無料低額宿泊施設等について ……………	21
(2) 保護の相談・申請時における適切な窓口対応について ……………	22
(3) 年金担保貸付利用者の取扱いについて ……………	23
(4) 他法他施策の優先適用について ……………	24
(5) 診療報酬明細書(レセプト)点検の充実・強化について ……………	26
(6) 通院移送費の適正化について ……………	27
(7) 生活保護法第29条に基づく調査について ……………	27

5	その他	30
(1)	平成22年度の実施要領等の改正について	30
(2)	生活保護関係予算について	30
(3)	生活保護関係予算の執行について	32
(4)	保護施設の運営及び整備について	34
(5)	生活保護事務のIT化の推進について	36
(6)	平成22年度生活保護関係調査の実施について	37
(7)	ブロック会議の開催について	39

(参考資料)

1	住宅手当緊急特別措置事業の要件緩和等	40
2	住宅手当緊急特別措置事業の実績	44
3	自立支援プログラム策定・実施状況	46
4	就労支援員の配置状況等	47
5	生活保護の動向	49
6	医療扶助及び介護扶助の状況	65
7	平成22年度保護課予算(案)の概要	79
8	保護施設通所事業・救護施設居宅生活訓練事業実施施設一覧	84
9	新しいセーフティネット支援ガイド(抜粋)	85

重 点 事 项

1 緊急経済対策における「住まい対策の拡充」について

平成21年度第一次補正予算においては、厳しさを増している雇用失業情勢に対応するため、休業、教育訓練等を実施した事業主を対象とした雇用調整助成金の拡充や地域のさらなる雇用創出のための緊急雇用創出事業（基金）の積み増し等が実施され、あわせて、住宅手当をはじめとする第2のセーフティーネットを構築し、離職者の生活及び求職活動を支援するため、職業訓練、再就職、生活、住宅への総合的な支援に取り組んできたところである。

しかしながら、依然として厳しい雇用失業情勢が続く中、政府において、平成21年12月に新たな経済対策として、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が決定され、その中の雇用対策の一つとして、「貧困・困窮者支援の強化」に取り組むこととしているところである。

具体的には、求職中の貧困・困窮者の方々が、生活基盤を確保し、安心して就職活動ができるようにするため、各支援策を強化し、実効ある貧困・困窮者支援策（「第2のセーフティーネット」）の確立のため、「ワンストップ・サービス・デイ」の実施支援、ハローワークのワンストップ相談機能の充実、「住まい対策」の拡充、各支援制度の運用改善、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討などの施策に取り組むこととしているところである。

「住まい対策」の拡充については、平成20年の経済危機以降、厳しい雇用情勢が続く中、派遣労働者の雇い止め等により住居を喪失した方、ホームレス、生活保護を受給する方等が更に増加することが懸念されることから、家賃を補助する「住宅手当」や、空き社員寮等の借り上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援を拡充するとともに、就労支援員、住宅確保・就労支援員の増員により、各自治体における生活・就労支援体制等を強化することとしている。

具体的には、平成21年度第二次補正予算において、

- ① 住宅手当の支給期間を最長6か月間としていたところを、実施要領に定める就職活動要件を誠実に満たしている方については、さらに3か月間の延長措置を可能としたこと

- ② 空き社員寮、簡易宿泊所等の借り上げ方式によるホームレス緊急一時宿泊施設（シェルター）の増設及び施設利用者や退所者に対する相談支援員の配置等
- ③ 離職により住居を喪失した方が、いち早く安価で安定した住居を確保できるよう支援することを目的とした公営住宅（複数世帯用）の空き家への間仕切り改修工事費の補助
- ④ 生活保護受給者に対する就労支援員及び住宅手当受給者に対する住宅確保・就労支援員の増員等を通じた自立支援の強化

などに要する経費を「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」に700億円計上し、各都道府県の基金に積み増しすることにより、平成22年度においても引き続き、切れ目のない形で生活・就労支援対策を行うこととしたところである。

(1) 住宅手当緊急特別措置事業について

ア 住宅手当の実施状況

現下の厳しい雇用失業情勢に対応し、住宅を喪失した離職者等への対策に万全を期するため、雇用施策を補完するものとして、平成21年度第一次補正予算において「住宅手当緊急特別措置事業」を創設し、平成21年10月から実施しているところである。

この事業は、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失した方又は喪失するおそれのある方に対して住宅手当を支給することにより、これらの方々に対して安定した住居を確保できるよう支援するとともに、住宅確保・就労支援員による就職活動支援を目的としているものである。

平成21年10月から22年1月までの実績は以下のとおりである。。

【住宅手当実績速報（平成21年10月～22年1月実績）】

	住宅喪失者		住宅喪失のおそれのある者		合計	
	申請件数	支給決定数	申請件数	支給決定数	申請件数	支給決定数
H21.10	620	91	2,856	1,631	3,476	1,722
H21.11	840	383	2,740	2,346	3,580	2,729
H21.12	936	548	3,526	2,951	4,462	3,499
H22.1	1,083	584	3,640	3,149	4,723	3,733
計	3,479	1,606	12,762	10,077	16,241	11,683

(厚生労働省保護課調べ)

イ 住宅手当の要件緩和等

本事業を利用者の方々の視点に立って更に使いやすい制度とするため、平成22年4月より、収入要件の緩和をはじめ必要な運用改善を図るとともに、就職活動要件の強化等に取り組むこととしている。要件緩和等の概要やイメージ図、支給額の具体例等について、参考資料に掲載してあるので、ご参照いただきたい。

(ア) 収入要件の緩和

生活保護の保護基準とのバランスを考慮して、現行基準を超える者を対象とできるように、以下のとおり緩和する。

① 単身世帯

- ・ 収入が月84,000円以下の方については現行通りの取扱いとする。
- ・ 収入が月84,000円を超える方については、収入から84,000円を差し引いた額と家賃額（住宅手当基準額を上限）との差額を支給する。

$$\text{【支給額} = \text{家賃額} - (\text{収入} - 84,000\text{円}) \text{】}$$

② 2人世帯

- ・ 現行通りの取扱いとする

③ 3人以上世帯

- ・ 収入が月172,000円以下の方については現行通りの取扱いとする。
- ・ 収入が月172,000円を超える方については、収入から172,000円を差し引いた額と家賃額（住宅手当基準額を上限）との差額を支給する。

$$\text{【支給額} = \text{家賃額} - (\text{収入} - 172,000\text{円}) \text{】}$$

本改正により、現行基準を超える方についても一定程度支援対象とするとともに、新たに対象となる方については、その収入の程度に応じて住宅手当を調整し、支給されることとなる。

(イ) 収入要件の判定時期の緩和

現行では、申請日の属する月における収入を、申請時点で判定することとしており、離職により申請月の翌月が無収入となることが明らかな場合であっても、支給の対象外としていた。これでは1月間収入のない期間が生じてしまい、結果として生活保護に頼らざるを得ないという事案が生じると指摘されていたところである。

については、必要なときに必要な支援を受けることができるよう、「離職等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することが明らかな者」を支給対象に追加する。

(ウ) 離職時期要件の緩和

現行では、申請前2年以内に離職した方を対象にしていたところであるが、平成21年10月の住宅手当施行時は支給申請可能であった方が期間の経過により対象外となるなど、不利益を被る問題点が指摘されていたところである。

については、平成19年夏に生じた世界的なサブプライムローン問題の影響を受け景気後退期に入ったこと等を勘案して、「平成19年10月1日」を基準日とし、当該基準日以降に離職した方を支援の対象とすべく、離職時期要件の緩和を行う。

(エ) 世帯主要件の緩和

これまでは、離職前に世帯主であった方を対象としており、離婚等により世帯主となった方については対象外とされていたところである。

当該要件を緩和し、「離職時に世帯主ではなかったが、離婚等により申請時に世帯主である者」を支給対象に追加することとする。

(オ) 就職活動要件の強化

これまでは、ハローワークでの月1回以上の職業相談及び自治体での月2回以上の面接相談を受給中の要件としていたところであるが、要件を満たすことを目的とする活動のみを行い、具体的就職に向けた活動である求人先への応募、面接等を行わない可能性が指摘されていたところである。

住宅手当の趣旨は安心して就職活動ができるための生活基盤の確保であり、就職活動をより実効性ある形で取り組んでいただくよう、就職活動要件に「原則週1回以上の求人先への応募等」を追加することとする。

(カ) 支給期間の延長

本事業は、最長6か月間内の就職活動によって再就職を目指すことを支援する制度であるが、引き続き厳しい雇用情勢が見込まれる中であって、最長6か月の住

宅手当支給期間内に就職できず、就職が決まらないままに再度住居を喪失してしまうなど、安心して就職活動ができない方の増加が懸念される。

このため、平成22年4月より、最長6か月間としていた支給期間を、実施要領に定める就職活動要件を誠実に満たしている方については、更に3か月間延長することを可能とする（平成21年度に受給していた方についても延長可能）。

今後も、利用者の視点に立った必要な運用改善等を図り、離職した方が安心して再就職に向けて活動できるよう、実効性のある支援を実施していくこととしているので、各自治体においても、より一層の本事業の周知、広報及び利用促進に取り組んでいただきたい。特に広報活動に当たっては、利用者の利便性を考慮して、広報誌等の紙媒体のみならず、モバイル等電子媒体による広報にも取り組んでいただきたい。

ウ 住居・生活支援アドバイザーの配置について

厚生労働省においては、住居及び生活支援を必要とする求職者に対して、就職安定資金融資をはじめ、住宅手当、総合支援資金貸付、訓練・生活支援給付、臨時特例つなぎ資金貸付などいわゆる新しいセーフティネット施策を整備しているところであるが、その実施機関が複数にまたがり、施策を利用する方がまず必要とする支援がなかなか受けにくいと取られる状況が発生する可能性がある。

こうした状況を解消し、利用者が必要な支援策に円滑にアクセスできるよう、利用者に対する総合相談と実施機関への的確な誘導を行うためのアドバイザーを、全国の主要な公共職業安定所(以下「安定所」という。)に配置することとしている。

本アドバイザーの配置により、安定所において住居及び生活に困窮している求職中の方に対して、福祉施策も含めて、関係施策の説明を行い、利用者をよりの確に関係機関へ誘導することができるようになるとともに、実施機関同士のより円滑な連携も期待される。安定所等から研修実施に関する協力依頼等があった場合には、可能な限りご協力いただけるよう、願います。

(2) 就労支援体制の充実について

住宅手当緊急特別措置事業は再就職に必要な居住環境の確保とあわせて再就職又は収入増に向けた就労支援による自立を目的としていることから、住宅手当の支給にあ

わせ、各自治体に住宅確保・就労支援員を配置し、住宅の確保や就労に関する相談・面接、安定所への同行訪問等の支援を継続的に実施することが極めて重要である。

については、住宅手当受給者に対する就労支援体制の強化を図るため、平成21年度第二次補正予算において、平成22年度に各自治体に配置する住宅確保・就労支援員をさらに約1,250名の増員(1,250名→2,500名)するところである。

各自治体においては、同支援員を、単に住宅手当の支給事務担当として活用するのではなく、本来の目的である受給者の住宅確保及び就労支援の強化を図るために活用していただくよう御配慮いただきたい。

(3) 公営住宅の間仕切り設備の工事費補助について

離職によって住居を喪失した者に対する支援については、現下の厳しい経済状況のもとで離職者の居住の安定確保を図るため、雇用施策との連携のもと、住宅施策として、離職者に対し、公的賃貸住宅の空家の活用が実施されているところである。

具体的には、公営住宅等のうち、一定期間以上の空き家となっている住宅について、通常の家賃から一定割合を減額した額で、期限付きで離職者に提供するものである。

本事業は、この住宅施策を活用し、離職によって住居を喪失した方が、いち早く安価で安定した住居を確保できるよう支援するため、公営住宅の空き家に間仕切り工事(壁の改修、ドアの鍵付け)を行う場合の改修工事費の補助(補助率:10/10)を行うものである。

離職により住居を喪失した方に対する公営住宅の空き家の活用は、地方公共団体の施策として実施されるものであることから、間仕切り設備の改修工事の実施にあたっては、地方公共団体の理解と協力が必要不可欠である。

このため、公営住宅を所掌する国土交通省から地方公共団体の公営住宅部局に対し、本事業に係る周知等が図られる予定となっている。

については、地方公共団体の公営住宅担当部局との十分な連携のもと、本事業の円滑な実施をお願いしたい。

2 自立支援の充実・強化について

(1) 自立支援プログラムの一層の推進について

ア 自立支援プログラムの更なる活用について

生活保護制度において、自立の助長は最低生活の保障とともに制度の柱である。当省では、平成16年12月の社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会の最終報告書等を受けて、生活保護制度において、経済的な給付を行うだけではなく、生活困窮者の自立の助長に関し、自立・就労を積極的かつ組織的に支援する仕組みを強化することとし、その実施方法として平成17年度に「自立支援プログラム」を導入したところである。

改めて、自立支援プログラムの導入の趣旨、目的及びそのメリットを確認すると、以下のとおりである。

自立支援プログラムは、①管内の被保護世帯全体の状況を把握し、②被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施することによって、被保護世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決するための「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システム的な対応」を可能とすることを目的とするものである。

平成17年度の自立支援プログラムの導入以降、各自治体においては、プログラム導入の趣旨に対する理解とそれぞれの地域資源等を考慮した創意工夫を図っていただき、様々なプログラムの策定が進んでいるところであり、その積極的な取組に対して感謝申し上げます。

平成21年12月末現在の自立支援プログラムの策定状況は下表のとおりであり、各自治体の取組は着実に進んでいるところである。一方で、被保護者の抱える課題は多様化しており、きめ細かい支援が求められることから、各自治体においては、平成21年3月に全福祉事務所に配布した「生活保護自立支援プログラム事例集」を参考に、更に幅広い自立支援プログラムの策定・実施に取り組まれない。特に、現下の経済・雇用情勢を踏まえて、就労支援の充実・強化をお願いする。

【自立支援プログラム策定数】

(単位：プログラム)

	21年12月末	21年3月末	増加数
経済的自立に関する自立支援プログラム	1,538 (861)	1,517 (842)	+21
日常生活自立に関する自立支援プログラム	1,977 (802)	1,801 (739)	+176
社会生活自立に関する自立支援プログラム	293 (207)	287 (199)	+6
合 計	3,808	3,605	+203

(21年3月末欄の()は策定自治体数(873自治体中)
(21年12月末欄の()は策定自治体数(878自治体中))

【自立支援プログラム実施状況】

(単位：人)

	21年4月～12月	20年4月～12月
経済的自立に関する自立支援プログラム (生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムは除く)	104,290	69,720
日常生活自立に関する自立支援プログラム	28,854	23,401
社会生活自立に関する自立支援プログラム	15,027	14,433
合 計	148,171	107,554

※ 21年4月～12月については速報値

また、平成20年度までに、すべての自治体において、生活保護受給者等就労支援事業以外の就労支援に関するプログラム及び債務整理に関するプログラムの策定をお願いしていたところであり、未だ策定していない自治体におかれては、早急に整備するよう改めてお願いする。

【就労支援に関する自立支援プログラムの策定状況】

	21年12月末	21年3月末	20年3月末
就労支援に関する自立支援プログラム	1,479 (861)	1,469 (842)	1,329 (765)

【債務整理等に関する自立支援プログラムの策定状況】

	21年12月末	21年3月末	20年3月末
債務整理に関する自立支援プログラム	783 (717)	651 (592)	151 (142)

イ 子どもの健全育成支援事業の更なる活用について

子どものいる生活保護世帯の自立支援には、子どもの健全育成という観点から、日常生活支援、養育支援、教育支援など、福祉事務所が地域の社会資源等と連携しつつ幅広い支援をきめ細かく展開することが重要である。

このため、①子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援、②子どもの進学に関する支援、③引きこもりや不登校の子どもに関する支援などを内容とする「子どもの健全育成支援事業」を平成21年7月に創設したところである。

「貧困の再生産」や「子どもの貧困」の防止のためには、金銭給付だけでなく、こうした子どもの健全育成支援事業をはじめとする福祉事務所の積極的な教育支援、生活支援があって、その十分な効果が期待されるものと考えられる。

平成21年12月現在、本事業の活用状況は以下の通りである。

【平成21年度 子どもの健全育成支援事業実施自治体】

実施主体	実施方法	事業内容
北海道苫小牧市	委託	子どもが健全に育成される環境を整備する
北海道深川市	雇用	長期不登校児童生徒に対し、教科学習、相談活動などの支援を行う
山形県	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
埼玉県新座市	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
大阪府①	雇用	高校進学を希望する子どもに対し、学習支援、生活指導、カウンセリングを行う
大阪府②	雇用	家庭環境、進路等に問題のある世帯に対し、生活習慣、進学、就学状況の見守り等の支援を行う
徳島県	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
高知県	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
沖縄県宜野湾市	雇用	進学を希望する子どもや教育環境に問題を抱える世帯を対象に、就学支援を行う
岡崎市	雇用	日常生活、進学、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
福山市	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
長崎市	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う

以下に、積極的な子どもの健全育成支援を実施している自治体の取り組み例を紹介する。

【釧路市】子どもの学習支援と居場所づくりに取り組んでいる事例

保護世帯数

6, 024世帯（平成21年12月末現在）

支援対象者及び達成者

対象者21名、達成者21名（参加し学習意欲が向上したり社会性を向上させた者）

事業概要

中学3年生で高校進学を希望する生徒に対して高校入試に向けた学習を支援するとともに、同世代の交流を図り、当該世帯及び子の社会的自立を助長する。

事業実施方法

- ・障害者、高齢者、児童など幅広い活動に取り組むNPO法人へ委託
- ・特に高校進学に関する支援が必要と思われる生徒や不登校の生徒を選抜し、夏・冬休みに「学習する場」を提供し学習の支援と仲間作りを行う。
- ・学生や社会人などのボランティアがチューターとなり、勉強を教えている。

効果

- ・中高年の生活保護受給者や、本事業を受けて高校へ入学した生徒等もチューターとして参加するなど、参加者のみならず、講師の側にも社会参加の効果が広がりつつある。
- ・学校や家庭とともに地域における子どもの居場所となっている。

【山形県】必要に応じてNPO法人スタッフへ派遣依頼を行い支援を行っている事例

保護世帯数

318世帯（置賜総合支庁／平成21年12月末現在）

支援対象者

対象者4世帯（平成21年11月～22年1月）

事業概要

子どものいる生活保護世帯に対し、日常生活・養育・教育に関する相談・援助等の支援を行い、被保護世帯の子どもの健全育成を図る。

具体的な事業内容

- ・家庭環境、進学に問題のある世帯や、不登校気味の児童生徒に対して、その問題解決のための支援を行う。
- ・被保護者の通う学校の先生や教育委員会等とも情報交換を行っていくこととしている。

事業実施方法

- ・子育て支援関連のフリースクールを運営するNPO法人のスタッフへ業務依頼。
- ・契約上、支援日（曜日等）は定めず、必要に応じ福祉事務所から支援の依頼を行う。
- ・手当は勤務時間に応じて報償費として支払う。

効果・課題

- ・事業を開始したばかりであり、現在はケースワーカーと同行して顔をつないでいる状況。有効に活用が始まるまで多少の時間はかかるが、軌道に乗ればケースワーカーでは対処できない専門的な支援が期待できるところであり、福祉事務所の負担軽減に繋がると考えられる。

本事業は家庭環境に問題のある子どもや引きこもりがちな子どもの居場所づくりや学力向上、他人と接する機会を創ることによる社会性・日常生活習慣の確立など、工夫によって様々な効果が期待できるものである。

長期的な観点での保護の自立を目指す本事業の趣旨をかんがみ、社会福祉法人、NPO法人、教育委員会等地域の社会資源を活用しながら、より一層の積極的な活用をお願いしたい。

(2) 就労支援の一層の推進について

ア 生活保護受給者等就労支援事業について

平成17年度から、福祉事務所とハローワークが連携して、就労意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、生活保護受給者等就労支援事業を実施している。

【生活保護受給者等就労支援事業の実施状況（生活保護受給者分）】

	支援対象者	就職件数	就職率
平成20年度	10,160人	5,209人	51.3%
平成21年4月～12月	10,571人	4,922人	46.6%

(厚生労働省職業安定局まとめ)

本事業の活用をより促進させるため、平成21年度においては、ハローワークに配置する就労支援ナビゲーターの増員を図るとともに、手続の簡素化のための改正を行ったところである。

平成22年度においても、ハローワークに配置する就労支援ナビゲーターを増員(334人→437人)することとしていることから、各自治体においては、本事業のより一層の活用をお願いする。

また、事業の推進のために各都道府県及び各地域に設置されている「生活保護受給者等就労支援事業協議会」を廃止し、生活保護受給者等就労支援事業に関する協議とあわせて、第2のセーフティネット支援施策に関する協議も行う「生活福祉・就労支援協議会」を設置することとしたところである。

本年3月末までに、臨時会合を開催することとしているので、各都道府県労働局及びハローワークと一層の連携を図り、本事業のより一層の活用を図られたい。

イ 就労支援員を活用した自立支援の推進について

就労意欲・就労能力は一定程度あるが、就労に当たってのサポートが必要な方に対しては、福祉事務所に配置された就労支援員が就労支援を行うことにより、大きな成果をあげている。

多くの実施機関が生活保護現業職員の十分な確保に苦慮している現状においては、生活保護受給者が就労して自立を目指すに当たりきめ細かな支援を行うことができる就労支援員は必要不可欠な存在となってきた。

現在の就労支援員の配置状況及びその成果は以下の通りである。

【就労支援員の配置状況】

	配置自治体数	就労支援員数
21年3月末	305	557人
21年12月末	378	674人

【就労支援員の雇用形態】

	雇用		委託	
	自治体数	就労支援員	自治体数	支援員
21年12月末	351	624人	28	50人

【就労支援事業の成果】

	支援対象者	新規就労・増収	%	費用対効果
平成19年度	27,335人	10,583人	38.7%	約3.6倍（人件費：約14億円 効果額：約53億円）
平成20年度	34,052人	12,135人	35.6%	約5.5倍（人件費：約16億円 効果額：約89億円）

就労阻害要因を抱える被保護者に対しては、単に就職活動の指示を行うだけでは就職が難しいのが現状であり、効果的な就労支援を実施するためには、アセスメントを行って就労阻害要因を把握し、生活保護開始後早期の段階から寄り添った支援が必要である。

については、平成21年度第二次補正予算において約2,500名の増員（550名→3,050名）を図ったので、平成22年度中に、原則としてすべての自治体において就労支援員を配置するとともに、現に就労支援員を配置している自治体においても、より強力に就労支援の取組みを進める観点から、就労支援員のさらなる増配置をお願いする。

以下に、就労支援員を活用して積極的な就労支援を実施している自治体の取り組み例を紹介する。これらの取り組みや実績、また、平成21年3月に配布した「生活保護自立支援プログラム事例集」の各取り組みを参考にしていきたい。

【横浜市】様々な取り組みにより積極的な就労支援を展開

保護世帯数

42,926世帯（平成21年12月末現在）

事業実績

年度	14	15	16	17	18	19	20
就労支援専門員数	2人	2人	9人	22人	25人	25人	25人
支援者数	81人	75人	928人	1,871人	2,293人	2,251人	2,225人
就労した者の数	41人	52人	594人	1,015人	1,415人	1,401人	1,193人
上記のうち保護廃止世帯数	11世帯	8世帯	159世帯	260世帯	343世帯	312世帯	234世帯
年間の保護費縮減額(※)	20,320千円	28,477千円	252,326千円	471,654千円	645,182千円	592,778千円	518,899千円
事業費(当初予算)	8,787千円	8,205千円	36,357千円	92,126千円	128,511千円	132,117千円	131,507千円

※ 就職したことに伴うその月の保護費縮減額に、年度内の残月数をかけた額の合計

その他

- 就労支援の手引きを作成
- 就労支援の実施にあたって
 - ・ アセスメントシートによりアセスメントを的確に行い、就労のために活用できる社会資源の利用を検討し、その取り組み内容を「就労支援検討会」で組織的に検討を行う。これにより、被保護者に対する処遇の向上や、組織内における相談技術の共有が図られた。
 - ・ 被保護者とケースワーカーが「目標確認シート」を一緒に作成し、シートの完成後、被保護者本人が確認のサインをすることを規定。これにより、被保護者が主体的に自らの自立に向けて取り組むことが意識されるようになった。
 - ・ 3ヶ月ごとに支援経過を確認し、取組状況を評価する。その際、必要に応じて評価シートを作成し、支援方針を再検討。
- 無料職業紹介事業の実施
 - ・ 就労支援をより効果的に推進するため、横浜市を事業者、18区福祉保健センター保護課保護係を事業所とする、地方公共団体による無料職業紹介事業の届出を行った。
 - ・ 求人開拓を民間に委託し、そこから派遣された求人開拓員が被保護者のニーズに合った求人を企業等から開拓する。受理された求人は、あらかじめ登録されている求職者の稼働能力や希望とマッチングを行い、条件が適合した求人は、就労支援員が直接職業紹介・斡旋を行う。
 - ・ 就職に必要な知識やスキルの習得を目的とし、対象を被保護者に絞ったセミナーを毎月開催する。このことにより、被保護者の就労に対する意識の向上を図る。

【千代田区】週2日、事業委託先のNPO法人から派遣

保護世帯数

529世帯（平成21年12月末現在）

支援対象者及び達成者

対象者52名、達成者11名（新規就労の開始及び増収の就労達成）（平成21年4月～12月）

委託額

約3,000千円

就労支援員数

1名

事業実施方法

福祉事業を実施している企業組合へ委託し、週2回、就労支援員1名の派遣を受けている。

【杉並区】就労支援員の配置と事業委託を併用

保護世帯数

5, 362世帯（平成21年12月末現在）

支援対象者及び達成者（就労支援員の配置分）

対象者185名、達成者71名（実際に就労・増収した者）（平成21年4月～12月）

支援対象者及び達成者（委託分）

対象者110名、達成者55名（実際に就労・増収した者）（平成21年4月～12月）

事業費

約26,823千円

支援員数

就労支援員3名及び事業委託として2名

事業実施方法

通常の就労支援のみのケースは就労支援員が行う。就労支援のみならず、債務整理など複合的な対応を必要とする困難ケースは委託にて支援を行うこととしている。

また、局第12-1-(2)-アにより、就労支援員の活動をもって、現業員の訪問調査に代えることが可能である。

(参考)

局第12-1-(2)

ア 家庭訪問

少なくとも1年に2回以上訪問すること。

なお、被保護者本人からの（平成17年3月31日付社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。

申請件数の増加により現業員の負担が増し、十分な就労支援や訪問調査の時間を確保することが困難となっている中で、就労支援員の配置を通じて、より積極的な就労支援を行うことができるだけでなく、現業員の訪問調査による負担を軽減することも可能である。都道府県に積み増しされる基金を積極的に活用いただき、生活保護受給者に対する就労支援の更なる積極的な取り組みをお願いする。

ウ 就労意欲喚起等支援事業の更なる活用について

これまで支援の対象にはなりにくかった特に就労意欲の低い方についても、重点的に就労支援を行う必要があることから、平成21年度より「就労意欲喚起等支援事業」を実施している。

具体的な事業内容としては、

- ① 就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対して、既存の就労支援策へスムーズにつなげるための前段階として、就労意欲の喚起、生活能力・就労能力の向上のための支援
- ② 就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援員が配置されていない福祉事務所の被保護者等に対して、就労意欲の喚起から職業訓練、職業紹介、就職活動、離職防止に至るまでの総合的な支援

これらの支援策を地域資源であり専門的な経験・知識等を持つ社会福祉士会、NPO法人や民間職業紹介事業者等に委託するなどを通じて、効果的に事業を実施するものである。

平成21年12月現在、本事業の活用状況は以下のとおりである。

【平成21年度 就労意欲喚起等支援事業実施自治体】

実施主体	実施方法	事業内容
北海道釧路市	委託	就労意欲の喚起から、職業訓練等の総合的支援を行う
千葉県	雇用	嘱託職員やキャリアカウンセラー等により、働くことの意味からハローワーク等の活用法、履歴書の作成等までをセミナー形式で説明・研修を行う
大阪府吹田市	委託	就労支援員により、就労支援及び自立支援を図る
福岡県大牟田市	委託 雇用	本事業のコーディネーターとして臨時職員を雇用し、長期間就労していない等、就労に不安を抱える者や就労意欲の低い者を対象に委託事業所と連携し、就労体験を実施していくことで就労意欲の喚起を行う
宮崎県日向市	雇用	自立生活相談員を配置し、社会的自立が困難な被保護者に対し、実生活に即した適切な助言、相談及び指導を行うとともに、勤労意欲の喚起、ハローワークへの同行訪問を行う
沖縄県宜野湾市	雇用	求職活動が不十分な者、就労促進が必要な者に対し、就労意欲促進を図る
大阪市	委託	キャリアカウンセラーの派遣を受け、就労意欲の低い者へのカウンセリングや職員研修等を行う
神戸市	委託	就労が困難な母子世帯に対し、社会福祉施設等で職業訓練等を実施し、就労を支援する
福岡市	委託	就労意欲喚起のためのカウンセリング、職業紹介等の支援事業を行い、就労意欲の助長を図る
旭川市	委託	①年齢や経歴等により求職活動が停滞気味の者や、近い将来求職活動に入る予定の者等を対象に、就労意欲の喚起等を図る ②一般就労が困難な者に対し、ボランティアやカウンセリングを通じて、各人に応じた社会参加、就労体験の場を提供することにより、社会的自立を促進する
青森市	委託	社会福祉法人等の協力のもと、就労を体験する場を提供してもらい、生きる自信を回復するとともに、就労意欲の向上を目指す

大津市	委託	就労能力向上のため就業体験事業（農作業従事）などの職業訓練を行う
東大阪市	委託	キャリアカウンセラーや社会福祉士等の派遣を受け、カウンセリングの実施等により就労意欲を喚起する
宮崎市	雇用	就労意欲喚起相談員を配置し、面接相談の段階から就労意欲喚起等を含めた就労支援を行う

以下に、積極的に就労意欲喚起等支援事業を実施している自治体の取り組み例を紹介する。

【大牟田市】 就労体験事業を外部へ委託している事例

保護世帯数

2,974世帯（平成21年12月末現在）

支援対象者及び達成者

対象者28名、達成者3名（実施に就労・増収が決定したもの）

事業概要

長期間就労していない者、就労に不安を抱える者、就労意欲の低い者を対象に、委託事業所と連携し、就労体験を実施していくことで就労意欲の喚起を行う。

事業実施方法

- ・動物園、介護施設、障がい者施設（NPO法人）へ委託し、それぞれ動物園就労意欲喚起等支援事業、介護施設就労意欲喚起等支援事業、障がい者施設就労意欲喚起等支援事業として実施。
- ・動物園では草取りやエサやりなど、介護施設では通所のレクへの参加、話し相手、ホームヘルパー補助など、障がい者施設では作業所での作業に参加しながらコミュニケーションを図る、といった活動を行っている。
- ・本事業への参加者の日程調整や委託先事業者との連携を担当するコーディネーターとして、非常勤職員を1名採用。

効果

- ・就労に結びつくなど数値的に評価出来る効果がある一方で、社会参加の促進など数値には表れない効果も多い。
- ・参加者より、生きがいを感じている、このままここで働きたい、といった声が上がっている。

本事業については、地域の社会福祉士会、NPO法人や民間職業紹介事業者等にあまり知られていない状況も見受けられるので、こうした民間団体等の協力を得つつ、本事業のより一層の活用をお願いしたい。

3 平成22年度生活保護基準について

(1) 子ども手当の施行に伴う対応について

子ども手当は、中学校修了までの児童を対象に、現行の児童手当と併せて子ども1人当たり月額1万3千円が支給されるものであり、平成22年度予算（案）において所要額が計上されたところである。

子ども手当の支給にあわせて、生活保護制度における同手当の取扱いについては、子ども手当は収入認定の対象となるが、子ども手当の効果が被保護世帯に及ぶよう、所要の措置を行うこととしている。

具体的には、現行の児童手当における取扱いと同様、子ども手当を収入認定した上で、児童養育加算を拡充し、基準額を子ども手当と同額の1万3千円まで引き上げるとともに、対象者を中学校修了までの児童に拡大することとしている。

なお、子ども手当の初回支給月は平成22年6月であるが、児童養育加算の改定は、子ども手当の施行にあわせ、平成22年4月から行うこととしているのでご留意願いたい。

また、現在、児童手当を受給している者（今年度末で小学校を修了する児童を養育するものを含む。）については、改めて子ども手当の認定請求を行う必要はないが、4月から中学2・3学年となる児童を養育する者については、子ども手当の新規対象者として、住所地の市区町村長の認定を受けなければならないとされている。このため、保護の実施機関におかれては、対象となる世帯に対する必要な助言、指導をお願いする。

(2) 平成22年度生活扶助基準について

ア 母子加算の支給について

母子加算については、三党連立政権合意を踏まえ、子どもの貧困解消を図るため、平成21年12月より復活したところであるが、平成22年度においても、引き続き支給することとし、平成22年度予算（案）において所要の経費を計上したところである。

母子加算（月額） 23,260円 （在宅、1級地、児童1人の場合）

※ 平成21年度と同額

イ 平成22年度生活扶助一般基準について

生活扶助基準は、一般国民の消費水準との均衡を適切に図るため、国民の消費動向や社会経済情勢等を総合的に勘案して、改定することとしている。

平成22年度については、完全失業率が5%を超え高水準で推移するなど、現下の厳しい経済・雇用状況を踏まえ、国民生活の安心が確保されるべき状況にあることにかんがみ、据え置くこととした。（別紙1参照）

(3) 公立高校の授業料無償化等に伴う対応について

平成22年度予算（案）において、公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金（私立高校生について、就学支援金を支給することにより、世帯の教育費負担を軽減する制度。被保護世帯を含む低所得世帯については、年間約24万円が支給される予定。別紙2参照）の導入が盛り込まれたところである。

本制度は、被保護世帯も対象としていることから、同制度の実施により、平成22年4月から、①公立高校に通う生徒については授業料が不徴収となり、②私立高校等に通う生徒については、高等学校等就学支援金の支給（学校設置者が代理受領する取扱いとなる予定）により、授業料（年額）が約24万円減額される取扱いとなる。

このため、同制度の対象となる者については、現行の高等学校等就学費における授業料の支給は行われないうこととなる。

なお、同制度の対象外である高等専門学校の4・5学年生に対する授業料については、同制度に基づく就学支援金の額を上限に、高等学校等就学費として支給できるよう改正する予定であるので、あわせてご了承ください。

(4) その他

生活扶助（重度障害者他人介護料）、住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助（施設分娩）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）及び葬祭扶助については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

(別紙1)

平成22年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	175,170	167,870	160,580	153,270	145,980	138,680
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	244,970	226,870	213,580	199,270	186,080	172,780
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助 (注)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

3. 母子2人世帯【30歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	152,620	147,380	140,530	135,280	128,440	123,190
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	222,420	206,380	193,530	181,280	168,540	157,290
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金の創設

平成22年度予定額 3,933億円(新規)

趣旨

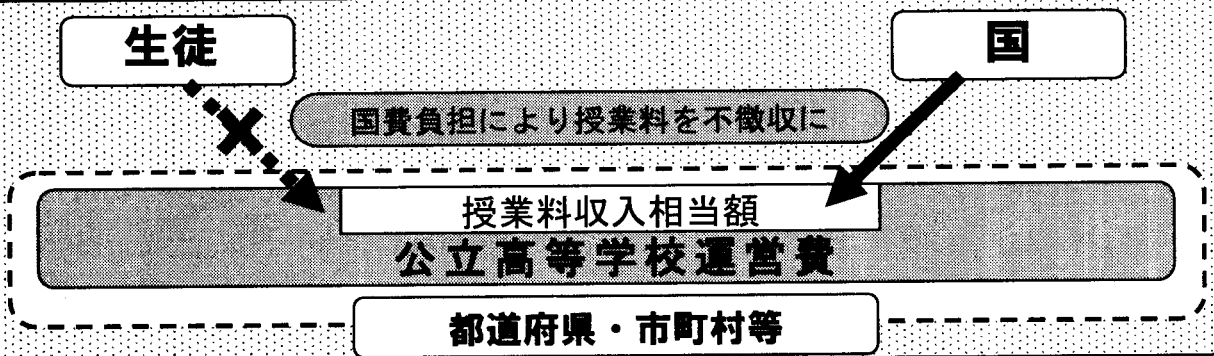
家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに高等学校等就学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減する。

制度概要

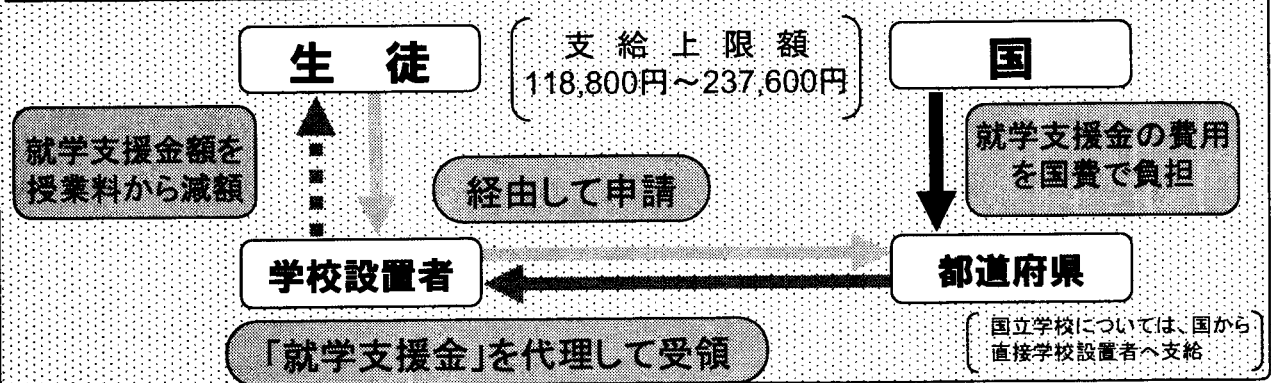
- 対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校・各種学校等(高等学校に類する課程として文部科学大臣が指定するもの)。
- 公立の高等学校(中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)を含む。)については授業料を不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国費により負担。
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額(118,800円)を助成(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担の軽減を図る。
- 私立学校に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて、助成金額1.5~2倍した額を上限として助成する。

年収250万円未満程度	237,600円(2倍)
年収250~350万円未満程度	178,200円(1.5倍)

公立高校 - 不徴収による授業料無償化 -



私立高校等 - 就学支援金の支給により、教育費負担を軽減 -



4 漏給防止・濫給防止対策の推進等について

(1) 無料低額宿泊施設等について

無料低額宿泊施設及び法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊施設等」という。）については、実態調査を実施し、平成21年10月に集計結果の公表を行ったところである。

本調査により、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、早急に講じる対策として、以下の事項について留意いただくよう、平成21年10月に各自治体に対して通知を発出したところである。

- ① 訪問調査の徹底及び劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊施設の収支状況の公開の徹底

上記の事項に関するその後の改善状況等については、平成21年末にフォローアップ調査を実施し、現在集計中であるので、その結果がまとまり次第各自治体にお知らせする。フォローアップ調査の結果を踏まえ、引き続き無料低額宿泊施設等に対する指導とそこに入居している生活保護受給者に対する適切な支援をお願いする。

また、入居者に対する適切な支援を行う無料低額宿泊施設に対して財政支援するため、平成22年度予算（案）に居宅生活移行支援事業を創設したところである。

具体的には、生活保護受給者に対して、自立・就労を支援する職員を配置する無料低額宿泊施設に対して財政支援（100ヶ所程度）することとしている。

また、最近、無料低額宿泊施設等の劣悪な住環境に入居しながら福祉事務所の訪問調査が行われておらず、長らく福祉事務所としても実態が把握できていなかった事例が見受けられる。このため、平成21年度第二次補正予算により各自治体に増配置する「住宅確保・就労支援員」（1の（2）参照）を活用して、無料低額宿泊施設に入居している生活保護受給者に対する定期的な巡回相談・支援体制が強化されるようお願いする。

なお、昨今報道等で指摘されている無料低額宿泊施設等に対する法規制の是非を含めた無料低額宿泊施設等のあり方については、平成21年10月に省内に検討チーム

を設け、元入居者やその支援者、事業者、地方自治体等関係者からのヒアリング等を行っているとあるが、対応可能なものから随時速やかに実施していくこととしているので、ご了承願いたい。

(2) 保護の相談・申請時における適切な窓口対応について

ア 失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について

先般、政府の「緊急雇用対策」（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）に基づき、失業等により生活に困窮する方々への支援として、ハローワークにおけるワンストップ・サービスが実施されたところである。職員の派遣等、ご協力いただいた関係地方公共団体には改めて厚く御礼申し上げます。

当該事業の実施に当たっては、利用者の方々から高い評価をいただいたところであるが、一方、失業等により生活に困窮する方々への支援について課題も生じている。各自治体におかれては、引き続き「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」（平成21年3月18日社援保発第0318001号保護課長通知）及び「失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について」（平成21年12月25日社援保発1225第1号保護課長通知）の趣旨を再度ご理解いただき、失業等により生活に困窮する方々への支援に当たっては、ハローワーク等の関係行政機関やホームレス支援を行うNPO法人等の民間団体と連携の上、効果的で実効ある生活保護制度の運用に努められたい。

イ 他法他施策の活用について

昨今、低所得者等に対する各種施策が新たに実施されており、特に、「就職安定資金融資事業」（平成20年12月より実施）、「訓練・生活支援給付金」及び「訓練生活支援資金融資」（平成21年7月より実施）、「住宅手当緊急特別措置事業」（平成21年10月より実施）、「総合支援資金」（平成21年10月より実施）、「臨時特例つなぎ資金」（平成21年10月より実施）などについては、生活保護の適正な運用と生活保護受給者の自立支援の推進の観点から、保護の実施機関に対してもこれらの施策を周知し、理解を促されたい。なお、各々の施策の概要については参考資料をご参照いただきたい。

保護の実施機関においては、これらの施策のうち給付制度の活用が可能と考えら

れる方から生活保護の相談を受けた場合は、保護の補足性の考え方について相談者に説明し、これらの施策に関する情報を相談者に提供するとともに、必要に応じてその活用を図られたい。なお、各事業の趣旨を十分理解の上、例えば貸付制度や住宅手当などについては、活用を強要することのないよう十分留意されたい。

(3) 年金担保貸付利用者の取扱い

年金担保貸付を利用している方への対応としては、「生活保護行政を適正に運用するための手引きについて」（平成18年3月30日社援保第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき実施しているところであるが、昨年度の全国会議においてお示ししたとおり、現在、年金局及び（独）福祉医療機構とともに、以下の対応を検討しているところである。

- ① 年金担保貸付を契機に生活が困窮する事態とならないような金融機関での貸付審査時の対応
- ② （独）福祉医療機構に対し情報提供する生活保護世帯の対象範囲の拡大
- ③ 年金担保貸付を利用したことにより過去に生活保護を受給した方に対する、一定の貸付制限

このうち、①については、本年2月から年金担保貸付に関し金融機関における審査方法等の取扱いが変更され、満額返済の廃止や貸付審査の強化等を行うことで、年金担保貸付の利用により生活に困窮する事態が可能な限り生じない取扱いに改正されたところである。

特に、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある方に対し、資産活用の要件を満たさないものと解して保護を適用しない場合等については、直ちに急迫した状況に陥ることのないよう必ず返済期間の延長を助言すること。

また、②については、現在のエラー発生状況を勘案すれば、貸付窓口となる金融機関での混乱が予想されるため、エラー件数が減少されない限り実施は困難な状況である。

については、当省に対し情報提供する際に、記載誤りや記載漏れがないか事前に十分確認いただくようお願いする。厚生労働省としても、提供していただいた情報をデータベース化する業務を委託している業者に対し、入力時にエラーを発見した場合は随時福祉事務所に確認する業務を、平成21年10月から新たに委託したところであ

るので、平成21年10月1日付け事務連絡「年金担保貸付利用者のデータ提供に関する留意事項について」の内容を再度確認の上、管内実施機関に周知されたい。

さらに、③については、生活保護を受給していない世帯に対する制限となるため、個人情報の取扱いについて検討を要することや、(独)福祉医療機構におけるシステム改修を要することから、今年度中の実施は困難な状況となっている。

しかしながら、理由もなく年金担保貸付を利用して生活保護の受給を繰り返す等、資産の活用(月々の年金受給)を恣意的に忌避している場合については、生活保護法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないものと解されるので、引き続き「生活保護行政を適正に運営するための手引き」(平成18年3月30日社援保第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、適正に保護の決定にあたられたい。

(4) 他法他施策の優先適用について

ア 医療扶助における自立支援医療の優先適用について

生活保護の決定実施に当たっては他法他施策の優先活用が前提であり、昨年度の会計検査院の实地検査においても、障害者自立支援法第58条に基づく自立支援医療(更生医療)制度の適用が適切に行われていない事例が見受けられるとの指摘を受けたところである。

については、主治医への病状調査や診療報酬明細書(レセプト)の傷病名の一斉点検など必要な点検調査を行うとともに、障害者手帳を有している被保護者にあつては、障害の種別等を把握し、自立支援医療の対象となる可能性がある者の診療報酬明細書(レセプト)は重点的に点検するなど、被保護者の病名確認を的確に行うよう管内実施機関に対し指導を徹底されたい。

このことについて、福祉事務所及び都道府県等本庁において点検調査を確実に行っていただくために、所要の通知を発出する予定である。当該通知にて確認用の台帳様式をお示しすることとしているので、これを踏まえ、台帳の整備及び台帳に基づいた重点的な点検調査を実施するようお願いする。

このような点検調査等の結果、自立支援医療など他法他施策の適用可能性がある方に対しては、遅滞なく適用に向けた申請指導を行うとともに、申請結果について本人からの聴取、障害担当課からの結果通知等により適切に把握するなど組織的に取り組むようお願いする。

イ 介護扶助における自立支援給付等の優先適用について

40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者以外の生活保護受給者については、他法他施策で活用できる施策があれば、介護扶助に優先して適用することとなっているが、特に障害者自立支援法の自立支援給付等について、今般、会計検査院の指摘があったとおり、自立支援給付等が介護扶助に優先されることについて担当者の認識が不十分等の理由により、自立支援給付が活用可能にもかかわらず、介護扶助を適用している実施機関が見受けられたところである。

介護扶助の支給決定に当たり、身体障害者手帳を取得していない方に対しては、被保護者の病状把握を行った上で、身体障害者手帳取得可能かどうかの確認を行うことを徹底されたい。

身体障害者手帳が取得可能及び既に取得している方に対しては、被保護者に係る居宅サービス計画等のサービス給付内容を把握した上で、優先的に自立支援給付等の適用を検討されたい。

初老期における認知症等で被保護者が身体障害でない場合は、個々の病状を病状調査等により把握し、自立支援給付等の適用の可否について検討されたい。なお、脳血管疾患等脳に関する特定疾病については、器質性精神障害により、精神障害に該当することもあるので、その観点からの自立支援給付等の適用も検討されたい。

身体障害者手帳の取得の可否、自立支援給付等の適用の可否については、障害担当課に対する照会、協議及び自立支援給付等を活用するための障害区分認定の申請等、障害担当課との連携が不可欠であることに留意すること。

このため、各福祉事務所において確認が確実に行われるよう台帳整備を行うことにより、組織的な取組を推進していただきたい。

なお、上記については、福祉事務所において確実に行っていただくために、所要の通知を発出する予定である。当該通知にて台帳の様式を参考までにお示しすることとしているので、台帳整備及び台帳に基づいた確認を行うようお願いする。

ウ 地方厚生局監査の実施について

今回の会計検査院からの指摘は、他法他施策の優先活用という生活保護法の補足性の考え方が遵守されていないことを明らかにする、極めて憂慮すべき事態である。このことから、平成22年度から地方厚生局の生活保護監査官等により、都道府県

・指定都市・中核市本庁に対して、生活保護の医療扶助における他法他施策の優先活用を徹底するため、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査を実施することとしているので、御了知願いたい。

平成22年度の地方厚生局監査事項については、今回の会計検査院からの指摘を踏まえ、自立支援医療制度の適用状況に着目した監査を実施する予定である。

都道府県等本庁におかれては、今後発出予定の通知にてお示しする様式を踏まえ、福祉事務所にて作成した台帳を取りまとめていただき、平成22年5月末日を期限として当省あて提出いただくようお願いする。

なお、台帳提出に当たっては、調査時点に若干の相違がある程度の資料を既に有している場合は、当該調査時期を明記の上、これに代えて提出いただくことは差し支えないので、念のため申し添える。

当該監査では、当該台帳掲載者の診療報酬明細書（レセプト）を審査し、適切に他法他施策の優先活用がされているかについて監査をさせていただく予定である。

また監査の実施は、上記台帳の提出を受け、平成22年6月より各地方厚生局が、順次各都道府県等本庁にて行うことを予定している。

都道府県等本庁におかれては、地方厚生局との監査日程の調整をはじめ、監査会場の手配、監査資料となる診療報酬明細書（レセプト）の準備などの対応をお願いする。

(5) 診療報酬明細書（レセプト）点検の充実・強化について

診療報酬明細書（レセプト）の点検は、医療扶助受給者の病状把握を行うとともに、医療扶助費の適正な支出を図るために必要不可欠なものである。

一部の自治体においては、内容点検（特に縦覧点検）について、対象となる全ての診療報酬明細書（レセプト）の点検が実施されていないなど取組みが不十分な自治体が見受けられる。医療扶助費の適正な支出のため、点検体制を整備していただき、すべての診療報酬明細書（レセプト）について資格・内容点検（単月・縦覧）を実施していただくようお願いする。また、適宜点検体制・点検効果の検証を行い、体制・効果が不十分と思われる場合には、点検方法を見直す（セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用した外部委託等）とともに、自立支援医療等の他法他施策の適用可能性についても点検するなど、より効果的かつ効率的な点検の実施をお願いする。

上述したような取り組みに対しては、セーフティネット支援対策等事業費補助金の交付に当たり、他に優先して採択していく方針であるので御了知願いたい。

(6) 通院移送費の適正化について

医療扶助の通院移送費については、平成20年4月以降、局長通知や課長通知等を発出し、給付範囲等の基準及び審査等の手続を明確化し、また平成20年6月には「医療扶助における移送の給付決定に関する留意点（周知徹底依頼）」（平成20年6月10日社援保発第0610001号）を発出し、

- ① 平成20年4月通知改正前の「移送に必要な最小限度の額」というこれまでの基準を変更するものではなく
- ② もとより、被保護者の方が必要な医療を受けられなくなることがあってはならず、必要な交通費は支給されるべきである

という趣旨を明確にし、この点について各実施機関等に対し、様々な機会を通じて、周知・徹底を図ってきたところである。

今般、上記通知発出後においても、一部の自治体において通知の趣旨が徹底されずに、一律・機械的な取扱いがなされているとの意見があったことから、これまで発出した通知の趣旨について、さらなる徹底を図っていただきたく「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号）の改正を予定しているところである。

各福祉事務所においては、今後発出される改正通知等で示した一定の手続にのっとり、個々の事案ごとに十分な検討を行い、不正受給や過大給付などが発生しないよう「濫給の防止」に努めるとともに、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなることはあってはならないことであり、そのようなことのないよう「漏給の防止」にも努められたい。

(7) 生活保護法第29条に基づく調査について

生活保護法第29条に基づく資産及び収入の状況の調査については、昨年度「課税調査の徹底及び早期実施について」（平成20年10月6日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出し、不正受給の早期発見及び未然防止に努めていただいているところであるが、今般、実施機関が官公署等に対し調査を行う際については、以下の

事項に留意の上、引き続き適切に調査を実施するようお願いする。

ア 公共職業安定所に対する調査について

公共職業安定所に対する29条調査を実施する場合については、「生活保護法第29条に基づく公共職業安定所長に対する調査の嘱託について」（昭和58年9月12日社保第95号厚生労働省社会局保護課長通知）に基づき、申請時等に本人から提出のあった同意書を添付の上、公文にて調査を依頼することを徹底し、雇用保険の受給状況等に関する情報の報告を必要に応じて求めること。その際、調査の嘱託は、機械的に行うことなくその必要性について十分な検討を加えるとともに、保護の決定及び実施に必要な不可欠な事項について行うこと。

また、特に、訓練・生活給付金など、昨今新たな給付事業が職業安定所において行われていることから、就労支援に限らず、給付に関する事項についても、職業安定所との連携強化を図り、生活保護の適正な運用に努めること。

イ 金融機関等に対する調査について

調査の際に徴収される手数料について実態を調査したところ、手数料を徴収されている自治体は、都道府県・指定都市・中核市106自治体のうち49自治体であり、南九州地方など特定の地域に偏在して手数料が徴収されている状況であった。

また、1件あたりの平均手数料は33円（最高額722円～最低額10円）であることから、大部分が郵送代やコピー代など実費相当程度であり、同一金融機関であっても、自治体や支店によって料金が異なる実態も見受けられた。

保護の実施機関においては、上記結果を踏まえ、引き続き金融機関等に対しては、生活保護法第29条の趣旨を十分説明し理解を得るよう努めるとともに、適切に必要な調査を実施するようお願いする。

ウ 税務官署に対する調査について

特に、住民登録が管外にある生活保護受給者の課税所得の調査を実施する場合等については、他の自治体の税務官署に対し調査依頼を行うこととなるが、税務官署における本調査の取扱いについては、過去に以下のとおり示されているので念のため確認の上、適切な調査に努められたい。

273 福祉事務に関する町税課税状況等の審査について

問 福祉年金、福祉医療、国民年金免除申請等の受給資格審査及び保育料の決定のため、庁内の福祉係が町民税課税台帳等の閲覧をした場合、審査の結果所得額等が基準額以上になり受給資格の停止など納税者に不利になる場合がありますが、庁内内部の閲覧であるので地方税法第22条にてい触しないものと解して差し支えないでしょうか。また、福祉サイドでの根拠法文もあわせてご教示下さい。

答 一般に収入額又は所得額、税額等は地方税法第22条の「秘密」に該当しますので、国民年金法第108条、生活保護法第29条、児童扶養手当法第30条、老人福祉法第36条、児童扶養手当法第28条等の法令の根拠がある場合は格別、そうでない限り、一般には、庁内職員といえども課税台帳を閲覧させることは秘密漏えいに関する罪にてい触するものと考えます。

5 その他

(1) 平成22年度の実施要領等の改正について

平成22年度の主な改正事項は、以下のとおりの予定である。

ア 劣悪な無料低額宿泊施設等に対する対応について

自立に向けた転居支援の推進を図るため、劣悪な無料低額宿泊施設等から転居する場合に必要な敷金等や移送費などについて支給できる旨を明記するほか、劣悪な施設への入所を防止する観点から、安定した住所のない方が住居を確保するに当たり、不適切と判断される施設へ入所する場合は敷金等を支給しない旨等を規定することとしている。

イ 初任給が支給されるまでの通勤費の支給について

手持金のない生活保護受給者の就労を支援するため、新規就職者で初任給が支給されるまでの期間における通勤に必要な当座の資金がない方については、交通費を就職支度費として支給できることとしている。

ウ 高等学校等を卒業し、就職する者に対する運転免許証取得費の支給について

高等学校を卒業する者の就労を支援するため、高等学校卒業予定者に対し、高等学校卒業後の就職が内定し、仕事上自動車の運転免許証が必要な場合については、運転免許証取得費用を支給することとしている。

エ その他

地域生活定着支援センターを利用した方の実施責任や年金担保貸付制度の改正に伴う保護の取扱いについて明記することとしている。

(2) 生活保護関係予算について

ア 平成22年度予算(案)について

(ア) 保護費負担金について

保護費負担金については、各扶助ごとの給付実績を基礎としたうえで、直近の被保護人員の伸び等を踏まえるとともに、雇用施策やその他福祉施策による影響

を踏まえ、平成22年度予算（案）においては、対前年度1,421億円増（6.9%増）の2兆2,006億円を計上しているところである。

平成22年度予算（案）の状況

	21年度予算	22年度予算(案)	増△減額
保護費負担金	2兆585億円	2兆2,006億円	1,421億円

(イ) セーフティネット支援対策等事業費補助金

セーフティネット支援対策等事業費補助金については、平成22年度予算(案)において、対前年度30億円増の240億円を計上しているところである。

このうち、生活保護関係の新規事業としては、保護施設を経営する社会福祉法人等が社会福祉法第2条第3項に規定する無料低額宿泊事業を運営するに当たり、被保護者に対し地域社会での自立生活のための生活指導及び就労指導のために必要な財政支援を行う「居宅生活移行支援事業」を創設することとしている。

また、行政刷新会議による事業仕分けにおける指摘等を踏まえ、医療扶助の適正化に向けた取組として、外部委託の促進等、実効性のあるレセプト点検事業の充実に必要な予算の確保を行ったところである。

なお、平成21年度までセーフティネット支援対策等事業費補助金において実施している自立支援プログラム策定実施推進事業のうち「就労支援事業」及び「就労意欲喚起等支援事業」、住宅・生活支援対策事業のうち「住宅手当緊急特別措置事業」については、平成21年度第二次補正予算において各都道府県に造成された「緊急雇用創出事業臨時特別交付金（基金）」の「住まい対策」に係る事業として実施されることとなるのでご留意願いたい。

平成22年度予算（案）の状況

	21年度予算	22年度予算(案)	増△減額
セーフティネット支援対策等事業費補助金	210億円	240億円	30億円

イ 緊急雇用創出事業臨時特別交付金（基金）について

平成21年度第二次補正予算においては、離職した方等が安心して就職活動を行

うために必要な生活基盤である「住まい」に着目し、「住まい対策の拡充」を図るため、緊急雇用創出事業臨時特例交付金700億円を計上し、各都道府県の基金に積み増しすることとしている。

この基金により、平成22年度においても、引き続き切れ目のない形で、「住宅手当緊急特別措置事業」、「ホームレス支援対策事業」及び「就労支援の強化」等の事業を実施することとしているので、各自治体においては、より一層の効果的な事業実施に取り組んでいただきたい。

(3) 生活保護関係予算の執行について

ア 生活保護費等負担金の執行について

(ア) 平成22年度の執行について

各自治体への生活保護費等負担金の交付は、予算の効率的な執行の観点から、各自治体より報告された所要見込額に基づき行っているところである。

平成22年度においても、四半期ごとに所要見込額を把握することとしているが、厳しい雇用失業情勢を受けて保護動向も大きく変化しているため、各自治体においては、常に管内の保護動向等を踏まえ、適切に所要額を算出するとともに、これに必要な財源措置を講じられたい。

なお、毎年、所要額を過大に見込んで多額の返還金が生じている自治体が見受けられるところであるが、限られた財源を有効に活用する観点から、適切に所要額を算出していただくようお願いしたい。

(イ) 現業員等の詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算等について

近年、現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案が発生していることから、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止について」（平成21年3月9日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出し、生活保護費の支給等の事務処理の適正化、詐取等不正事案の報告・把握、詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算について周知を図ったところである。しかし、未だに詐取、事務け怠等の不正事案が見受けられることから、各自治体におかれては、本通知の周知をさらに徹底し、不正事案の防止に努められたい。また、不正事案が発生した場合は、本通知において示している報告書様式にて、速やかに厚生労働省に報告されたい。

(ウ) 調定額の計上及び調定後の債権管理等に係る留意事項について

生活保護費負担金交付額の精算については、「生活保護費国庫負担金の適正な精算について」（平成17年9月29日社会・援護局保護課長通知）により、適正な返還金等の調定額の計上について周知しているところであるが、会計検査院の平成20年度決算検査報告においても63自治体分について、不当であるとの指摘を受けたところである。各自治体においては、本通知の趣旨を踏まえ、このような事態が生じないように、適切に国庫負担金の精算を行われたい。

また、地方自治法に基づく納入の指導や時効中断等の必要な措置を行わないまま時効となり、結果として不能欠損とすることは適切な処理とは認められないので、調定後の債権管理等についても、適切に行われたい。

イ セーフティネット支援対策等事業費補助金

セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る実施要綱及び平成22年度の交付方針は別途通知することとしているが、平成22年度においては、無料低額宿泊施設の適正な運営を図るための「居宅生活移行支援事業」を新たに創設し、優先的に採択することとしている。

行政刷新会議において指摘された医療扶助の適正化対策の充実を図る観点から、レセプト点検の外部委託の推進等についても、各自治体においては積極的に取り組むよう指導願いたい。

また、自立支援の観点から、被保護者の抱える多様な課題に対応できるよう、幅広い自立支援プログラムを用意することが重要であるため、各自治体においては、本補助金を有効に活用し、自立支援プログラムの一層の充実に努められたい。

なお、補助事業の採択に当たっては、各自治体から提出していただく実施要綱等に記載されている事業の具体的内容及び費用対効果を踏まえて行うこととしているので御留意願いたい。

(4) 保護施設の運営及び整備について

ア 保護施設の運営について

(ア) 保護施設の運営について

保護施設については、退院促進等の受け皿として居宅での生活が困難な精神障害者の受入れや、障害別に機能分化された施設には適応しない重複障害者の受入れなどの役割を担っているが、近年は、社会生活に適応できず施設に入所せざるを得ない方（ホームレス、アルコール・薬物依存、DV被害者等）の受け皿としても機能している。

現在、保護施設は、入所者の地域生活への移行支援のため、

- ① 入所中に行われる「居宅生活訓練事業」
- ② 在宅生活移行後の居宅生活の継続を目的とした「通所事業」
- ③ 在宅生活が一時的に困難に陥った場合の「ショートステイ事業」

の活用が可能な事業体系となっているところである。

については、保護施設における地域生活への移行支援と自立支援機能の充実・強化を図るためにも、これらの事業に積極的に取り組むよう、管内保護施設に対して働きかけていただきたい。

平成21年度における実施施設数

	実施施設数	対象施設数	実施率
保護施設通所事業	37施設	208施設	17.8%
救護施設居宅生活訓練事業	22施設	188施設	11.7%

※ 救護施設居宅生活者ショートステイ事業の実施自治体数は8自治体

【参 考】

保護施設通所事業

(目 的)

精神疾患に係る患者等の社会的入院の解消を図り、被保護者が居宅で継続して自立した生活を送れるよう支援するため、保護施設退所者等を保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施する。

(参照通知)

保護施設通所事業の実施について（平成14年3月29日社援発第0329030号厚生労働省社会・援護局長通知）

救護施設居宅生活訓練事業

(目 的)

救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、より、居宅生活への移行を支援する。

(参照通知)

社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて（昭和62年7月16日社施第90号 厚生省社会局長通知）

救護施設居宅生活者ショートステイ事業

(目 的)

一時的に精神状態が不安定となる居宅で生活する被保護者に対し、救護施設を短期間利用させることにより、精神状態を安定させ、居宅生活の継続を支援する。

(参照通知)

セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知 自立支援プログラム策定実施事業実施要綱）

(イ) 保護施設入所者に係る援助方針の策定

保護施設入所者の援助方針の策定に当たっては、保護施設との連絡調整を密にし、施設における個別援助計画等を参考とするなど、入所者個々の状況を十分に把握した上で、入所者の自立支援を図る観点から実施されるよう努められたい。

なお、その際には、保護施設の入所の適否についても検討の上、居宅生活への移行や他法による専門的施設での受け入れが可能な方については、これを優先することとし、関係部局と調整の上、必要に応じ措置の見直しを行われたい。

イ 保護施設の整備について

平成22年度の社会福祉施設等施設整備費補助金の協議に係る留意事項については、「平成22年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」

（平成22年2月8日社援発0208第1号厚生労働省社会・援護局長通知）により、既に通知しているところであるが、保護施設の入所者の態様は当該自治体における他法施設の整備状況等によって異なることから、保護施設の創設に当たっては、各地域における保護施設に対する需要やその役割を検討した上で必要な整備について協議されたい。

また、平成21年度第一次補正予算において、火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー設備を促進することを目的とする「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金」を創設し、都道府県に基金を造成して、平成23年度末まで、社会福祉施設の耐震化整備及びスプリンクラー整備を促進することとしているので、社会福祉法人等が設置する保護施設の耐震化の整備及びスプリンクラー整備について、基金の積極的な活用を検討されたい。

(5) 生活保護事務のIT化の推進について

ア 生活保護業務データシステムについて

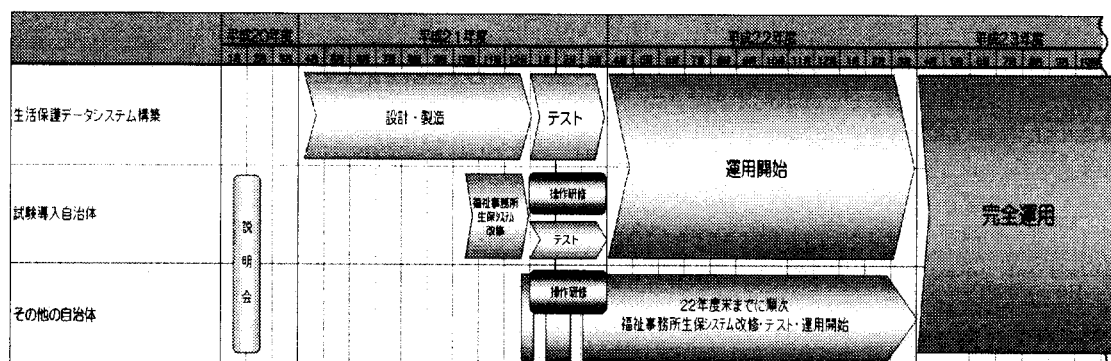
近年、生活保護受給世帯が増加し続けており、また、生活保護受給世帯の抱える課題は多様化、複雑化している。このような中、適切な生活保護行政を推進していくためには、国、自治体及び福祉事務所において生活保護に係るデータの分析を行うことが不可欠である。また、生活保護受給世帯の増加に伴う業務量の増加に対応するためにも、福祉事務所においては、生活保護業務のIT化を図り、生活保護業務の効率化を図ることが重要となっている。

このような課題に対応するため、現在、当省による各種業務報告や調査を見直すとともに、福祉事務所及び自治体のデータを一括して定期的に収集し、当省、自治体及び福祉事務所で共用できるデータベースを構築し、より詳細な生活保護動向の分析を行い、保護の適正化対策の推進及び政策の企画立案に活用することを目的とした「生活保護業務データシステム」を平成22年4月から一部運用開始する予定である。

各都道府県、指定都市、中核市におかれては、平成22年度中に順次福祉事務所の生活保護システムの改修等を行い、運用を開始していただくよう、計画的な導入・整備をお願いしたい。

また、都道府県・指定都市・中核市本庁職員を対象とした「生活保護業務データシステム」の操作説明会を、本年3月中旬に東京にて開催する予定であるので、関係職員の出席方についてよろしくお願いしたい。

生活保護業務データシステム運用までのスケジュール



イ 医療扶助レセプトの電子化について

「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部）に基づき、医療扶助レセプトの電子化に対応するため、平成21年度中に、一部自治体の協力の下、医療扶助レセプトの画像化等を行う「生活保護等版レセプト管理システム」ソフトウェアの開発を行い、平成22年度当初に各福祉事務所等に配布することを予定している。

また、電子レセプトを受領するための専用パソコン等設備を導入する際の費用については、平成22年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金にて補助対象とする予定である。

医療扶助レセプトの電子化は、事務処理の効率化・迅速化を図ることができるとともに、レセプトデータを収集・蓄積することで診療情報を詳細かつ正確に分析することが可能となる。医療費の分析は、医療扶助費の適正化を図る上で大変重要であるため、早期の受領体制整備をお願いしたい。

なお、医療扶助レセプトのオンライン受領の実施時期については、これまで当省と社会保険診療報酬支払基金とで調整してきたところであるが、同基金にて現在、原則全レセプト（手書き等レセプト含む）をオンラインでデータ提供するためのシステム改修を行っているところであり、当該改修の完了が平成22年7月になる見込みである。

このことから、各実施機関におけるオンライン受領の実施時期については、平成22年7月提供（5月診療）分から可能となるので、御了知願いたい。

(6) 平成22年度生活保護関係調査の実施について

ア 平成22年度生活保護関係調査の実施について

平成22年度の生活保護関係調査については、次の一覧表のとおりである。

この他に、平成22年国民生活基礎調査の後続調査として、家庭の生活実態や生活意識をアンケート形式でお伺いする「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」を平成22年7月に実施することとしている。

また、今後の生活保護施策の企画立案のための基礎資料を得ることを目的として、生活保護世帯に対し、上記調査と同様のアンケートを社会保障生計調査の「生活実態・生活意識調査票」として平成22年7月に実施することとしているのでご承知願いたい。

イ 調査票の提出締め切りの厳守について

各調査については、各都道府県・指定都市・中核市の関係者のご尽力・ご協力により実施されているところであるが、一部で、提出期限が大幅に遅れる自治体もあり、各調査の集計に支障を来している状況となっている。集計作業の迅速化を図るためにも、提出締め切りの厳守をお願いしたい。

特に、社会保障生計調査は、集計作業の効率化を図るため、平成22年度より調査票の電子データ化の作業を年1回から毎月に変更することから、特に留意願いたい。

平成22年度生活保護関係調査一覧

調査の名称	調査の対象		対象選定の 方法	調査の 周期及び 時期	調査票等の 提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者全国 一斉調査 〔基礎調査 個別調査〕	全国	被保護世帯 約110万世帯	基礎調査 全数 個別調査 1/10無作為抽出	毎年 7月1日現在	基礎調査 22年9月上旬 個別調査 22年9月上旬
医療扶助実態 調査	全国	医療扶助受給者	6月基金審査 分診療報酬 明細書及び調剤報 酬明細書(1/5、1/10 又は1/20無作為抽 出)	毎年 7月	22年10月中旬
社会保障生計 調査 〔家計簿 生活実態・生活意識調査票〕	10ブロック 12都道府県 4指定都市 9中核市 (注)	被保護世帯 約1,110世帯	抽出	年度 4月から翌 年3月まで 生活実態・生活意識調査票 22年7月	家計簿 翌月末日 脱落補充報告 即時 生活実態・生活意識調査票 22年8月末
福祉行政報告例 〔生活保護 関係〕	全国	被保護世帯 約160万世帯	全数	年度 毎月	翌月末 (月報)

(注) 調査対象自治体は、北海道・札幌市・旭川市・函館市及び東京都を除き、原則として2年毎に調査地域を交代することとしている。

※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。

(7) ブロック会議の開催について

平成22年度は、新潟県（北海道・東北・関東信越ブロック）、滋賀県（東海・北陸・近畿ブロック）、山口県（中国・四国・九州ブロック）において開催を予定しており、開催時期は本年度と同様10月頃を予定しているので、ご了承ください。

参 考 资 料

住宅手当の要件緩和等

住宅手当が利用者にとって使いやすいものとなるよう、要件緩和等を通じて利用者を拡大するとともに、就職活動要件を強化し、受給者の自立支援・就労促進を図る。

1. 要件緩和等	現 行		改 正 後
(1) 支給要件の緩和			
① 収入要件	単身世帯	月収8.4万円以下の方 住宅手当支給額＝家賃額*	月収約13.8万円**未満の方まで拡大 ＞今回拡大対象となる方は以下のとおり(現行対象となる方は現行 どおり) 住宅手当支給額＝家賃額*－(月収－8.4万円)
	複数世帯	月収17.2万円以下の方 住宅手当支給額＝家賃額*	(2人世帯)現行どおり(月収17.2万円以下の方) (3人以上世帯)月収約24.2万円**未満の方まで拡大 ＞今回拡大対象となる方は以下のとおり(現行対象となる方は現行 どおり) 住宅手当支給額＝家賃額*－(月収－17.2万円)
② 収入要件の判定時期	申請日の属する月の収入が要件 に該当する方が対象		離職等により申請日の属する月の翌月から収入 要件に該当することが明らかな方も対象
③ 離職時期要件	申請時に2年以内に離職した方		平成19年10月1日以降に離職した方も対象
④ 世帯主要件	離職前に世帯主であった方		離職時は世帯主ではなかったが、離婚等により 申請時には世帯主である方も対象
(2) 就職活動要件の強化	ハローワークにおける職業相談 (月1回以上)及び自治体による面 接支援(月2回以上)を受けること		さらに、 「原則週1回以上の求人先への応募等」を追加
(3) 支給期間の延長	最長6ヶ月間		上記の就職活動要件を誠実に実施している方 については、3ヶ月延長を可能とし最長9ヶ月間

*家賃額は住宅手当基準額(地域により異なる)を上限

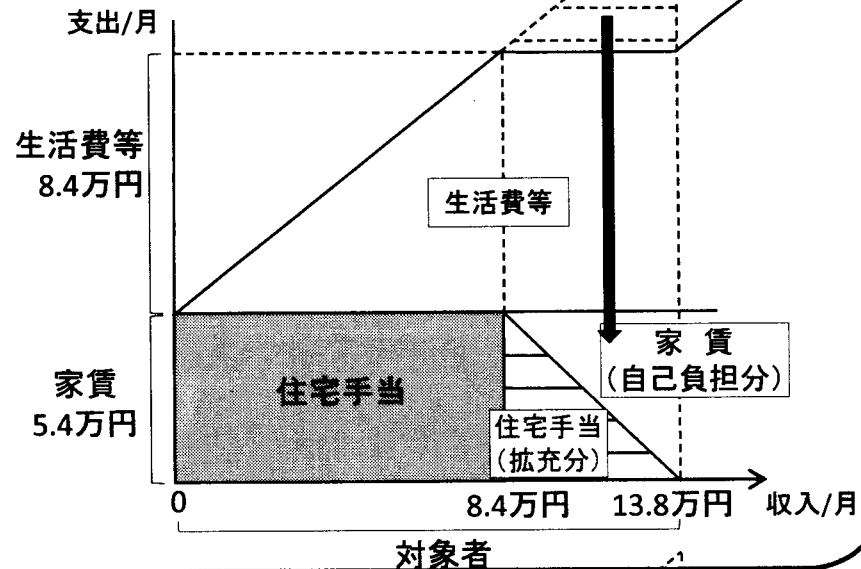
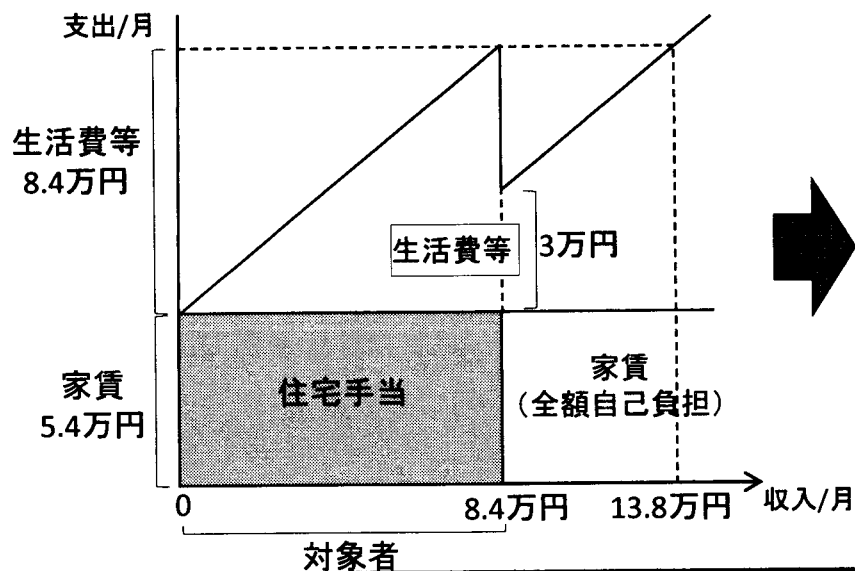
**月収上限額は東京都区市、横浜市等の場合

2. 実施時期

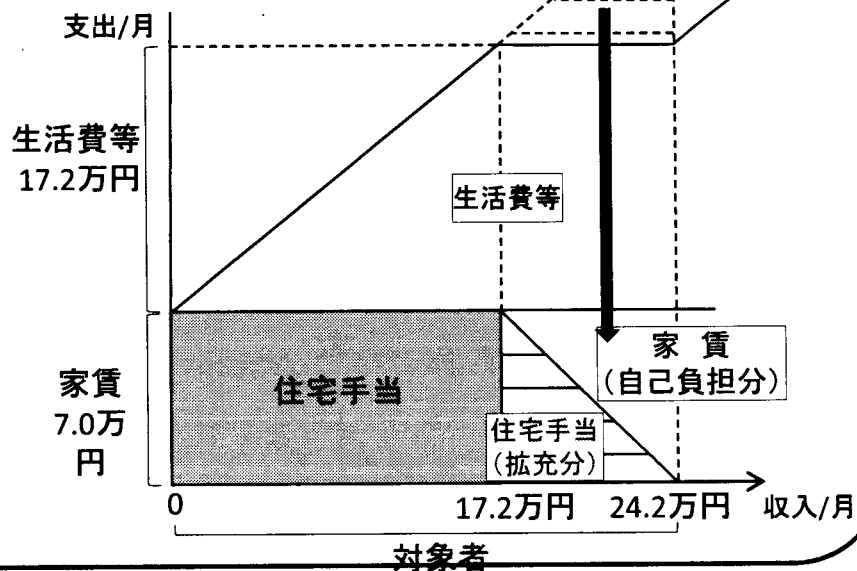
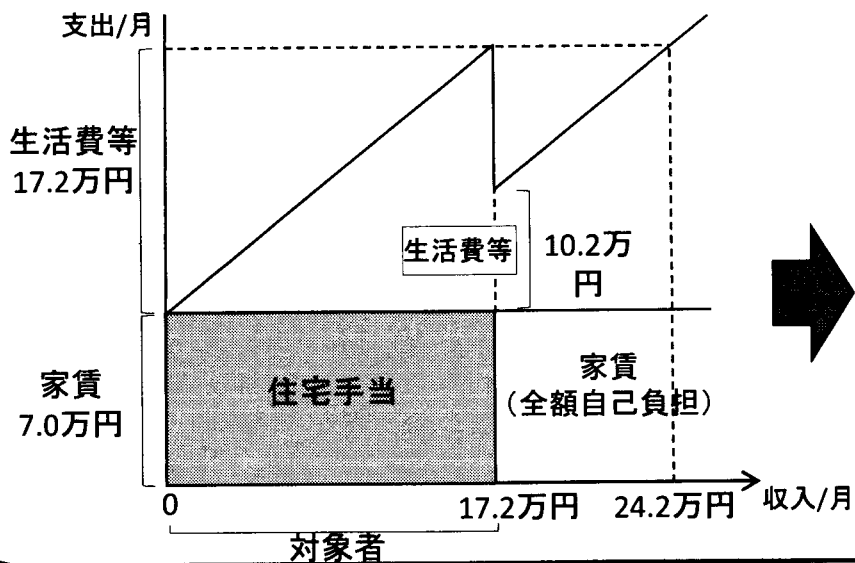
平成22年4月1日(それまでの間に自治体や不動産業界への周知等や広報強化)

住宅手当の収入要件緩和について

単身世帯



三人以上世帯



※東京都区市、横浜市等において家賃額が住宅手当上限額の場合

(参考) 今回拡大対象となる支給対象者の例 (単身世帯)

これまでの基準では支給対象外である方 (月収8.4万円超の方) の場合

	東京都区市・横浜市等の場合 (住宅手当基準額：5.4万円)		札幌市・名古屋市等の場合 (住宅手当基準額：3.6万円)	
	例1	例2	例3	例4
月 収	10万円	12万円	9万円	11万円
家 賃	4万円	6万円※	3万円	4万円※
住宅手当	2.4万円	1.8万円	2.4万円	1.0万円
家 賃 (自己負担)	1.6万円	4.2万円	0.6万円	3.0万円

※住宅手当基準額を超えている

住宅手当制度の概要(見直し後)

(1)目的

離職により住まいを失った方等が安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用(住宅手当)を支給する。

(2)支給対象者

平成19年10月1日以降に離職した方(離職前に主たる生計維持者であった方等)であって、次のいずれかに該当する場合

- ①現在、住居がない方
- ②賃貸住宅に居住しているが、住居を失うおそれのある方

(3)支給要件

①収入要件

	平成22年3月まで	平成22年4月以降
単身世帯	月収8.4万円以下	月収約13.8万円(※)未満
2人世帯	月収17.2万円以下	変更なし(月収17.2万円以下)
3人以上世帯	月収17.2万円以下	月収約24.2万円(※)未満

(※)上限額は、東京都区市、横浜市等の場合で、地域により異なる。

②資産要件

預貯金が単身世帯50万円、複数世帯100万円以下の方

③就職活動要件

- ・ 受給期間中、ハローワークでの職業相談(月1回以上)、地方自治体の住宅確保・就労支援員による面接(月2回以上)等の支援を受けること。
- ・ 原則週1回以上の求人先への応募等を実施すること。

(4)支給期間

最長6ヶ月間。ただし上記の就職活動要件を誠実に実施している方については、さらに3ヶ月間延長可能(=最長9ヶ月間)

(5)支給額

地域ごとに上限額を設定(生活保護の住宅扶助特別基準額に準拠)。

要件緩和により対象となる一定以上の収入がある方については、住宅手当支給額を収入に応じて調整する。

①単身世帯の支給額

	月収8.4万円以下	月収8.4万円を超える収入
東京都の1,2級地	53,700円を上限	住宅手当支給額 =家賃額-(月収-84,000円) <small>※家賃額は住宅手当基準額を上限</small>
大阪府の1,2級地	42,000円を上限	
鹿児島県の3級地	24,200円を上限	

②複数世帯の支給額

	月収17.2万円以下	月収17.2万円を超える収入 (3人以上世帯のみ)
東京都の1,2級地	69,800円を上限	住宅手当支給額 =家賃額-(月収-172,000円) <small>※家賃額は住宅手当基準額を上限</small>
大阪府の1,2級地	55,000円を上限	
鹿児島県の3級地	31,500円を上限	

(6)事業実施主体

都道府県、指定都市、中核市その他市区町村(町村は福祉事務所を設置している町村に限る)

(7)事業予算額

平成21年度第2次補正予算により約400億円を措置

(8)その他

住宅手当受給者に対して住宅や就職の確保を支援する住宅確保・就労支援員を各自治体に配置。

平成21年度第2次補正予算により、さらに約1,250名増配置。(1,250名→2,500名)

2 住宅手当緊急特別措置事業の実績

住宅手当緊急特別措置事業実績（平成21年10月～平成22年1月）

	住宅喪失者		住宅喪失のおそれのある者		合計	
	申請 件数	支給 決定数	申請 件数	支給 決定数	申請 件数	支給 決定数
北海道	9	9	75	75	84	84
青森県	2	1	48	33	50	34
岩手県	6	2	12	10	18	12
宮城県	1	0	25	16	26	16
秋田県	1	0	13	10	14	10
山形県	13	9	94	77	107	86
福島県	24	14	118	92	142	106
茨城県	25	14	186	153	211	167
栃木県	28	17	69	52	97	69
群馬県	38	15	216	158	254	173
埼玉県	125	70	541	432	666	502
千葉県	75	25	263	170	338	195
東京都	793	276	1,647	1,243	2,440	1,519
神奈川県	59	28	194	151	253	179
新潟県	5	3	28	25	33	28
富山県	7	3	29	24	36	27
石川県	24	11	62	49	86	60
福井県	1	0	101	84	102	84
山梨県	10	8	39	26	49	34
長野県	33	21	159	135	192	156
岐阜県	14	9	139	111	153	120
静岡県	171	91	461	376	632	467
愛知県	61	28	263	219	324	247
三重県	70	34	182	139	252	173
滋賀県	35	17	164	137	199	154
京都府	5	1	58	52	63	53
大阪府	138	74	565	447	703	521
兵庫県	34	18	250	206	284	224
奈良県	9	6	38	29	47	35
和歌山県	4	3	9	5	13	8
鳥取県	19	15	25	26	44	41
島根県	5	3	20	13	25	16
岡山県	2	1	31	27	33	28
広島県	3	1	50	48	53	49
山口県	22	13	62	51	84	64
徳島県	12	5	47	42	59	47
香川県	1	0	9	9	10	9
愛媛県	3	2	13	11	16	13
高知県	0	0	12	7	12	7
福岡県	26	13	137	110	163	123
佐賀県	12	4	60	51	72	55
長崎県	5	1	55	37	60	38
熊本県	3	2	76	59	79	61
大分県	11	5	23	14	34	19
宮崎県	3	1	1	1	4	2
鹿児島県	3	2	8	9	11	11
沖縄県	53	14	146	78	199	92
札幌市	44	16	547	437	591	453
仙台市	18	7	85	74	103	81
さいたま市	21	11	56	32	77	43
千葉市	11	4	89	62	100	66
横浜市	97	31	284	219	381	250
川崎市	31	12	104	78	135	90

	住宅喪失者		住宅喪失のおそれのある者		合計	
	申請 件数	支給 決定数	申請 件数	支給 決定数	申請 件数	支給 決定数
新潟市	8	7	31	32	39	39
静岡市	55	27	75	45	130	72
浜松市	40	24	256	211	296	235
名古屋市	41	21	99	74	140	95
京都市	58	57	140	139	198	196
大阪市	162	69	682	539	844	608
堺市	80	33	269	166	349	199
神戸市	98	34	160	129	258	163
岡山市	12	12	63	52	75	64
広島市	11	10	65	49	76	59
北九州市	30	12	116	98	146	110
福岡市	75	23	493	354	568	377
旭川市	12	6	65	57	77	63
函館市	12	5	25	19	37	24
青森市	2	2	75	57	77	59
盛岡市	0	0	32	27	32	27
秋田市	2	1	44	32	46	33
郡山市	7	7	51	51	58	58
いわき市	6	3	45	37	51	40
宇都宮市	18	4	23	18	41	22
前橋市	3	1	21	20	24	21
川越市	10	3	39	30	49	33
船橋市	25	10	80	68	105	78
柏市	4	4	11	10	15	14
横須賀市	2	1	27	24	29	25
相模原市	10	9	82	75	92	84
富山市	28	21	56	52	84	73
金沢市	62	31	97	74	159	105
長野市	13	8	52	48	65	56
岐阜市	7	7	37	37	44	44
豊橋市	53	51	122	122	175	173
豊田市	1	0	10	5	11	5
岡崎市	13	6	81	64	94	70
大津市	0	0	32	22	32	22
高槻市	5	4	120	80	125	84
東大阪市	34	3	93	78	127	81
姫路市	26	10	106	92	132	102
西宮市	13	10	25	22	38	32
尼崎市	66	27	222	210	288	237
奈良市	0	0	3	1	3	1
和歌山市	6	2	8	5	14	7
倉敷市	14	4	58	49	72	53
福山市	13	9	54	47	67	56
下関市	9	3	22	19	31	22
高松市	26	17	28	22	54	39
松山市	5	2	40	26	45	28
高知市	5	5	58	55	63	60
久留米市	3	1	5	5	8	6
長崎市	5	2	82	39	87	41
熊本市	44	15	178	171	222	186
大分市	10	6	30	23	40	29
宮崎市	8	6	63	50	71	56
鹿児島市	2	1	23	15	25	16
合計	3,479	1,606	12,762	10,077	16,241	11,683

3 自立支援プログラム策定・実施状況

自立支援プログラム策定状況・実施状況個別リスト (平成21年4月～12月実績(速報値))

(総括表)

コード	プログラムの内容	プログラム策定状況		プログラム実施状況	
		策定数		参加者数	達成者数
		21年12月末		21年4月～12月	
(経済的自立に関する個別支援プログラム)					
11	生活保護受給者等就労支援事業(平成17年3月31日付け社援発第0331011号による公共職業安定所との連携事業)活用プログラム	878	10,571	4,922	
12	就労支援専門員等の専門職員を活用して就労支援を行うもの	467	39,278	10,694	
13	協力事業所において職場適応訓練を実施するもの	27	970	888	
14	就職セミナーの開催など、就労意欲を高めることに特化した支援を行うもの	33	601	228	
15	SV・CWのみで就労支援を行うもの	644	8,294	1,520	
16	中学生の高等学校等への進学、高校生の在学の継続など、児童・生徒等に対して支援を行うもの	151	3,857	1,013	
17	資格取得に関して支援を行うもの	25	64	7	
18	年金裁定や年金受給権の再確認など、年金受給に関する支援を行うもの	69	43,256	7,730	
19	その他(コード11～18以外)の経済的自立に関する個別支援プログラム	122	7,970	3,038	
小計	(生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム(コード11)を除く。)	1,538	104,290	25,118	
(日常生活自立に関する個別支援プログラム)					
21	入院患者(精神障害者)の退院支援を行うもの	292	5,791	2,734	
22	入院患者(精神障害者以外)の退院支援を行うもの	31	638	99	
23	看護師や保健師の派遣など、傷病者の在宅療養を支援するもの	82	938	366	
24	ヘルパー派遣や介護・障害認定の再確認など、適切な介護サービス・障害福祉サービスの提供を支援するもの	165	1,469	682	
25	健康管理など、在宅高齢者の日常生活を支援するもの	236	6,182	3,784	
26	健康管理など、在宅障害者の日常生活を支援するもの	135	2,064	587	
27	母子世帯の日常生活を支援するもの	62	922	488	
28	多重債務者の債務整理等の支援を行うもの	783	2,252	873	
29	その他(コード21～28以外)の日常生活自立に関する個別支援プログラム	191	8,598	3,257	
小計		1,977	28,854	12,870	
(社会生活自立に関する個別支援プログラム)					
31	ボランティア活動(福祉、環境等に関する地域貢献活動、公園清掃など)に参加させるもの	79	856	284	
32	引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの	84	342	141	
33	元ホームレスに対して支援を行うもの	48	9,599	9,143	
39	その他(コード31～33以外)の社会生活自立に関する個別支援プログラム	82	4,230	893	
小計		293	15,027	10,461	
合計	(生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム(コード11)を除く。)	3,808	148,171	48,449	

(プログラム)

(人)

※参加者数・達成者数を把握できない自立支援プログラムが一部あり。

4 就労支援員の配置状況等

就労支援員設置自治体一覧

(平成21年12月末現在)

都道府県名等	自治体数	就労支援員数	内 訳							
北海道	14	32	北海道 7	小樽市 1	室蘭市 2	釧路市 1	帯広市 1	北見市 2	苫小牧市 1	
			美唄市 1	江別市 1	歌志内市 1	伊達市 1	札幌市 1	旭川市 1	函館市 1	
青森県	4	6	青森県 3	八戸市 1	三沢市 1	青森市 1				
岩手県	9	12	岩手県 4	花巻市 1	北上市 1	久慈市 1	一関市 1	釜石市 1	二戸市 1	
			奥州市 1	盛岡市 1						
宮城県	4	8	石巻市 2	塩竈市 1	大崎市 1	仙台市 4				
秋田県	3	5	湯沢市 1	横手市 2	秋田市 2					
山形県	3	4	山形県 2	米沢市 1	鶴岡市 1					
福島県	8	10	福島県 3	福島市 1	会津若松市 1	須賀川市 1	喜多方市 1	南相馬市 1	郡山市 1	
			いわき市 1							
茨城県	6	6	茨城県 1	坂東市 1	水戸市 1	日立市 1	土浦市 1	石岡市 1		
栃木県	6	7	栃木県 1	足利市 1	栃木市 1	佐野市 1	鹿沼市 1	宇都宮市 2		
群馬県	6	10	群馬県 5	桐生市 1	伊勢崎市 1	太田市 1	館林市 1	みどり市 1		
埼玉県	26	34	埼玉県 5	川口市 1	所沢市 1	飯能市 1	狭山市 1	鴻巣市 1	上尾市 1	
			草加市 1	越谷市 1	蕨市 1	入間市 1	鳩ヶ谷市 1	志木市 1	和光市 1	
			新座市 1	八潮市 1	三郷市 1	蓮田市 1	坂戸市 1	鶴ヶ島市 1	秩父市 1	
			熊谷市 1	春日部市 1	深谷市 1	さいたま市 5	川越市 1			
千葉県	14	16	千葉県 1	市川市 1	館山市 1	松戸市 1	成田市 1	習志野市 1	市原市 1	
			流山市 1	八千代市 2	我孫子市 1	八街市 1	千葉市 2	船橋市 1	柏市 1	
東京都	48	76	東京都 1	千代田区 1	中央区 1	新宿区 2	文京区 1	台東区 1	墨田区 4	
			江東区 2	品川区 2	目黒区 1	大田区 2	世田谷区 3	渋谷区 1	中野区 1	
			杉並区 3	豊島区 1	北区 1	荒川区 1	板橋区 3	練馬区 4	足立区 6	
			葛飾区 2	江戸川区 4	八王子市 2	立川市 1	武蔵野市 1	三鷹市 1	青梅市 1	
			府中市 1	昭島市 1	調布市 1	町田市 1	小金井市 1	小平市 1	日野市 1	
			東村山市 1	国分寺市 2	西東京市 2	福生市 1	狛江市 1	東大和市 1	清瀬市 1	
			東久留米市 1	多摩市 1	武蔵村山市 1	稲城市 1	羽村市 1	あきるの市 1		
			神奈川県 6	平塚市 1	藤沢市 2	小田原市 1	茅ヶ崎市 2	三浦市 1	秦野市 1	
			厚木市 1	大和市 2	伊勢原市 1	海老名市 1	座間市 1	南足柄市 1	綾瀬市 3	
			横浜市 2	川崎市 9	横須賀市 1	相模原市 4				
新潟県	6	7	長岡市 1	上越市 1	柏崎市 1	妙高市 1	五泉市 1	新潟市 2		
富山県	2	3	滑川市 1	富山市 2						
石川県	1	1	金沢市 1							
福井県	0	0								
山梨県	7	8	山梨県 2	甲府市 1	富士吉田市 1	都留市 1	南アルプス市 1	笛吹市 1	山梨市 1	
長野県	9	11	長野県 1	松本市 2	上田市 1	伊那市 1	大町市 1	佐久市 2	東御市 1	
			安曇野市 1	長野市 1						
岐阜県	1	1	岐阜県 1							
静岡県	8	11	静岡県 2	沼津市 1	伊東市 1	藤枝市 1	菊川市 1	伊豆の国市 1	静岡市 3	
			浜松市 1							
愛知県	10	30	愛知県 6	安城市 1	一宮市 1	小牧市 1	岩倉市 1	田原市 1	春日井市 1	
			名古屋市 1	6	豊橋市 1	豊田市 1				
三重県	9	9	三重県 1	津市 1	四日市市 1	伊勢市 1	松坂市 1	桑名市 1	伊賀市 1	
			鈴鹿市 1	名張市 1						
滋賀県	7	10	彦根市 1	近江八幡市 1	草津市 1	守山市 2	野洲市 1	高島市 1	大津市 3	
京都府	13	18	京都府 3	福知山市 1	舞鶴市 1	宇治市 1	亀岡市 1	城陽市 1	向日市 1	
			長岡京市 1	八幡市 1	京田辺市 1	京丹後市 1	木津川市 1	京都市 4		
			大阪府 2	岸和田市 1	豊中市 5	吹田市 1	泉大津市 1	貝塚市 2	牧方市 1	
大阪府	28	84	茨木市 1	八尾市 2	泉佐野市 1	富田林市 1	寝屋川市 2	河内長野市 1	和泉市 2	
			箕面市 1	羽曳野市 1	門真市 3	摂津市 1	高石市 1	藤井寺市 2	泉州市 2	
			交野市 2	阪南市 1	島本町 1	大阪市 2	7	堺市 7	高槻市 3	東大阪市 9
			兵庫県 2	加古川市 2	宝塚市 4	高砂市 1	川西市 1	小野市 1	丹波市 1	
兵庫県	12	41	加東市 1	神戸市 1	3	姫路市 2	西宮市 1	尼崎市 1	2	
奈良県	0	0								
和歌山県	1	1	和歌山市 1							
鳥取県	2	3	鳥取県 2	鳥取市 1						
島根県	2	2	松江市 1	出雲市 1						
岡山県	5	7	津山市 1	笠岡市 1	総社市 1	岡山市 3	倉敷市 1			
広島県	6	8	呉市 1	府中市 1	三次市 1	東広島市 1	広島市 3	福山市 1		
山口県	3	3	宇部市 1	山口市 1	下関市 1					
徳島県	3	9	徳島県 3	徳島市 4	鳴門市 2					
香川県	3	3	善通寺市 1	東かがわ市 1	高松市 1					
愛媛県	1	1	松山市 1							
高知県	4	5	高知県 1	土佐市 1	須崎市 1	高知市 2				
			福岡県 1	3	大牟田市 2	直方市 1	飯塚市 2	田川市 1	行橋市 1	中間市 1
福岡県	22	49	小都市 2	大野城市 1	宗像市 1	古賀市 1	うきは市 1	宮若市 1	嘉麻市 1	
			朝倉市 1	北九州市 5	久留米市 1	筑紫野市 2	春日市 1	前原市 1	福津市 1	
			福岡市 8							
佐賀県	4	4	鳥栖市 1	唐津市 1	小城市 1	佐賀市 1				
長崎県	6	7	長崎県 2	佐世保市 1	諫早市 1	大村市 1	松浦市 1	長崎市 1		
熊本県	7	8	熊本県 1	人吉市 1	荒尾市 1	水俣市 1	山鹿市 1	宇城市 1	熊本市 2	
大分県	5	6	別府市 1	津久見市 1	臼杵市 1	竹田市 1	大分市 2			
宮崎県	5	7	日向市 1	都城市 1	小林市 1	えびの市 1	宮崎市 3			
鹿児島県	5	6	鹿座市 1	奄美市 1	薩摩川市 1	曾於市 1	鹿児島市 2			
沖縄県	12	22	沖縄県 4	糸満市 1	浦添市 1	宜野湾市 1	沖縄市 2	石垣市 1	富見城市 1	
			うるま市 1	宮古島市 1	南城市 1	那覇市 7	名護市 1			
	378	674								

就労支援員の経験年数・経歴等

(平成21年12月末現在)

就労支援員経験年数	人数	%
1年未満	224	33.2%
1年以上～2年未満	148	22.0%
2年以上～3年未満	95	14.1%
3年以上～4年未満	82	12.2%
4年以上～5年未満	61	9.1%
5年以上～10年未満	19	2.8%
10年以上	2	0.3%
不明	43	6.4%
合計	674	100.0%

年齢階層	人数	%
20代	21	3.1%
30代	38	5.6%
40代	80	11.9%
50代	131	19.4%
60代	360	53.4%
70代	27	4.0%
不明	17	2.5%
合計	674	100.0%

主な経歴	人数	%
ハローワーク職員OB	256	38.0%
民間企業経験者	201	29.8%
キャリアカウンセラー等	69	10.2%
福祉事務所OB	44	6.5%
人材派遣業経験者	16	2.4%
市職員OB	56	8.3%
社会福祉施設職員OB	24	3.6%
社会福祉士	26	3.9%
警察OB	13	1.9%
教育関係	33	4.9%
民生委員	2	0.3%
医療関係経験者	8	1.2%
精神保健福祉士	9	1.3%
その他	60	8.9%
合計	674	100.0%

※複数該当の方がいるため、各合計は合計欄とは一致しない

自治体規模別配置状況	人数 (A)	配置割合 %	福祉事務所数 (B)	配置率 A/B %
指定都市福祉事務所	148	22.0%	174	85.1%
中核市福祉事務所	73	10.8%	55	132.7%
一般市福祉事務所	368	54.6%	760	48.4%
郡部福祉事務所	85	12.6%	228	37.3%
合計	674	100.0%	1,217	55.4%

※B:平成21年4月1日現在の全国福祉事務所設置数(町村除く)

5 生活保護の動向

(1) 近年の保護動向

被保護人員・保護率については、平成7年度を底に増加している。被保護人員の対前年同月比をみると、近年減少傾向にあったのが、平成19年10月から増加傾向に転じている。平成21年11月の被保護人員の対前年同月比は112.2%となっている。

○平成7年度 被保護人員 約88万2千人 被保護世帯数 約60万2千世帯 保護率 7.0%	→	○平成21年11月(速報値) 被保護人員 約179万1千人 被保護世帯数 約129万3千世帯 保護率 14.0%
--	---	---

雇用関係指標及び被保護人員対前年同月比の推移

	完全失業者数	完全失業率	有効求人倍率	被保護人員	被保護人員対前年同月比
	千人	%	倍	人	%
平成20年度平均	*2,650	*4.0	*0.88	1,592,620	103.2
平成21年1月	2,760	4.1	0.67	1,618,529	104.0
平成21年2月	2,950	4.4	0.59	1,633,012	104.7
平成21年3月	3,200	4.8	0.52	1,654,616	105.6
平成21年4月	3,340	5.0	0.46	1,664,892	106.8
平成21年5月	3,430	5.2	0.44	1,679,099	107.6
平成21年6月	3,560	5.4	0.43	1,698,869	108.6
平成21年7月	3,760	5.7	0.42	1,719,971	109.4
平成21年8月	3,620	5.5	0.42	1,735,211	110.2
平成21年9月	3,520	5.3	0.43	1,752,802	110.8
平成21年10月	3,360	5.1	0.44	1,773,257	111.5
平成21年11月	3,420	5.2	0.45	1,790,653	112.2

資料:労働力調査(総務省)、職業安定業務統計、福祉行政報告例(平成21年4月以降は速報値)

※完全失業者数、完全失業率及び有効求人倍率の月別推移は季節調整値である。

※*は平成20年平均

(2) 近年の保護動向の特徴

ア 世帯類型別被保護世帯数の状況

構成割合で見ると、4割以上(43.9%)が高齢者世帯であるが、稼働能力がある者を含むその他の世帯の伸び率が顕著になってきており、平成21年11月の構成割合は14.0%で、平成7年(6.9%)の2倍以上となっている。

世帯類型別被保護世帯数

	平成7年度		平成21年11月(速報値)		伸び率(21.11/7) (%)
	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	
総数	600,980	100.0	1,289,531	100.0	114.6
高齢者世帯	254,292	42.3	566,110	43.9	122.6
母子世帯	52,373	8.7	101,341	7.9	93.5
傷病者・障害者世帯	252,688	42.0	442,179	34.3	75.0
その他世帯	41,627	6.9	179,901	14.0	332.2

資料:福祉行政報告例

※保護停止中の世帯を除く。※平成17年度より世帯類型の定義を一部変更。

イ 世帯員別被保護世帯数の状況

被保護世帯に占める単身世帯の割合が増加しており、平成21年11月の単身世帯の割合は75.5%となっている。特に高齢者世帯においては約9割となっている。

また、その他の世帯においては、平成7年度には約3割であったが、平成21年11月では約6割となっている。

世帯類型別被保護世帯数

		総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他世帯
世帯数	平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627
	うち	431,629	224,104	-	193,235	14,290
	単身世帯	(71.8%)	(88.1%)		(76.5%)	(34.3%)
	平成21年11月	1,289,531	566,110	101,341	442,179	179,901
うち	973,630	505,951		354,088	113,591	
単身世帯	(75.5%)	(89.4%)		(80.1%)	(63.1%)	

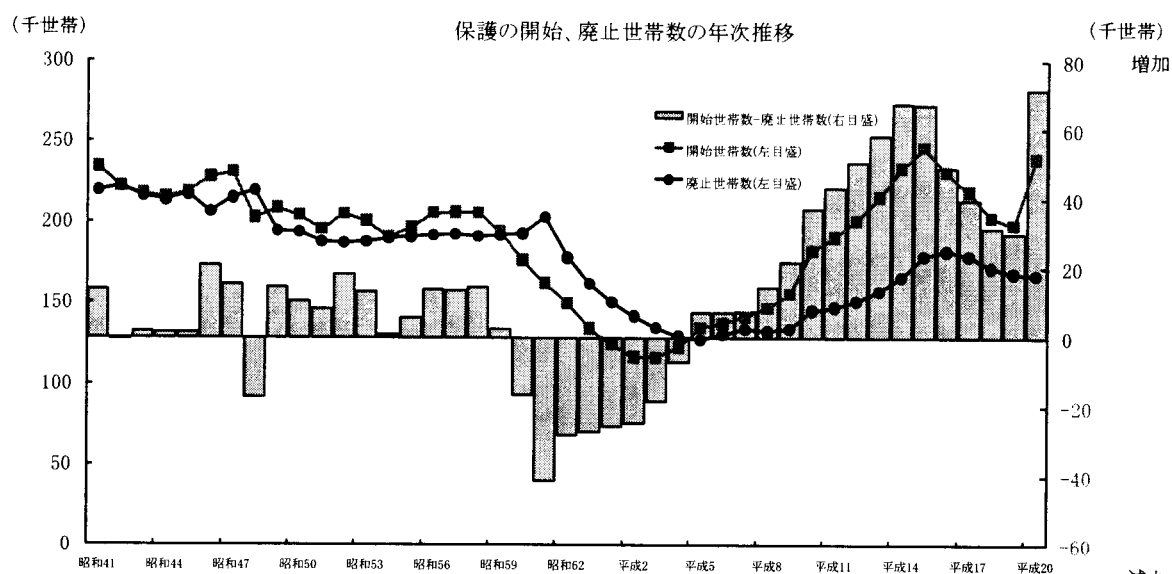
資料：福祉行政報告例（平成21年11月は速報値）

※平成17年度より世帯類型の定義を一部変更。

※保護停止中の世帯を除く。※括弧内は単身世帯割合。

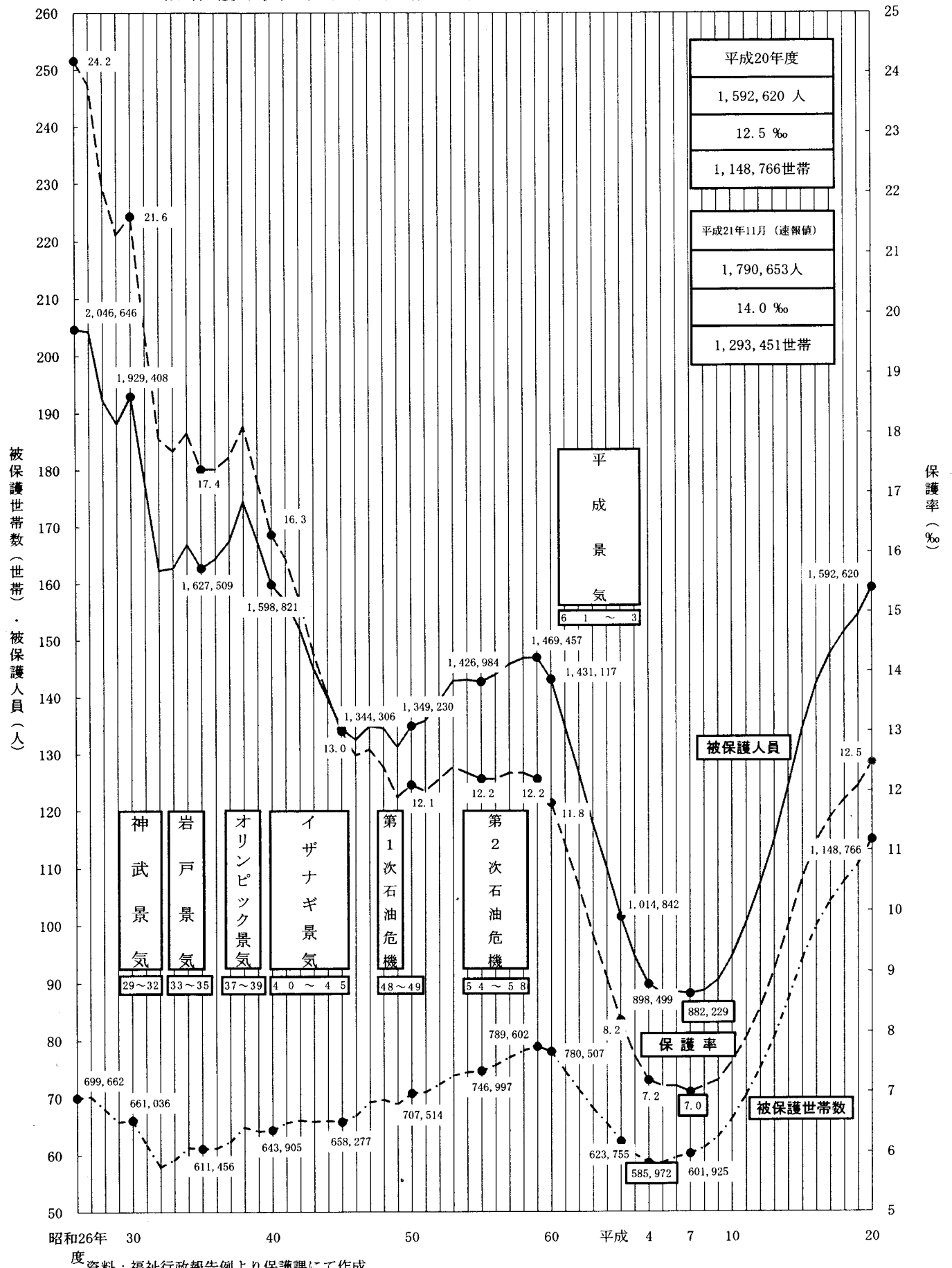
ウ 保護の開始及び廃止世帯数の状況

保護の開始世帯数については、平成16年度以降減少傾向となっていたが、平成20年度は前年度より大幅に増加している。廃止世帯数については、平成17年度以降、減少傾向となっている。開始世帯数－廃止世帯数については、平成15年度以降減少傾向となっていたが、平成20年度は前年度より大幅に増加し、約7万2千世帯となっている。



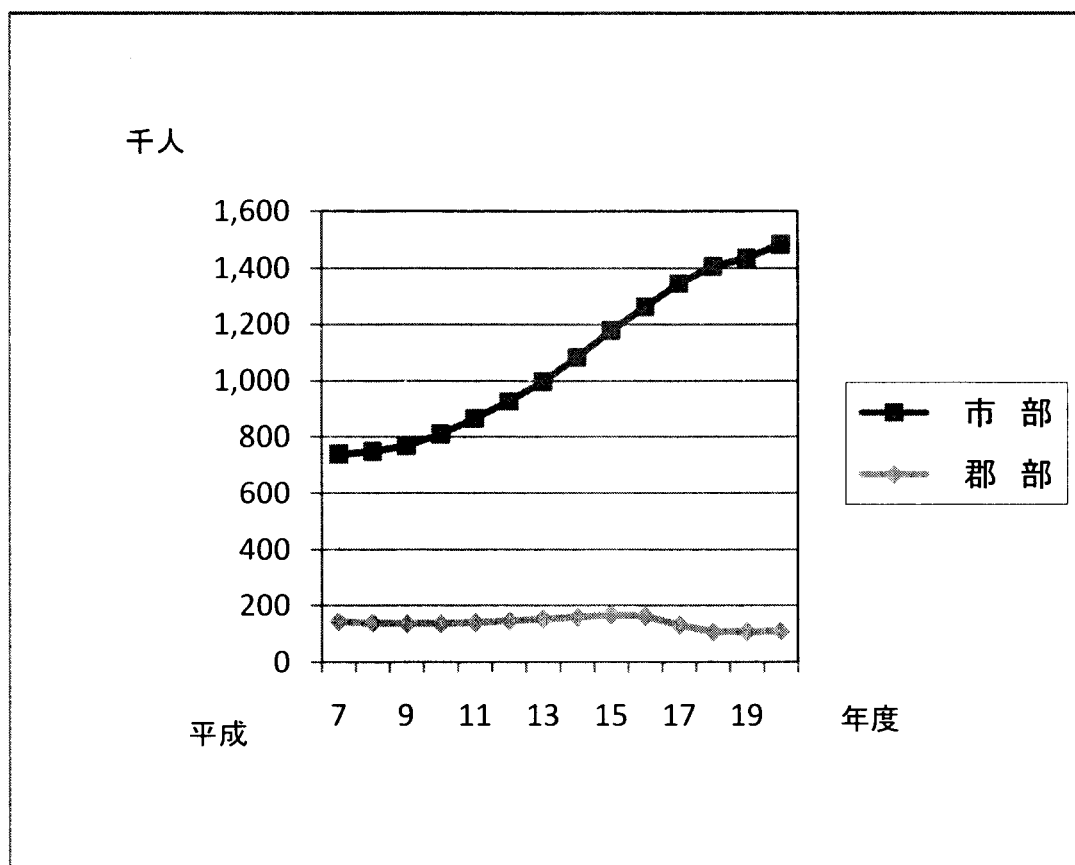
資料：福祉行政報告例

(万) 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例より保護課にて作成

市部・郡部別被保護人員の年次推移



	被保護人員		
	総数	市部	郡部
	人	人	人
平成7年度	882,229	740,365	141,864
8	887,450	749,724	137,726
9	905,589	770,050	135,539
10	946,994	809,882	137,111
11	1,004,472	864,079	140,394
12	1,072,241	926,434	145,806
13	1,148,088	996,085	152,003
14	1,242,723	1,083,142	159,581
15	1,344,327	1,178,016	166,311
16	1,423,388	1,261,038	162,351
17	1,475,838	1,344,391	131,447
18	1,513,892	1,405,999	107,893
19	1,543,321	1,435,824	107,497
20	1,592,620	1,483,332	109,288
平成21年11月	1,790,653	1,673,179	117,474

資料：福祉行政報告例（平成11月は速報値）

都道府県・指定都市別保護率

			平成20年度
			‰
全	国		12.5
大	阪	市	44.4
札	幌	市	28.9
京	都	市	27.0
神	戸	市	26.5
堺		市	24.5
北	海	道	23.8
高	知	県	22.7
福	岡	県	21.0
福	岡	市	19.9
青	森	県	18.0
大	阪	府	17.8
川	崎	市	17.8
沖	縄	県	17.7
長	崎	県	17.0
広	島	市	16.7
東	京	都	16.2
徳	島	県	15.7
鹿	児	島	15.6
北	九	州	15.6
横	浜	市	14.2
大	分	県	13.7
千	葉	市	13.6
名	古	屋	13.1
和	歌	山	12.2
仙	台	市	11.8
宮	崎	県	11.7
奈	良	県	11.7
秋	田	県	11.6
愛	媛	県	11.5
京	都	府	10.5
兵	庫	県	10.3
新	潟	市	10.2
山	口	県	10.2
岡	山	県	10.0
広	島	県	9.6
香	川	県	9.6
熊	本	県	9.6
さ	い	ま	9.6
鳥	取	市	9.0
神	奈	川	8.7
岩	手	県	8.7
静	岡	市	7.9
千	葉	県	7.8
埼	玉	県	7.7
福	島	県	7.5
佐	賀	県	7.4
三	重	県	7.2
栃	木	県	7.1
宮	城	県	6.9
島	根	県	6.4
滋	賀	県	5.9
茨	城	県	5.9
浜	松	市	4.8
石	川	県	4.7
群	馬	県	4.5
山	形	県	4.5
山	梨	県	4.3
新	潟	県	3.9
静	岡	県	3.7
長	野	県	3.5
岐	阜	県	3.4
愛	知	県	3.3
福	井	県	3.0
宮	山	県	2.4

資料：福祉行政報告例

注) 都道府県データは指定都市分を除いたものである。

※保護率の大きい順。

平成7年度から平成20年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び

			平成7年度	平成20年度	伸び(20'-7')
			%	%	%
全	国		7.0	12.5	5.5
大	阪	市	18.0	44.4	26.4
札	幌	市	17.0	28.9	11.9
神	戸	市	14.9	26.5	11.6
広	島	市	6.6	16.7	10.1
大	阪	府	8.7	17.8	9.1
北	海	道	14.7	23.8	9.1
千	葉	市	4.6	13.6	9.0
川	崎	市	9.0	17.8	8.8
東	京	都	8.1	16.2	8.1
高	知	県	15.3	22.7	7.4
横	浜	市	6.9	14.2	7.3
青	森	県	11.0	18.0	7.0
仙	台	市	5.2	11.8	6.6
名	古	屋	6.6	13.1	6.5
長	崎	県	10.8	17.0	6.2
京	都	市	21.0	27.0	6.0
神	奈	川	3.5	8.7	5.2
鹿	児	島	10.5	15.6	5.1
兵	庫	県	5.3	10.3	5.0
和	歌	山	7.3	12.2	4.9
千	葉	県	3.0	7.8	4.8
沖	縄	県	12.9	17.7	4.8
福	岡	市	15.1	19.9	4.8
京	都	府	5.9	10.5	4.6
秋	田	県	7.0	11.6	4.6
埼	玉	県	3.1	7.7	4.6
徳	島	県	11.3	15.7	4.4
大	分	県	9.4	13.7	4.3
栃	木	県	3.1	7.1	4.0
奈	良	県	7.8	11.7	3.9
愛	媛	県	7.8	11.5	3.7
宮	城	県	3.3	6.9	3.6
広	島	県	6.1	9.6	3.5
福	島	県	4.0	7.5	3.5
岩	手	県	5.2	8.7	3.5
福	岡	県	17.5	21.0	3.5
宮	崎	県	8.5	11.7	3.2
岡	山	県	6.9	10.0	3.1
鳥	取	県	6.1	9.0	2.9
茨	城	県	3.1	5.9	2.8
三	重	県	4.7	7.2	2.5
山	口	県	7.8	10.2	2.4
香	川	県	7.4	9.6	2.2
山	梨	県	2.2	4.3	2.1
熊	本	県	7.5	9.6	2.1
石	川	県	2.7	4.7	2.0
群	馬	県	2.6	4.5	1.9
島	根	県	4.5	6.4	1.9
滋	賀	県	4.2	5.9	1.7
佐	賀	県	5.8	7.4	1.6
静	岡	県	2.2	3.7	1.5
岐	阜	県	2.0	3.4	1.4
愛	知	県	2.0	3.3	1.3
長	野	県	2.3	3.5	1.2
山	形	県	3.4	4.5	1.1
福	井	県	2.1	3.0	0.9
新	潟	県	3.2	3.9	0.7
富	山	県	2.0	2.4	0.4
北	九	州	15.2	15.6	0.4

資料：福祉行政報告例

注1) 都道府県データは指定都市分を除いたものである。

2) さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

※伸び(20'-7')の大きい順。

平成7年度から平成20年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び率

			平成7年度	平成20年度	伸び率(20' / 7')
			%	%	%
全	国		7.0	12.5	78.6
千	葉	市	4.6	13.6	195.0
千	葉	市	3.0	7.8	160.9
広	島	市	6.6	16.7	153.3
神	奈	川	3.5	8.7	149.1
埼	玉	市	3.1	7.7	147.8
大	阪	市	18.0	44.4	146.9
栃	木	市	3.1	7.1	129.4
仙	台	市	5.2	11.8	127.5
宮	城	市	3.3	6.9	109.1
横	浜	市	6.9	14.2	105.8
大	阪	府	8.7	17.8	105.0
東	京	都	8.1	16.2	99.8
名	古	屋	6.6	13.1	98.5
川	崎	市	9.0	17.8	98.0
山	梨	市	2.2	4.3	95.4
兵	庫	県	5.3	10.3	93.7
茨	城	県	3.1	5.9	88.8
福	島	県	4.0	7.5	87.8
京	都	府	5.9	10.5	78.6
神	戸	市	14.9	26.5	78.1
石	川	県	2.7	4.7	74.6
群	馬	県	2.6	4.5	73.0
札	幌	市	17.0	28.9	70.3
岐	阜	市	2.0	3.4	70.0
静	岡	県	2.2	3.7	67.2
岩	手	県	5.2	8.7	67.1
和	歌	山	7.3	12.2	66.8
秋	田	県	7.0	11.6	66.3
青	森	県	11.0	18.0	64.0
愛	知	県	2.0	3.3	63.2
北	海	道	14.7	23.8	61.6
広	島	県	6.1	9.6	58.1
長	崎	県	10.8	17.0	57.4
三	重	県	4.7	7.2	53.4
奈	良	県	7.8	11.7	50.2
長	野	県	2.3	3.5	50.2
鹿	児	島	10.5	15.6	49.0
高	知	県	15.3	22.7	48.6
愛	媛	県	7.8	11.5	47.5
鳥	取	県	6.1	9.0	46.9
大	分	県	9.4	13.7	45.9
岡	山	県	6.9	10.0	45.4
福	井	県	2.1	3.0	44.6
島	根	県	4.5	6.4	41.2
滋	賀	県	4.2	5.9	40.7
徳	島	県	11.3	15.7	38.6
宮	崎	県	8.5	11.7	38.0
沖	縄	県	12.9	17.7	37.4
福	岡	市	15.1	19.9	31.9
山	口	県	7.8	10.2	31.2
山	形	県	3.4	4.5	31.0
香	川	県	7.4	9.6	30.1
京	都	市	21.0	27.0	28.7
佐	賀	県	5.8	7.4	28.4
熊	本	県	7.5	9.6	27.8
新	潟	県	3.2	3.9	20.5
福	岡	県	17.5	21.0	19.8
富	山	県	2.0	2.4	18.6
北	九	州	15.2	15.6	2.4

資料：福祉行政報告例

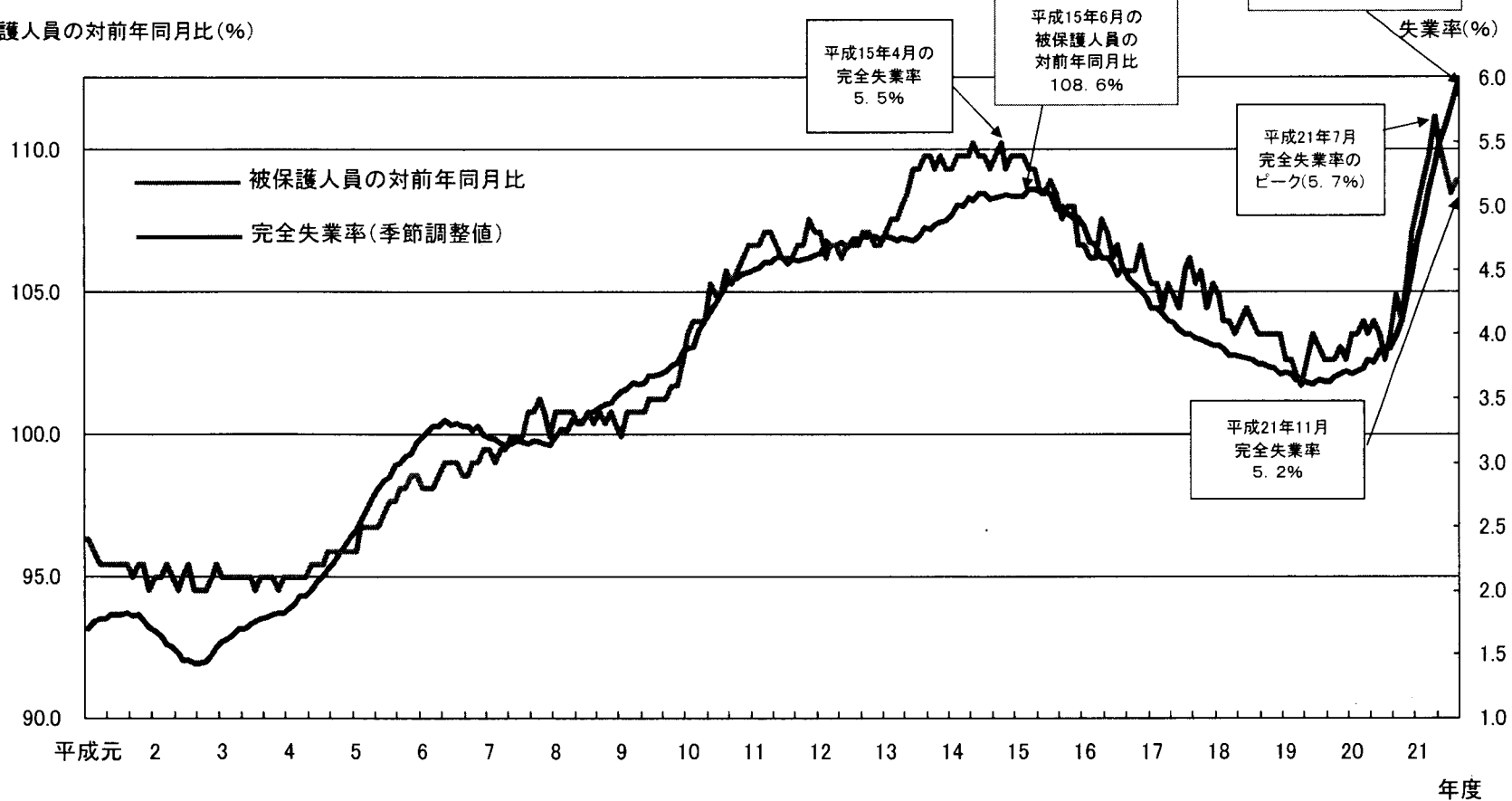
注1) 都道府県データは指定都市分を除いたものである。

2) さいたま市、新潟市、静岡市、浜松市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

※伸び率(20' / 7')の大きい順。

被保護人員の対前年同月比と完全失業率の月次推移

被保護人員の対前年同月比(%)



資料:福祉行政報告例(平成21年4月以降は速報値)、労働力調査(総務省)

世帯類型別被保護世帯数の年次推移

年度	世帯類型別被保護世帯数						世帯類型別指数(平成元年度=100)						世帯類型別構成割合					
	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成元年度	653,413	233,370	82,396	282,417		55,230	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	35.7	12.6	43.2		8.5
2	622,235	231,609	72,899	267,091		50,637	95.2	99.2	88.5	94.6	91.7	100.0	37.2	11.7	42.9		8.1	
3	599,482	232,311	64,494	255,961		46,717	91.7	99.5	78.3	90.6	84.6	100.0	38.8	10.8	42.7		7.8	
4	584,821	235,119	57,847	248,038		43,818	89.5	100.7	70.2	87.8	79.3	100.0	40.2	9.9	42.4		7.5	
5	585,086	240,690	54,697	247,362		42,338	89.5	103.1	66.4	87.6	76.7	100.0	41.1	9.3	42.3		7.2	
6	594,439	248,419	53,597	250,158		42,266	91.0	106.4	65.0	88.6	76.5	100.0	41.8	9.0	42.1		7.1	
7	600,980	254,292	52,373	252,688		41,627	92.0	109.0	63.6	89.5	75.4	100.0	42.3	8.7	42.0		6.9	
8	612,180	264,626	51,671	254,449		41,434	93.7	113.4	62.7	90.1	75.0	100.0	43.2	8.4	41.6		6.8	
9	630,577	277,409	52,206	258,558		42,404	96.5	118.9	63.4	91.6	76.8	100.0	44.0	8.3	41.0		6.7	
10	662,094	294,680	54,503	267,582		45,329	101.3	126.3	66.1	94.7	82.1	100.0	44.5	8.2	40.4		6.8	
11	703,072	315,933	58,435	70,778	207,742	50,184	107.6	135.4	70.9	25.1	73.6	90.9	100.0	44.9	8.3	10.1	29.5	7.1
12	750,181	341,196	63,126	76,484	214,136	55,240	114.8	146.2	76.6	27.1	75.8	100.0	100.0	45.5	8.4	10.2	28.5	7.4
13	803,993	370,049	68,460	81,519	222,035	61,930	123.0	158.6	83.1	28.9	78.6	112.1	100.0	46.0	8.5	10.1	27.6	7.7
14	869,637	402,835	75,097	87,339	231,963	72,403	133.1	172.6	91.1	30.9	82.1	131.1	100.0	46.3	8.6	10.0	26.7	8.3
15	939,733	435,804	82,216	95,283	241,489	84,941	143.8	186.7	99.8	33.7	85.5	153.8	100.0	46.4	8.7	10.1	25.7	9.0
16	997,149	465,680	87,478	102,418	247,426	94,148	152.6	199.5	106.2	36.3	87.6	170.5	100.0	46.7	8.8	10.3	24.8	9.4
17	1,039,570	451,962	90,531	117,271	272,547	107,259	159.1	193.7	109.9	41.5	96.5	194.2	100.0	43.5	8.7	11.3	26.2	10.3
18	1,073,650	473,838	92,609	125,187	272,170	109,847	164.3	203.0	112.4	44.3	96.4	198.9	100.0	44.1	8.6	11.7	25.3	10.2
19	1,102,945	497,665	92,910	132,007	269,080	111,282	168.8	213.3	112.8	46.7	95.3	201.5	100.0	45.1	8.4	12.0	24.4	10.1
20	1,145,913	523,840	93,408	137,733	269,362	121,570	175.4	224.5	113.4	48.8	95.4	220.1	100.0	45.7	8.2	12.0	23.5	10.6
平成21年11月	1,289,531	566,110	101,341	148,348	293,831	179,901	197.4	242.6	123.0	52.5	104.0	325.7	100.0	43.9	7.9	11.5	22.8	14.0

注1)保護停止中の世帯を除く。

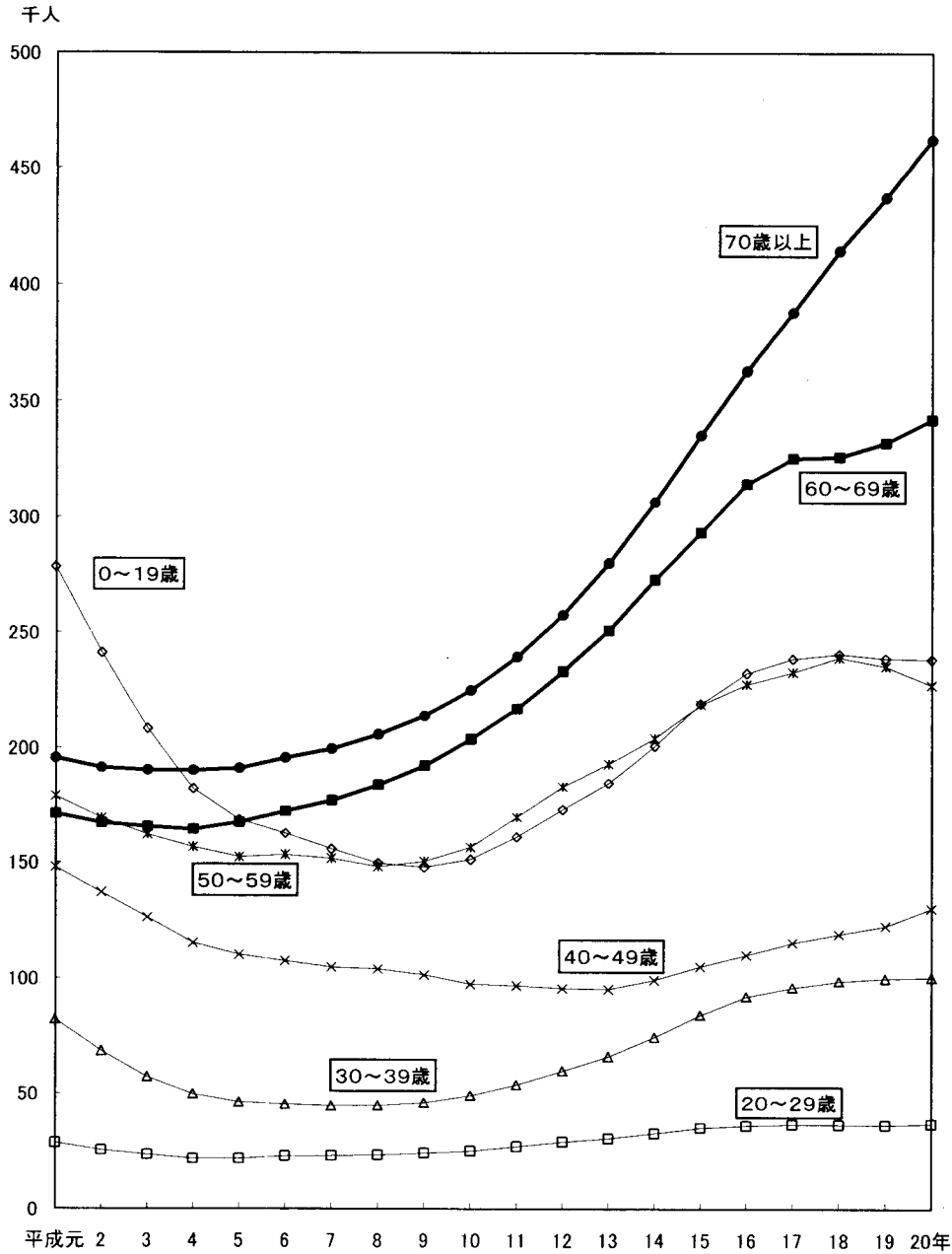
2)平成17年4月より世帯類型の定義を一部変更

「高齢者世帯」:男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

「母子世帯」:死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

資料:福祉行政報告例(平成21年11月は速報値)

年齢階級別被保護人員の年次推移



	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	計
平成元年	278,569	28,398	82,053	148,034	179,030	171,274	195,767	1,083,125
2	240,981	25,327	68,332	137,277	169,360	167,286	191,527	1,000,090
3	208,204	23,369	57,268	126,140	161,980	165,536	190,474	932,971
4	182,269	21,644	49,743	115,215	156,591	164,362	190,319	880,143
5	168,649	21,700	46,129	110,187	152,299	167,515	191,301	857,780
6	162,606	22,771	45,189	107,485	153,336	172,391	195,785	859,563
7	155,699	22,916	44,549	104,769	151,706	177,100	199,654	856,393
8	149,768	23,202	44,653	103,955	148,244	183,908	205,801	859,531
9	147,954	24,001	45,846	101,374	150,386	192,356	213,735	875,652
10	151,323	24,936	49,107	97,449	156,507	203,833	225,063	908,218
11	161,083	26,861	53,834	96,756	169,792	216,920	239,333	964,579
12	173,240	28,922	59,908	95,657	183,166	233,208	257,839	1,032,010
13	184,847	30,336	65,997	95,274	193,259	251,062	280,398	1,101,173
14	200,960	32,505	74,321	99,207	204,256	273,213	306,689	1,191,151
15	219,265	34,888	84,072	105,139	218,846	293,555	335,447	1,291,212
16	232,470	35,848	92,139	110,077	227,726	314,502	363,164	1,375,926
17	238,573	36,396	96,122	115,378	232,937	325,563	388,258	1,433,227
18	240,573	36,289	98,843	119,054	239,172	326,175	414,631	1,474,737
19	238,728	36,125	99,962	122,605	235,409	332,255	437,576	1,502,660
20	238,308	36,646	100,431	130,228	227,426	342,318	462,536	1,537,893
構成割合(%)	15.9	2.4	6.7	8.7	15.1	22.8	30.8	102,344.7

資料：被保護者全国一斉調査(基礎)

被保護世帯と一般世帯の世帯人員別世帯数の年次推移

		総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	平均世帯 人員	
被 保 護	数	年元	世帯 645,585	世帯 405,336	世帯 126,889	世帯 61,526	世帯 32,169	世帯 12,221	世帯 7,444	人 1.68
		2	614,626	397,793	118,693	54,487	27,171	10,288	6,194	1.63
		3	591,698	394,928	112,103	47,530	23,206	8,691	5,240	1.58
		4	574,379	394,178	106,090	42,097	20,076	7,461	4,477	1.53
		5	570,580	399,105	102,829	39,057	18,803	6,764	4,022	1.50
		6	579,619	410,757	102,617	37,989	18,010	6,434	3,812	1.48
		7	585,682	420,779	101,471	36,633	17,083	6,189	3,527	1.46
		8	595,631	433,378	101,207	35,340	16,368	5,950	3,388	1.44
		9	612,762	449,670	102,732	35,282	16,076	5,745	3,257	1.43
		10	638,664	470,691	106,476	35,947	16,402	5,908	3,240	1.42
		11	678,326	499,876	113,160	38,125	17,502	6,247	3,416	1.42
		12	724,561	532,875	121,754	40,828	18,741	6,709	3,654	1.42
		13	774,650	570,232	130,203	43,561	19,824	6,965	3,865	1.42
		14	837,099	615,217	141,355	47,332	21,604	7,464	4,127	1.42
		15	906,184	664,683	153,870	51,806	23,302	8,045	4,478	1.42
		16	967,437	710,145	164,525	55,231	24,398	8,475	4,663	1.42
		17	1,012,855	746,593	171,228	57,015	24,681	8,650	4,688	1.42
		18	1,049,733	778,539	175,549	57,974	24,623	8,517	4,531	1.40
		19	1,078,668	805,869	178,372	57,706	23,976	8,317	4,428	1.39
		20	1,113,283	838,647	180,668	57,708	23,651	8,246	4,363	1.38
世 帯	構 成 割 合	年元	% 100.0	% 62.8	% 19.7	% 9.5	% 5.0	% 1.9	% 1.2	人 .
		2	100.0	64.7	19.3	8.9	4.4	1.7	1.0	.
		3	100.0	66.7	18.9	8.0	3.9	1.5	0.9	.
		4	100.0	68.6	18.5	7.3	3.5	1.3	0.8	.
		5	100.0	69.9	18.0	6.8	3.3	1.2	0.7	.
		6	100.0	70.9	17.7	6.6	3.1	1.1	0.7	.
		7	100.0	71.8	17.3	6.3	2.9	1.1	0.6	.
		8	100.0	72.8	17.0	5.9	2.7	1.0	0.6	.
		9	100.0	73.4	16.8	5.8	2.6	0.9	0.5	.
		10	100.0	73.7	16.7	5.6	2.6	0.9	0.5	.
		11	100.0	73.7	16.7	5.6	2.6	0.9	0.5	.
		12	100.0	73.5	16.8	5.6	2.6	0.9	0.5	.
		13	100.0	73.6	16.8	5.6	2.6	0.9	0.5	.
		14	100.0	73.5	16.9	5.7	2.6	0.9	0.5	.
		15	100.0	73.3	17.0	5.7	2.6	0.9	0.5	.
		16	100.0	73.4	17.0	5.7	2.5	0.9	0.5	.
		17	100.0	73.7	16.9	5.6	2.4	0.9	0.5	.
		18	100.0	74.2	16.7	5.5	2.3	0.8	0.4	.
		19	100.0	74.7	16.5	5.3	2.2	0.8	0.4	.
		20	100.0	75.3	16.2	5.2	2.1	0.7	0.4	.
一 般 世 帯	数	年元	千世帯 39,417	千世帯 7,866	千世帯 8,117	千世帯 7,139	千世帯 9,018	千世帯 4,288	千世帯 2,989	人 3.10
		2	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05
		3	40,506	8,597	8,610	7,414	8,797	4,172	2,916	3.04
		4	41,210	8,974	9,072	7,595	8,646	4,047	2,875	2.99
		5	41,826	9,320	9,424	7,556	8,765	4,037	2,724	2.96
		6	42,069	9,201	9,809	7,833	8,465	4,055	2,705	2.95
		7	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91
		8	43,807	10,287	10,613	8,242	8,622	3,391	2,652	2.85
		9	44,669	11,156	10,964	8,183	8,438	3,322	2,605	2.79
		10	44,496	10,627	11,188	8,375	8,234	3,482	2,589	2.81
		11	44,923	10,585	11,542	8,640	8,469	3,254	2,432	2.79
		12	45,545	10,988	11,968	8,767	8,211	3,266	2,345	2.76
		13	45,664	11,017	12,106	8,782	8,068	3,327	2,363	2.75
		14	46,005	10,800	12,651	9,099	8,027	3,165	2,261	2.74
		15	45,800	10,673	12,428	8,953	8,345	3,074	2,327	2.76
		16	46,323	10,817	12,966	9,034	8,261	3,139	2,107	2.72
		17	47,043	11,580	13,260	9,265	7,499	3,250	2,189	2.68
		18	47,531	12,043	13,311	9,288	7,740	3,124	2,024	2.65
		19	48,023	11,983	13,764	9,903	7,549	3,038	1,787	2.63
		20	47,957	11,928	13,920	9,673	7,582	3,015	1,838	2.63
一 般 世 帯	構 成 割 合	年元	% 100.0	% 20.0	% 20.6	% 18.1	% 22.9	% 10.9	% 7.6	人 .
		2	100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	.
		3	100.0	21.2	21.3	18.3	21.7	10.3	7.2	.
		4	100.0	21.8	22.0	18.4	21.0	9.8	7.0	.
		5	100.0	22.3	22.5	18.1	21.0	9.7	6.5	.
		6	100.0	21.9	23.3	18.6	20.1	9.6	6.4	.
		7	100.0	22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	.
		8	100.0	23.5	24.2	18.8	19.7	7.7	6.1	.
		9	100.0	25.0	24.5	18.3	18.9	7.4	5.8	.
		10	100.0	23.9	25.1	18.8	18.5	7.8	5.8	.
		11	100.0	23.6	25.7	19.2	18.9	7.2	5.4	.
		12	100.0	24.1	26.3	19.2	18.0	7.2	5.1	.
		13	100.0	24.1	26.5	19.2	17.7	7.3	5.2	.
		14	100.0	23.5	27.5	19.8	17.4	6.9	4.9	.
		15	100.0	23.3	27.1	19.5	18.2	6.7	5.1	.
		16	100.0	23.4	28.0	19.5	17.8	6.8	4.5	.
		17	100.0	24.6	28.2	19.7	15.9	6.9	4.7	.
		18	100.0	25.3	28.0	19.5	16.3	6.6	4.3	.
		19	100.0	25.0	28.7	20.6	15.7	6.3	3.7	.
		20	100.0	24.9	29.0	20.2	15.8	6.3	3.8	.

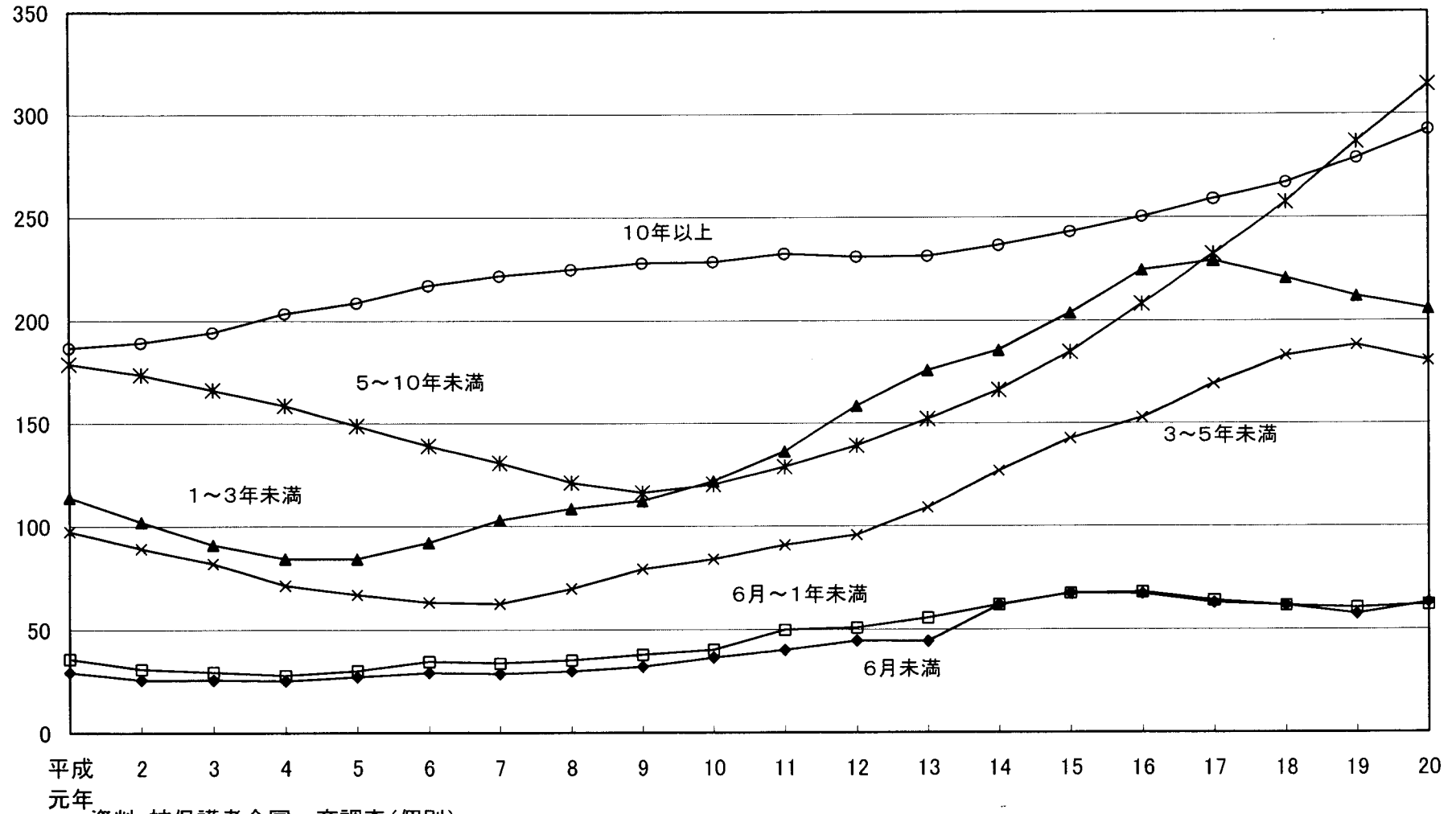
資料：被保護者全国一斉調査（基礎調査）、国民生活基礎調査

(注) 1 一般世帯の推移については国民生活基礎調査による。

2 平成7年の一般世帯の実数は兵庫県を除いたものである。

保護の受給期間別被保護世帯数の年次推移

千世帯



資料: 被保護者全国一斉調査(個別)

世帯の労働力類型別被保護世帯数の年次推移

	実 数									構成割合			
	総数	稼働世帯							非稼働世帯		総数	稼働世帯	非稼働世帯
		総数	世帯主が働いている世帯					世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	働いている者のいない世帯				
			総数	常用	日雇	内職	その他						
平成元年度	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	%	%	%
2	653,414	129,258	98,711	55,456	14,595	11,077	17,583	30,547	524,156	100.0	19.8	80.2	
3	622,235	116,970	90,200	51,065	13,144	10,226	15,765	26,769	505,266	100.0	18.8	81.2	
4	599,482	105,667	81,959	46,383	11,921	9,453	14,202	23,708	493,816	100.0	17.6	82.4	
5	584,821	95,971	74,926	42,540	10,879	8,559	12,948	21,045	488,851	100.0	16.4	83.6	
6	585,086	89,381	69,655	39,876	10,087	7,914	11,778	19,726	495,706	100.0	15.3	84.7	
7	594,439	85,307	66,456	38,868	9,216	7,525	10,848	18,851	509,132	100.0	14.4	85.6	
8	600,980	81,604	63,705	37,546	8,788	7,076	10,294	17,899	519,376	100.0	13.6	86.4	
9	612,180	79,466	62,515	37,215	8,547	6,714	10,039	16,951	532,714	100.0	13.0	87.0	
10	630,577	79,711	62,987	38,058	8,529	6,599	9,802	16,724	550,865	100.0	12.6	87.4	
11	662,094	80,745	63,838	39,027	8,596	6,403	9,812	16,907	581,348	100.0	12.2	87.8	
12	703,072	84,076	66,508	41,592	8,713	6,341	9,863	17,568	618,996	100.0	12.0	88.0	
13	750,181	89,660	71,151	45,552	9,318	6,360	9,921	18,509	660,522	100.0	12.0	88.0	
14	803,993	95,295	75,726	49,397	9,910	6,339	10,079	19,569	708,698	100.0	11.9	88.1	
15	869,637	103,711	82,746	54,504	11,057	6,364	10,820	20,965	765,926	100.0	11.9	88.1	
16	939,733	113,967	91,082	60,651	12,443	6,456	11,532	22,885	825,766	100.0	12.1	87.9	
17	997,149	123,531	99,141	66,559	14,028	6,480	12,074	24,390	873,618	100.0	12.4	87.6	
18	1,039,570	130,544	105,505	71,493	15,302	6,526	12,184	25,039	909,026	100.0	12.6	87.4	
19	1,073,650	136,000	110,687	76,315	15,725	6,617	12,029	25,313	937,650	100.0	12.7	87.3	
20	1,102,945	141,682	115,738	80,644	16,233	6,781	12,080	25,944	961,262	100.0	12.8	87.2	
21年11月	1,145,913	148,463	121,294	85,029	16,932	6,913	12,420	27,169	997,450	100.0	13.0	87.0	
21年11月	1,289,531	167,519	136,639	95,369	20,215	7,154	13,901	30,880	1,122,012	100.0	13.0	87.0	

資料：福祉行政報告例(平成21年11月は速報値)

(注)保護停止中の世帯を除く。

世帯類型・稼働状況別被保護世帯数の年次推移

		総数			高齢者世帯			母子世帯			傷病者・障害者世帯			その他の世帯			
		総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	
実 数	平成7年度	600,980	81,603	519,376	254,292	11,372	242,921	52,373	28,776	23,597	252,688	22,039	230,648	41,627	19,417	22,210	
	8	612,180	79,466	532,714	264,626	11,362	253,264	51,671	28,015	23,656	254,449	21,456	232,993	41,434	18,633	22,801	
	9	630,577	79,712	550,865	277,409	11,727	265,682	52,206	28,016	24,189	258,558	21,439	237,119	42,404	18,529	23,875	
	10	662,094	80,745	581,348	294,680	12,130	282,550	54,503	28,114	26,390	267,582	21,854	245,728	45,329	18,648	26,680	
	11	703,072	84,076	618,996	315,933	12,803	303,130	58,435	29,311	29,125	278,520	22,270	256,250	50,184	19,693	30,492	
	12	750,181	89,660	660,522	341,196	13,432	327,763	63,126	31,243	31,883	290,620	23,577	267,043	55,240	21,407	33,832	
	13	803,993	95,295	708,698	370,049	14,185	355,864	68,460	33,332	35,129	303,554	24,696	278,858	61,930	23,082	38,847	
	14	869,637	103,711	765,926	402,835	15,429	387,406	75,097	36,226	38,872	319,302	26,231	293,070	72,403	25,825	46,578	
	15	939,733	113,967	825,766	435,804	16,943	418,861	82,216	39,602	42,613	336,772	27,443	309,329	84,941	29,979	54,962	
	16	997,149	123,530	873,618	465,680	18,115	447,565	87,478	42,342	45,136	349,844	29,058	320,785	94,148	34,015	60,132	
	17	1,039,570	130,544	909,026	451,962	15,042	436,921	90,531	43,997	46,534	389,818	31,470	358,348	107,259	40,035	67,223	
	18	1,073,650	136,000	937,650	473,838	15,458	458,380	92,609	44,772	47,836	397,357	32,649	364,708	109,847	43,121	66,726	
	19	1,102,945	141,682	961,262	497,665	16,712	480,953	92,910	44,833	48,078	401,087	34,177	366,910	111,282	45,961	65,321	
	20	1,145,913	148,463	997,450	523,840	18,178	505,662	93,408	44,457	48,952	407,095	36,112	370,983	121,570	49,716	71,853	
		平成21年11月	1,289,531	167,519	1,122,012	566,110	20,235	545,875	101,341	45,311	56,030	442,179	39,554	402,625	179,901	62,419	117,482
	構 成 割 合	平成7年度	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		8	100.0	13.6	86.4	100.0	4.5	95.5	100.0	54.9	45.1	100.0	8.7	91.3	100.0	46.6	53.4
		9	100.0	13.0	87.0	100.0	4.3	95.7	100.0	54.2	45.8	100.0	8.4	91.6	100.0	45.0	55.0
		10	100.0	12.6	87.4	100.0	4.2	95.8	100.0	53.7	46.3	100.0	8.3	91.7	100.0	43.7	56.3
		11	100.0	12.2	87.8	100.0	4.1	95.9	100.0	51.6	48.4	100.0	8.2	91.8	100.0	41.1	58.9
12		100.0	12.0	88.0	100.0	4.1	95.9	100.0	50.2	49.8	100.0	8.0	92.0	100.0	39.2	60.8	
13		100.0	12.0	88.0	100.0	3.9	96.1	100.0	49.5	50.5	100.0	8.1	91.9	100.0	38.8	61.2	
14		100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.7	51.3	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7	
15		100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.2	51.8	100.0	8.2	91.8	100.0	35.7	64.3	
16		100.0	12.1	87.9	100.0	3.9	96.1	100.0	48.2	51.8	100.0	8.1	91.9	100.0	35.3	64.7	
17		100.0	12.4	87.6	100.0	3.9	96.1	100.0	48.4	51.6	100.0	8.3	91.7	100.0	36.1	63.9	
18		100.0	12.6	87.4	100.0	3.3	96.7	100.0	48.6	51.4	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7	
19		100.0	12.7	87.3	100.0	3.3	96.7	100.0	48.3	51.7	100.0	8.2	91.8	100.0	39.3	60.7	
20	100.0	12.8	87.2	100.0	3.4	96.6	100.0	48.3	51.7	100.0	8.5	91.5	100.0	41.3	58.7		
	平成21年11月	100.0	13.0	87.0	100.0	3.5	96.5	100.0	47.6	52.4	100.0	8.9	91.1	100.0	40.9	59.1	
	平成21年11月	100.0	13.0	87.0	100.0	3.6	96.4	100.0	44.7	55.3	100.0	8.9	91.1	100.0	34.7	65.3	

資料：福祉行政報告例(平成21年11月は速報値)

注)保護停止中の世帯を除く。また、数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数と合わない場合がある。

都道府県・指定都市・中核市、稼働状況、世帯類型別被保護世帯の構成割合

平成20年度

	稼働状況別構成割合		世帯類型別構成割合			
	稼働 %	非稼働 %	高齢 %	母子 %	傷病・障害 %	その他 %
全 国	13.0	87.0	45.7	8.2	35.5	10.6
北海道	12.4	87.6	45.6	10.7	36.5	7.2
青森県	8.4	91.6	51.3	4.7	37.8	6.3
岩手県	17.5	82.5	48.3	4.3	34.7	12.7
宮城県	11.8	88.2	47.9	5.6	33.7	12.8
秋田県	12.8	87.2	50.3	4.3	33.8	11.6
山形県	11.7	88.3	50.0	3.0	39.1	7.9
福島県	13.9	86.1	46.4	4.1	38.4	11.1
茨城県	8.0	92.0	46.8	4.5	39.8	8.8
栃木県	9.7	90.3	45.9	4.8	40.7	8.6
群馬県	8.6	91.4	48.5	4.5	39.6	7.4
埼玉県	13.7	86.3	42.0	8.9	37.6	11.5
千葉県	13.1	86.9	44.9	7.5	39.5	8.1
東京都	14.1	85.9	45.6	6.5	36.9	10.9
神奈川県	15.4	84.6	44.8	8.7	33.8	12.7
新潟県	10.5	89.5	43.3	3.9	39.6	13.2
富山県	4.7	95.3	55.9	1.2	36.3	6.6
石川県	9.5	90.5	56.4	2.7	35.1	5.8
福井県	8.9	91.1	51.4	3.4	36.5	8.8
山梨県	7.6	92.4	50.8	3.2	38.9	7.2
長野県	10.3	89.7	47.1	3.2	41.7	8.0
岐阜県	8.2	91.8	51.7	3.2	38.8	6.3
静岡県	10.0	90.0	51.3	4.5	37.6	6.7
愛知県	10.1	89.9	47.0	5.6	40.1	7.3
三重県	10.6	89.4	49.4	6.4	35.9	8.4
滋賀県	14.3	85.7	42.7	10.8	38.2	8.4
京都府	17.2	82.8	40.8	14.1	35.6	9.6
大阪府	16.0	84.0	44.5	13.3	33.9	8.3
兵庫県	10.5	89.5	46.6	9.0	38.3	6.1
奈良県	10.8	89.2	50.6	8.5	34.3	6.6
和歌山県	7.2	92.8	54.3	4.1	36.3	5.3
鳥取県	15.3	84.7	44.3	5.4	39.6	10.7
島根県	19.0	81.0	40.9	5.2	37.7	16.2
岡山県	12.9	87.1	44.1	4.6	42.0	9.3
広島県	14.4	85.6	45.0	6.7	37.9	10.3
山口県	12.3	87.7	48.4	5.5	36.9	9.2
徳島県	11.8	88.2	45.6	5.7	39.4	9.3
香川県	12.0	88.0	41.7	5.9	44.5	8.0
愛媛県	6.0	94.0	46.2	3.0	43.2	7.5
高知県	10.1	89.9	52.5	4.1	33.0	10.4
福岡県	11.1	88.9	45.2	8.6	30.5	15.7
佐賀県	9.1	90.9	48.4	4.3	38.4	8.9
長崎県	12.8	87.2	45.9	6.2	36.4	11.4
熊本県	7.5	92.5	53.8	3.1	32.3	10.8
大分県	10.6	89.4	54.1	3.2	31.7	11.0
宮崎県	8.6	91.4	52.0	4.2	30.4	13.4
鹿児島県	11.4	88.6	50.6	5.5	33.2	10.7
沖縄県	9.6	90.4	47.2	7.0	36.2	9.6
札幌市	17.7	82.3	38.2	13.1	33.4	15.3
仙台市	15.0	85.0	38.1	9.9	34.5	17.5
さいたま市	15.4	84.6	40.5	9.7	36.7	13.1
千葉市	11.4	88.6	44.6	6.8	26.5	22.1
横浜市	17.1	82.9	46.2	8.4	32.2	13.2
川崎市	16.6	83.4	44.4	10.1	31.5	14.0
新潟市	13.3	86.7	40.0	8.4	40.2	11.4
静岡市	11.5	88.5	49.1	7.0	34.9	9.0
浜松市	11.8	88.2	38.3	6.8	41.8	13.1
名古屋市	12.7	87.3	45.7	6.6	37.4	10.3
京都市	18.0	82.0	43.7	13.1	30.4	12.9
大阪市	9.8	90.2	50.6	7.8	32.1	9.5
堺市	14.6	85.4	45.3	11.7	37.9	5.1
神戸市	16.2	83.8	44.5	10.3	31.9	13.2
広島市	15.2	84.8	38.3	10.4	37.0	14.3
北九州市	6.7	93.3	62.0	2.6	28.6	6.8
福岡市	11.3	88.7	46.6	7.7	36.3	9.4
旭川市	16.3	83.7	40.7	15.5	35.4	8.4
函館市	15.1	84.9	42.9	14.0	30.1	13.1
青森市	11.3	88.7	44.0	5.7	35.3	15.0
盛岡市	16.5	83.5	34.4	8.1	36.6	20.9
秋田市	12.9	87.1	47.1	6.4	36.6	9.9
山形市	12.8	87.2	39.4	5.8	43.0	11.8
いわき市	9.6	90.4	42.6	7.4	43.4	6.7
宇都宮市	10.4	89.6	38.2	8.3	40.8	12.7
川越市	13.9	86.1	39.2	10.0	33.4	17.4
船橋市	15.3	84.7	42.0	8.4	41.0	8.5
柏市	11.5	88.5	46.3	7.1	42.7	3.8
横須賀市	12.6	87.4	52.2	7.3	35.0	5.4
相模原市	16.2	83.8	40.0	14.3	35.8	9.9
富山県	5.8	94.2	54.3	1.4	39.2	5.0
金沢市	7.2	92.8	51.4	3.4	42.5	2.7
長野市	13.1	86.9	44.2	4.2	37.9	13.8
岐阜市	7.6	92.4	61.1	2.9	33.8	2.1
岐阜市	11.5	88.5	47.1	4.3	40.6	8.0
豊田県	15.0	85.0	33.5	11.8	45.0	9.6
岡崎市	12.4	87.6	43.4	6.1	43.6	6.9
高槻市	12.9	87.1	41.3	12.0	42.3	4.4
東大阪市	17.2	82.8	40.2	16.0	36.9	6.8
堺市	10.8	89.2	51.7	6.1	32.8	9.4
西宮市	8.0	92.0	38.8	10.5	42.7	8.1
奈良市	16.1	83.9	38.9	14.3	35.0	11.9
和歌山市	7.9	92.1	55.0	5.9	32.0	7.1
岡山市	15.6	84.4	39.4	10.0	37.0	13.6
倉敷市	11.1	88.9	39.0	9.8	38.4	12.9
福山市	18.3	81.7	38.6	10.0	36.6	14.8
下関市	12.9	87.1	48.4	8.4	29.9	13.4
高松市	12.2	87.8	38.8	10.0	36.5	14.7
松山市	7.6	92.4	43.4	6.4	43.2	7.0
高知市	10.0	90.0	46.1	7.6	36.1	10.2
久米市	8.7	91.3	45.2	6.2	39.1	9.5
留米市	12.5	87.5	33.7	9.8	41.0	15.5
熊本市	10.6	89.4	49.7	6.0	37.0	7.3
本分市	13.8	86.2	45.4	6.8	34.7	13.0
宮崎県	10.3	89.7	46.5	7.0	35.8	10.7
鹿児島市	14.6	85.4	40.5	8.0	34.7	16.8

資料：福祉行政報告例

注1) 都道府県データは指定都市、中核市分を除いたものである。
注2) 保護停止中の世帯を除く。

保護の種類別扶助人員の年次推移

	生活扶助人員		住宅扶助人員		教育扶助人員		医療扶助人員		介護扶助人員	
	人	指数 (平成元年度 =100)	人	指数 (平成元年度 =100)	人	指数 (平成元年度 =100)	人	指数 (平成元年度 =100)	人	指数 (平成12年度 =100)
平成元年度	969,319	100.0	789,295	100.0	158,323	100.0	752,956	100.0
2	889,607	91.8	730,134	92.5	135,793	85.8	711,268	94.5
3	826,462	85.3	681,412	86.3	117,140	74.0	680,735	90.4
4	780,517	80.5	646,486	81.9	103,800	65.6	662,155	87.9
5	765,290	79.0	639,112	81.0	96,505	61.0	658,517	87.5
6	765,629	79.0	644,648	81.7	92,424	58.4	670,603	89.1
7	760,162	78.4	639,129	81.0	88,176	55.7	679,826	90.3
8	766,232	79.0	648,591	82.2	84,973	53.7	695,075	92.3
9	783,840	80.9	668,756	84.7	84,006	53.1	715,662	95.0
10	821,931	84.8	707,094	89.6	86,254	54.5	753,366	100.1
11	877,080	90.5	763,315	96.7	91,042	57.5	803,855	106.8
12	943,025	97.3	824,129	104.4	96,944	61.2	864,231	114.8	66,832	100.0
13	1,014,524	104.7	891,223	112.9	104,590	66.1	928,527	123.3	84,463	126.4
14	1,105,499	114.0	975,486	123.6	114,213	72.1	1,002,886	133.2	105,964	158.6
15	1,201,836	124.0	1,069,135	135.5	124,270	78.5	1,082,648	143.8	127,164	190.3
16	1,273,502	131.4	1,143,310	144.9	132,019	83.4	1,154,521	153.3	147,239	220.3
17	1,320,413	136.2	1,194,020	151.3	135,734	85.7	1,207,814	160.4	164,093	245.5
18	1,354,242	139.7	1,233,105	156.2	137,129	86.6	1,226,233	162.9	172,214	257.7
19	1,379,945	142.4	1,262,158	159.9	135,503	85.6	1,248,145	165.8	184,258	275.7
20	1,422,217	146.7	1,304,858	165.3	134,734	85.1	1,281,838	170.2	195,576	292.6
21年11月	1,624,888	167.6	1,488,686	188.6	147,348	93.1	1,437,036	190.9	211,947	317.1

資料：福祉行政報告例(平成21年11月は速報値)

(1) 生活保護法による医療扶助人員、医療扶助費の年次推移

	被 保 護 実 人 員 A	医療扶助人員						医療扶助率 B/A %	医療扶助費 総 額 億円	生活保護費 のうち医療 扶助費の占 める割合 %
		総 数 B 人	精 神 (再掲)	入 院 人	精 神 (再掲)	入 院 外 人	精 神 (再掲)			
平成7年度	882,229	679,826	126,555	123,924	64,399	555,903	62,156	77.1	8,819	59.4
平成8年度	887,450	695,075	131,592	124,794	64,117	570,281	67,475	78.3	8,773	58.0
平成9年度	905,589	715,662	135,681	126,530	64,212	589,132	71,469	79.0	9,230	57.5
平成10年度	946,993	753,366	141,798	130,358	64,743	623,008	77,055	79.6	9,659	57.0
平成11年度	1,004,472	803,855	148,286	134,043	65,122	669,812	83,164	80.0	10,416	57.0
平成12年度	1,072,241	864,231	155,852	132,751	64,913	731,480	90,939	80.6	10,711	55.2
平成13年度	1,148,088	928,527	163,149	134,956	64,900	793,572	98,249	80.9	11,229	54.1
平成14年度	1,242,723	1,002,886	172,619	135,197	64,608	867,689	108,011	80.7	11,622	52.4
平成15年度	1,344,327	1,082,648	183,139	132,578	63,708	950,070	119,431	80.5	12,361	51.8
平成16年度	1,423,388	1,154,521	195,400	132,285	63,193	1,022,236	132,207	81.1	13,029	51.9
平成17年度	1,475,838	1,207,814	204,600	131,104	62,479	1,076,710	142,121	81.8	13,470	51.2
平成18年度	1,513,892	1,226,233	97,650	130,487	59,239	1,095,746	38,411	81.0	13,500	50.6
平成19年度	1,543,321	1,248,145	95,028	125,900	57,687	1,122,245	37,341	80.9	13,074	49.3
平成20年度	1,592,620	1,281,837	95,433	123,279	56,513	1,158,558	38,920	80.5	13,393	48.7

注：医療扶助費は、各年度の医療扶助に要した実績費用の総額を計上している。

(2) 都道府県・指定都市・中核市別医療扶助人員(入院・入院外)

自治体名	総数	入院	入院外
北海道	56,225	5,698	50,527
青森県	16,467	1,630	14,837
岩手県	7,277	852	6,425
宮城県	7,973	679	7,294
秋田県	7,238	612	6,626
山形県	4,806	418	4,388
福島県	7,615	793	6,822
茨城県	15,590	1,900	13,690
栃木県	7,847	915	6,932
群馬県	6,426	628	5,798
埼玉県	36,672	3,137	33,535
千葉県	27,394	2,541	24,853
東京都	186,819	15,691	171,128
神奈川県	20,171	1,673	18,498
新潟県	5,159	469	4,690
富山県	1,180	204	976
石川県	2,227	280	1,947
福井県	2,215	272	1,943
山梨県	3,125	384	2,741
長野県	5,298	426	4,872
岐阜県	3,135	395	2,740
静岡県	7,930	866	7,064
愛知県	13,008	1,499	11,509
三重県	12,108	1,375	10,733
滋賀県	4,902	387	4,515
京都府	10,751	703	10,048
大阪府	63,119	4,312	58,807
兵庫県	15,838	1,486	14,352
奈良県	9,619	742	8,877
和歌山県	4,848	429	4,419
鳥取県	4,683	407	4,276
島根県	3,955	373	3,582
岡山県	4,093	550	3,543
広島県	9,693	1,154	8,539
山口県	9,670	1,167	8,503
徳島県	10,902	1,204	9,698
香川県	3,572	432	3,140
愛媛県	6,895	770	6,125
高知県	6,603	771	5,832
福岡県	45,965	4,236	41,729
佐賀県	5,941	781	5,160
長崎県	12,217	1,455	10,762
熊本県	6,149	849	5,300
大分県	9,088	1,285	7,803
宮崎県	7,049	896	6,153
鹿児島県	13,613	2,255	11,358
沖縄県	20,971	2,118	18,853

自治体名	総数	入院	入院外
札幌市	52,533	3,806	48,727
仙台市	11,444	476	10,968
さいたま市	12,088	990	11,098
千葉市	10,007	886	9,121
横浜市	51,154	4,834	46,320
川崎市	19,930	1,048	18,882
新潟市	7,230	674	6,556
静岡市	5,113	326	4,787
浜松市	4,443	523	3,920
名古屋市	24,924	2,110	22,814
京都市	31,564	2,412	29,152
大阪市	102,992	7,193	95,799
堺市	17,877	1,477	16,400
神戸市	34,784	2,171	32,613
岡山市	8,381	443	7,938
広島市	15,262	760	14,502
北九州市	16,025	1,492	14,533
福岡市	26,471	2,146	24,325
旭川市	10,620	549	10,071
函館市	11,129	1,045	10,084
青森市	6,046	536	5,510
盛岡市	3,007	268	2,739
秋田市	3,877	421	3,456
郡山市	1,721	132	1,589
いわき市	3,692	476	3,216
宇都宮市	5,151	500	4,651
前橋市	2,367	211	2,156
川越市	1,887	219	1,668
船橋市	4,584	451	4,133
柏市	2,136	205	1,931
横須賀市	3,577	191	3,386
相模原市	7,699	411	7,288
富山市	1,131	152	979
金沢市	2,668	428	2,240
長野市	1,317	153	1,164
岐阜市	4,076	1,092	2,984
豊橋市	1,385	225	1,160
豊田市	1,037	101	936
岡崎市	1,004	117	887
大津市	2,820	196	2,624
高槻市	4,290	256	4,034
東大阪市	12,630	652	11,978
姫路市	5,259	390	4,869
西宮市	5,116	427	4,689
尼崎市	13,055	967	12,088
奈良市	4,514	241	4,273
和歌山市	5,849	421	5,428
倉敷市	5,314	559	4,755
福山市	5,348	303	5,045
下関市	3,321	330	2,991
高松市	4,581	350	4,231
松山市	9,111	806	8,305
高知市	8,807	824	7,983
久留米市	3,958	412	3,546
長崎市	8,256	694	7,562
熊本市	9,325	1,068	8,257
大分市	5,830	853	4,977
宮崎市	5,668	557	5,111
鹿児島市	12,533	1,366	11,167
全国	1,421,959	125,421	1,296,538

資料：福祉行政報告例(21年10月)

(3) 長期入院患者の実態把握の状況

(平成20年度)

区 分	① 書類検討総数 (入院百八十日を越えた患者数)	② ①のうち主治医と意見 調整を行ったもの	③ ②の結果医療扶助によ る入院の必要がないと されたもの	④ ③のうち措置状況						⑤ ③のうち未措置患者数	② ／ ① の割合	③ ／ ② の割合	⑤ ／ ③ の割合
				退院又は移替え等									
				小 計	居 宅 保 護	施 設 入 所	他法への移替		そ の 他				
予 防 法	結 核 精 神 保 健 福 祉 法												
北海道	2,664	2,489	169	111	32	54	0	0	25	58	93.4	6.8	34.3
青森県	549	516	39	28	9	12	0	0	7	11	94.0	7.6	28.2
岩手県	413	337	70	22	8	11	0	0	3	48	81.6	20.8	68.6
宮城県	369	344	20	9	3	4	0	0	2	11	93.2	5.8	55.0
秋田県	376	274	34	33	13	14	0	0	6	6	72.9	12.4	17.6
山形県	183	74	13	3	1	0	0	0	2	1	40.4	17.6	7.7
福島県	385	341	87	52	17	14	0	0	21	35	88.6	25.5	40.2
茨城県	1,121	1,118	104	23	2	14	0	0	7	81	99.7	9.3	77.9
栃木県	601	522	46	32	9	20	0	0	3	14	86.9	8.8	30.4
群馬県	520	380	18	15	5	7	0	0	3	3	73.1	4.7	16.7
埼玉県	1,764	885	247	146	30	26	0	0	90	101	50.2	27.9	40.9
千葉県	1,504	1,129	73	33	15	17	0	0	1	40	75.1	6.5	54.8
東京都	7,661	3,429	814	702	218	207	0	3	274	112	44.8	23.7	13.8
神奈川県	782	686	89	63	25	18	0	0	20	26	87.7	13.0	29.2
新潟県	283	131	17	14	4	9	0	0	1	3	46.3	13.0	17.6
富山県	172	103	12	10	3	0	0	0	7	2	59.9	11.7	16.7
石川県	150	130	0	0	0	0	0	0	0	0	86.7	0.0	0.0
福井県	190	94	4	3	0	3	0	0	0	0	49.5	4.3	0.0
山梨県	203	75	3	2	0	2	0	0	0	1	36.9	4.0	33.3
長野県	202	188	21	12	5	6	0	0	1	9	93.1	11.2	42.9
岐阜県	254	159	18	9	3	2	0	1	3	9	62.6	11.3	50.0
静岡県	448	306	53	45	22	13	0	0	10	8	68.3	17.3	15.1
愛知県	701	325	51	39	7	23	0	4	5	12	46.4	15.7	23.5
三重県	860	578	30	18	6	7	0	0	5	12	67.2	5.2	40.0
滋賀県	190	134	7	5	3	2	0	0	0	2	70.5	5.2	28.6
京都府	320	115	4	4	4	0	0	0	0	0	35.9	3.5	0.0
大阪府	1,738	528	131	111	34	29	0	0	48	20	30.4	24.8	15.3
兵庫県	924	758	142	101	35	35	0	2	29	41	82.0	18.7	28.9
奈良県	369	133	10	7	3	3	0	0	1	3	36.0	7.5	30.0
和歌山県	164	106	22	12	2	4	0	0	6	10	64.6	20.8	45.5
鳥取県	198	138	54	32	5	10	0	3	14	28	69.7	39.1	51.9
島根県	226	146	59	29	11	11	0	0	7	30	64.6	40.4	50.8
岡山県	275	216	14	12	5	7	0	0	0	2	78.5	6.5	14.3
広島県	559	521	54	54	35	17	0	0	2	0	93.2	10.4	0.0
山口県	637	481	47	30	12	4	0	0	14	17	75.5	9.8	36.2
徳島県	647	609	13	13	3	6	0	0	4	0	94.1	2.1	0.0
香川県	251	241	36	25	5	12	0	0	8	11	96.0	14.9	30.6
愛媛県	461	275	58	22	5	12	0	0	5	36	59.7	21.1	62.1
高知県	403	140	58	52	16	22	0	0	14	6	34.7	41.4	10.3
福岡県	2,916	2,099	334	183	50	89	0	8	36	89	72.0	15.9	26.6
佐賀県	494	429	45	37	19	11	0	0	7	8	86.8	10.5	17.8
長崎県	924	810	85	58	18	14	0	0	26	27	87.7	10.5	31.8
熊本県	588	572	93	68	16	32	0	0	20	25	97.3	16.3	26.9
大分県	812	359	25	18	6	10	0	0	2	7	44.2	7.0	28.0
宮崎県	639	337	69	35	7	19	0	0	9	34	52.7	20.5	49.3
鹿児島県	1,329	1,194	100	83	31	26	0	3	23	17	89.8	8.4	17.0
沖縄県	787	503	180	87	37	20	0	0	30	93	63.9	35.8	51.7

区 分	① 書類検討総数 (入院百八十日を越えた患者 数)	② ①のうち主治医と意見 調整を行ったもの	③ ②の結果医療扶助によ る入院の必要がないと されたもの	④ ③のうち措置状況							⑤ ③のうち未措置患者数	② ／ ① の割合	③ ／ ② の割合	⑤ ／ ③ の割合
				退院又は移替え等										
				小 計	居 宅 保 護	施 設 入 所	他法への移替		そ の 他					
予 結 核 防 法	精 神 保 健 福 祉 法													
札幌市	1,843	194	81	64	6	31	0	0	27	17	10.5	41.8	21.0	
仙台市	221	90	1	0	0	0	0	0	0	0	40.7	1.1	0.0	
さいたま市	343	20	12	12	5	5	0	2	0	0	5.8	60.0	0.0	
千葉市	288	199	47	43	5	21	0	1	16	9	69.1	23.6	19.1	
横浜市	969	794	118	85	16	62	0	0	7	33	81.9	14.9	28.0	
川崎市	877	667	157	87	24	28	0	1	34	70	76.1	23.5	44.6	
新潟市	309	99	16	4	0	3	0	0	1	12	32.0	16.2	75.0	
静岡市	66	66	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	
浜松市	154	27	6	7	0	6	1	0	0	0	17.5	22.2	0.0	
名古屋市	1,721	1,266	327	303	87	118	0	6	92	24	73.6	25.8	7.3	
京都市	982	690	138	87	59	20	0	0	8	50	70.3	20.0	36.2	
大阪市	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
堺市	526	118	52	51	35	10	0	0	6	1	22.4	44.1	1.9	
神戸市	1,100	962	276	186	68	67	0	1	50	90	87.5	28.7	32.6	
岡山市	273	205	43	37	11	7	0	0	19	6	75.1	21.0	14.0	
広島市	642	594	125	120	44	21	0	0	55	5	92.5	21.0	4.0	
北九州市	1,112	1,013	151	105	21	30	0	0	54	46	91.1	14.9	30.5	
福岡市	1,347	950	113	100	41	41	0	0	18	13	70.5	11.9	11.5	
旭川市	192	134	7	6	0	6	0	0	0	1	69.8	5.2	14.3	
函館市	292	228	19	8	0	8	0	0	0	11	78.1	8.3	57.9	
青森市	197	197	16	16	9	7	0	0	0	0	100.0	8.1	0.0	
盛岡市	145	29	7	4	3	0	0	0	1	3	20.0	24.1	42.9	
秋田市	221	40	4	4	2	2	0	0	0	0	18.1	10.0	0.0	
郡山市	90	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	0.0	0.0	
いわき市	224	143	12	9	3	5	0	0	1	3	63.8	8.4	25.0	
宇都宮市	283	135	30	30	2	9	0	0	19	0	47.7	22.2	0.0	
前橋市	107	47	3	2	0	2	0	0	0	1	43.9	6.4	33.3	
川越市	133	133	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	
船橋市	282	282	3	3	1	1	0	0	1	0	100.0	1.1	0.0	
柏市	140	140	7	7	5	2	0	0	0	0	100.0	5.0	0.0	
横須賀市	147	147	22	22	16	2	0	0	4	0	100.0	15.0	0.0	
相模原市	191	191	19	15	9	3	0	0	3	4	100.0	9.9	21.1	
富山市	125	125	26	15	8	6	0	0	1	2	100.0	20.8	7.7	
金沢市	258	258	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	
長野市	83	83	12	12	4	5	0	0	3	2	100.0	14.5	16.7	
岐阜市	166	8	8	8	4	4	0	0	0	0	4.8	100.0	0.0	
豊橋市	142	142	32	32	11	3	0	7	11	0	100.0	22.5	0.0	
豊田市	56	56	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	
岡崎市	88	88	16	25	4	5	0	0	16	1	100.0	18.2	6.3	
大津市	80	80	11	11	1	5	0	0	5	0	100.0	13.8	0.0	
高槻市	157	28	25	17	9	7	0	0	1	8	17.8	89.3	32.0	
東大阪市	342	28	18	16	12	4	0	0	0	2	8.2	64.3	11.1	
姫路市	241	194	11	7	2	3	0	0	2	4	80.5	5.7	36.4	
西宮市	215	215	38	33	11	7	0	0	15	5	100.0	17.7	13.2	
尼崎市	435	301	109	68	29	34	0	0	5	41	69.2	36.2	37.6	
奈良市	154	19	3	3	1	2	0	0	0	0	12.3	15.8	0.0	
和歌山市	281	281	12	3	0	2	0	0	1	9	100.0	4.3	75.0	
倉敷市	75	9	5	5	1	0	0	0	4	0	12.0	55.6	0.0	
福山市	194	137	25	23	16	7	0	0	0	2	70.6	18.2	8.0	
下関市	177	168	6	6	0	4	0	2	0	0	94.9	3.6	0.0	
高松市	226	41	7	7	0	6	0	0	1	0	18.1	17.1	0.0	
松山市	247	247	13	9	6	3	0	0	0	0	100.0	5.3	0.0	
高知市	404	404	88	88	19	16	0	0	53	0	100.0	21.8	0.0	
久留米市	232	46	3	2	0	2	0	0	0	1	19.8	6.5	33.3	
長崎市	443	368	48	41	11	1	0	0	29	7	83.1	13.0	14.6	
熊本市	519	370	18	18	12	6	0	0	0	0	71.3	4.9	0.0	
大分市	388	20	2	2	1	1	0	0	0	0	5.2	10.0	0.0	
宮崎市	162	78	2	2	1	1	0	0	0	1	48.1	2.6	50.0	
鹿児島市	653	553	36	24	7	14	0	1	2	12	84.7	6.5	33.3	
合計	60,166	39,605	6,058	4,396	1,441	1,543	1	45	1,366	1,605	65.8	15.3	26.5	

資料：保護課調

(4) 保険外併用療養費（長期入院選定療養）に係る例外的給付の状況について（平成20年度）

区 分	当該年度給付件数										当該年度給付総額 (円)	1件あたり 給付金額	
	前年度継続 A	新規開始 B	退院 C (①+②+③+④+⑤)						当該年度継続 D=A+B-C	退院率 E=C/(A+B)			
				① 在宅	② 介護保険施設	③ 社会福祉施設等	④ 扶養義務者引き取り	⑤ その他					
北海道	17	21	23	12	5	0	0	0	6	15	60.5%	7,576,408	199,379
青森県	4	2	4	4	0	0	0	0	0	2	66.7%	579,762	777,777
岩手県	3	4	5	1	2	0	0	0	2	2	71.4%	991,000	141,571
宮城県	2	3	3	2	0	0	0	0	1	2	60.0%	909,104	181,821
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
福島県	1	5	4	0	0	0	1	0	3	2	66.7%	974,910	162,485
茨城県	17	14	20	5	2	3	0	0	10	11	64.5%	11,925,512	384,694
栃木県	4	0	4	0	2	2	0	0	0	0	100.0%	5,100,898	1,275,225
群馬県	3	8	3	1	1	0	0	0	1	8	27.3%	910,290	82,754
埼玉県	8	33	32	4	3	2	0	0	23	9	78.0%	4,230,260	103,177
千葉県	9	12	14	5	2	1	0	0	6	7	66.7%	5,322,950	253,474
東京都	43	427	427	36	13	6	6	366	43	43	90.9%	30,596,130	65,098
神奈川県	4	8	6	0	1	0	0	0	5	6	50.0%	1,071,150	89,263
新潟県	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	100.0%	8,080	8,080
富山県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	883,645	883,645
石川県	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	100.0%	340,618	340,618
福井県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0.0%	792,690	396,345
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
静岡県	0	3	3	2	1	0	0	0	0	0	100.0%	152,790	50,930
愛知県	1	5	3	0	1	0	0	0	2	3	50.0%	821,700	136,950
三重県	0	6	6	3	1	0	0	0	2	0	100.0%	607,740	101,290
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
京都府	2	2	3	1	2	0	0	0	0	1	75.0%	424,590	106,148
大阪府	40	58	68	20	4	3	1	40	30	30	69.4%	12,838,930	131,009
兵庫県	11	13	17	7	0	1	0	0	9	7	70.8%	5,286,780	220,283
奈良県	3	3	3	1	0	0	0	0	2	3	50.0%	1,085,870	180,978
和歌山県	0	4	4	0	3	0	1	0	0	0	100.0%	154,570	38,643
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
岡山県	2	1	1	0	0	0	0	0	1	2	33.3%	1,160,860	386,953
広島県	2	3	4	3	0	1	0	0	0	1	80.0%	1,364,790	272,958
山口県	0	3	2	2	0	0	0	0	0	1	66.7%	311,260	103,753
徳島県	4	3	3	2	0	1	0	0	4	4	42.9%	1,926,500	275,214
香川県	0	5	4	2	0	1	0	0	1	1	80.0%	508,666	101,733
愛媛県	3	5	5	0	1	0	0	0	4	3	62.5%	1,103,640	137,955
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
福岡県	18	24	32	11	5	2	0	14	10	10	76.2%	8,249,183	196,409
佐賀県	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	100.0%	557,050	278,525
長門県	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	100.0%	32,300	32,300
熊本県	0	3	3	0	1	0	0	0	2	0	100.0%	3,064,367	1,021,456
大分県	3	2	3	2	0	1	0	0	0	2	60.0%	1,096,710	219,342
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
鹿児島県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	596,700	596,700
沖縄県	1	2	3	0	0	0	0	0	3	0	100.0%	644,340	214,780

(4) 保険外併用療養費（長期入院選定療養）に係る例外的給付の状況について（平成20年度）

区 分	当該年度給付件数									当該年度給付総額 (円)	1件あたり 給付金額	
	前年度継続 A	新規開始 B	退院 C (①+②+③+④+⑤)					当該年度継続 D=A+B-C	退院率 E=C/(A+B)			
			① 在宅	② 介護保健施設	③ 社会福祉施設等	④ 扶養義務者引き取り	⑤ その他					
札幌市	5	9	9	5	1	2	0	1	5	64.3%	1,504,124	107,437
仙台市	2	5	3	4	0	0	0	0	4	42.9%	528,530	75,504
さいたま市	3	8	4	2	0	0	0	2	7	36.4%	1,150,790	104,617
千葉市	8	16	8	1	1	1	0	5	16	33.3%	3,758,520	156,605
横浜市	1	5	3	1	1	0	0	1	3	50.0%	581,230	96,872
川崎市	2	5	4	1	0	1	0	2	3	57.1%	1,293,050	184,721
新潟市	1	1	2	0	0	2	0	0	0	100.0%	573,900	286,950
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
浜松市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	290,680	290,680
名古屋市	16	66	44	13	2	1	0	28	38	53.7%	8,744,596	106,641
京都府	15	16	19	14	0	0	0	5	12	61.3%	4,539,840	146,446
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	9	13	19	8	0	0	0	11	3	86.4%	2,460,520	111,842
神戸市	11	12	17	5	1	1	0	10	6	73.9%	4,888,510	212,544
岡山市	0	1	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	122,850	122,850
広島市	2	6	5	2	1	0	0	2	3	62.5%	1,135,380	141,923
北九州市	8	8	15	5	4	1	1	4	1	93.8%	1,405,150	87,822
福岡市	2	2	4	2	0	1	0	1	0	100.0%	599,170	149,793
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
函館市	1	4	2	0	0	0	0	2	3	40.0%	1,319,280	263,856
青森市	5	0	5	1	0	0	0	4	0	100.0%	0	-
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
山形市	1	3	3	1	2	0	0	0	1	75.0%	203,450	50,863
いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
宇都宮市	0	4	4	0	0	0	0	4	0	100.0%	266,220	66,555
前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
川越市	1	2	1	0	1	0	0	0	2	33.3%	181,200	60,400
船橋市	8	13	19	7	0	0	0	12	2	90.5%	2,621,620	124,839
柏市	0	1	1	0	0	0	0	1	1	100.0%	64,350	64,350
相模原市	0	4	3	0	0	0	0	3	1	75.0%	220,220	55,055
横須賀市	3	1	2	1	0	1	0	0	2	50.0%	614,900	153,725
富山県	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	314,760	314,760
金沢市	3	1	4	1	0	0	0	3	0	100.0%	361,660	90,415
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
岐阜市	5	1	3	2	0	0	0	1	3	50.0%	1,300,040	216,673
豊田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
大高市	1	1	1	0	0	0	0	1	1	50.0%	316,030	158,015
東大高市	5	4	3	2	0	1	0	0	6	33.3%	587,130	65,237
姫路市	0	2	2	1	1	0	0	0	0	100.0%	14,300	7,150
西宮市	1	3	2	0	0	0	0	2	2	50.0%	750,370	187,593
尼崎市	0	4	3	3	0	0	0	1	0	75.0%	183,880	45,970
奈良市	2	1	1	1	0	0	0	0	2	33.3%	296,400	98,800
和歌山県	11	7	6	3	2	1	0	0	12	33.3%	5,564,020	309,112
和歌山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
三重県	11	4	7	2	1	0	0	4	8	46.7%	3,933,170	262,211
三重市	3	4	3	2	2	0	0	1	4	42.9%	1,619,270	231,324
下高松市	2	1	2	0	0	0	0	2	1	66.7%	335,880	111,960
高松市	0	3	2	2	0	0	0	0	1	66.7%	111,410	37,137
高松市	6	0	6	3	0	0	0	3	0	100.0%	1,474,330	245,722
久米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
長崎県	1	1	2	2	0	0	0	0	0	100.0%	547,450	273,725
長崎市	5	9	9	5	0	0	0	4	5	64.3%	1,970,116	140,723
大分県	1	4	5	3	1	0	0	1	0	100.0%	450,940	90,188
大分市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
鹿児島県	0	1	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	107,180	107,180
鹿児島市	0	1	1	0	0	0	0	0	0	-	0	-
合計	372	943	977	234	71	37	10	625	339	74.3%	173,509,159	131,946

(6) 各都道府県・市別レセプト点検の実施状況

(平成20年度分 4月支払分～3月支払分)

都道府県市名	レセプト 総数 A	内容点検(単月) 対象総数 B	内容点検(縦覧) 対象総数 C	点検実施状況						
				点検実施枚数			点検実施率(%)			
				資格点検 (※1) D	内容点検(※2)		資格点検 G=D/A	内容点検		
					単月 E	縦覧 F		単月 H=E/B	縦覧 I=F/C	
北海道	1,323,308	1,269,172	1,245,812	1,323,308	1,269,172	1,245,812	100.00	100.00	100.00	
青森県	395,598	377,148	356,064	395,598	377,148	356,064	100.00	100.00	100.00	
岩手県	154,952	150,437	113,226	154,952	150,437	113,226	100.00	100.00	100.00	
宮城県	182,949	178,747	178,747	182,949	178,747	178,747	100.00	100.00	100.00	
秋田県	172,992	164,977	164,977	172,992	164,977	164,977	100.00	100.00	100.00	
山形県	113,389	110,354	110,024	113,389	110,354	110,024	100.00	100.00	100.00	
福島県	171,114	161,870	161,870	171,114	161,870	161,870	100.00	100.00	100.00	
茨城県	326,359	299,751	240,641	326,359	299,751	240,641	100.00	100.00	100.00	
栃木県	152,039	146,270	139,460	152,039	146,270	139,460	100.00	100.00	100.00	
群馬県	113,882	110,062	108,701	113,882	110,062	108,701	100.00	100.00	100.00	
埼玉県	792,281	749,688	727,198	792,281	749,688	727,198	100.00	100.00	100.00	
千葉県	590,783	569,787	486,236	577,236	556,240	472,689	97.71	97.62	97.21	
東京都	4,709,835	4,428,748	3,849,393	4,695,841	4,357,873	3,785,335	99.70	98.40	98.34	
神奈川県	427,334	410,465	410,465	427,334	410,465	410,465	100.00	100.00	100.00	
新潟県	112,051	107,578	68,940	112,051	107,578	68,940	100.00	100.00	100.00	
富山県	21,862	21,041	21,041	21,862	21,041	21,041	100.00	100.00	100.00	
石川県	49,483	47,341	47,341	49,483	47,341	47,341	100.00	100.00	100.00	
福井県	44,782	43,078	43,078	44,782	43,078	43,078	100.00	100.00	100.00	
山梨県	72,384	70,649	66,175	72,384	70,649	66,175	100.00	100.00	100.00	
長野県	103,238	99,936	99,936	103,238	99,936	99,936	100.00	100.00	100.00	
岐阜県	63,743	60,951	60,951	63,743	60,951	50,703	100.00	100.00	83.19	
静岡県	166,425	161,495	161,495	166,425	161,495	161,495	100.00	100.00	100.00	
愛知県	246,287	236,104	236,104	246,287	236,104	215,355	100.00	100.00	91.21	
三重県	274,098	282,890	270,099	274,098	282,890	265,044	100.00	100.00	98.13	
滋賀県	16,474	15,974	15,974	16,474	15,974	15,974	100.00	100.00	100.00	
京都府	217,418	207,859	193,234	217,418	207,859	167,432	100.00	100.00	86.65	
大阪府	1,487,248	1,419,473	1,412,468	1,487,248	1,419,473	1,412,468	100.00	100.00	100.00	
兵庫県	359,388	347,388	346,298	359,388	347,388	346,298	100.00	100.00	100.00	
奈良県	224,839	215,060	214,300	223,952	215,060	212,474	99.61	100.00	99.15	
和歌山県	119,418	116,158	116,158	119,418	116,158	116,158	100.00	100.00	100.00	
鳥取県	106,061	101,272	91,649	106,061	101,272	91,649	100.00	100.00	100.00	
島根県	84,327	78,093	73,659	84,327	78,093	73,659	100.00	100.00	100.00	
岡山県	101,087	97,796	84,732	101,087	97,796	84,732	100.00	100.00	100.00	
広島県	223,729	212,142	206,909	223,729	212,142	206,881	100.00	100.00	99.99	
山口県	8,313	7,988	7,988	8,313	7,988	7,988	100.00	100.00	100.00	
徳島県	251,042	242,769	242,769	251,042	242,769	242,769	100.00	100.00	100.00	
香川県	83,619	80,670	80,360	83,619	80,670	80,360	100.00	100.00	100.00	
愛媛県	153,687	148,014	148,014	153,687	148,014	148,014	100.00	100.00	100.00	
高知県	150,851	143,603	2,395	150,851	143,603	143,603	100.00	100.00	100.00	
福岡県	1,156,110	1,076,543	1,043,010	1,156,110	1,076,543	1,043,010	100.00	100.00	100.00	
佐賀県	167,075	159,098	151,613	167,075	159,098	151,613	100.00	100.00	100.00	
長崎県	295,473	281,910	254,699	295,473	281,910	254,699	100.00	100.00	100.00	
熊本県	141,357	133,563	111,278	141,357	133,563	111,278	100.00	100.00	100.00	
大分県	205,673	197,852	179,150	205,673	197,852	179,150	100.00	100.00	100.00	
宮崎県	169,494	161,528	161,528	169,494	161,528	161,528	100.00	100.00	100.00	
鹿児島県	285,997	270,798	270,798	285,997	270,798	270,798	100.00	100.00	100.00	
沖縄県	449,715	426,297	381,079	434,498	424,937	379,719	96.62	99.68	99.64	

都道府県市名	レセプト 総数 A	内容点検(単月) 対象総数 B	内容点検(縦覧) 対象総数 C	点検実施状況						
				点検実施枚数			点検実施率(%)			
				資格点検 (※1) D	内容点検(※2)		資格点検 G=D/A	内容点検		
					単月 E	縦覧 F		単月 H=E/B	縦覧 I=F/C	
札幌市	1,273,222	1,215,218	5,612	1,273,222	1,215,218	5,612	100.00	100.00	100.00	
仙台市	265,604	256,751	241,531	265,604	256,751	115,221	100.00	100.00	47.70	
さいたま市	215,228	202,209	202,209	215,228	202,209	202,209	100.00	100.00	100.00	
千葉市	235,784	226,517	226,517	235,784	226,517	226,517	100.00	100.00	100.00	
横浜市	1,172,472	1,117,684	1,117,684	1,172,472	1,117,684	1,117,684	100.00	100.00	100.00	
川崎市	523,715	500,270	500,270	523,715	500,270	500,270	100.00	100.00	100.00	
新潟市	167,138	160,022	160,022	163,532	160,022	160,022	97.84	100.00	100.00	
静岡市	104,298	100,809	100,809	104,298	100,809	100,809	100.00	100.00	100.00	
浜松市	63,651	62,233	63,651	63,651	62,233	63,651	100.00	100.00	100.00	
名古屋	597,137	574,170	411,482	597,137	574,170	411,482	100.00	100.00	100.00	
京都市	782,139	749,463	749,463	782,139	749,463	749,463	100.00	100.00	100.00	
大阪市	2,709,414	2,634,073	2,634,073	2,709,414	2,634,073	2,634,073	100.00	100.00	100.00	
堺市	450,938	430,735	258,833	450,938	430,735	258,833	100.00	100.00	100.00	
神戸市	1,005,058	966,272	98,496	1,005,058	966,272	98,496	100.00	100.00	100.00	
岡山市	212,748	203,982	203,982	212,748	203,982	203,982	100.00	100.00	100.00	
広島市	407,311	386,649	386,649	407,311	386,649	386,649	100.00	100.00	100.00	
北九州市	433,538	422,319	422,319	433,538	422,319	422,319	100.00	100.00	100.00	
福岡市	706,232	669,533	5,859	706,232	669,533	5,859	100.00	100.00	100.00	
旭川市	269,828	259,180	259,180	269,828	259,180	259,180	100.00	100.00	100.00	
函館市	291,830	274,969	274,969	291,830	274,969	274,969	100.00	100.00	100.00	
青森市	171,008	162,573	162,573	171,008	162,573	162,573	100.00	100.00	100.00	
盛岡市	75,888	71,455	8,022	75,888	71,455	8,022	100.00	100.00	100.00	
秋田市	107,887	102,961	102,961	107,887	102,961	102,961	100.00	100.00	100.00	
郡山市	49,756	46,665	46,665	49,756	46,665	46,665	100.00	100.00	100.00	
いわき市	90,552	87,079	0	90,552	87,079	0	100.00	100.00	-	
宇都宮市	101,628	98,468	98,468	101,628	98,468	48,306	100.00	100.00	49.06	
前橋市	51,745	49,286	33,212	51,745	49,286	33,212	100.00	100.00	100.00	
川越市	56,974	54,648	54,648	56,974	54,648	54,648	100.00	100.00	100.00	
船橋市	110,316	105,212	67,563	110,316	105,212	67,563	100.00	100.00	100.00	
柏市	45,196	42,131	45,196	45,196	42,131	45,196	100.00	100.00	100.00	
横須賀市	90,744	88,033	88,033	90,744	88,033	88,033	100.00	100.00	100.00	
相模原市	144,788	139,012	31,278	144,788	139,012	31,278	100.00	100.00	100.00	
富山市	25,048	24,189	24,189	25,048	24,189	24,189	100.00	100.00	100.00	
金沢市	56,395	53,827	53,827	56,395	53,827	53,827	100.00	100.00	100.00	
長野市	33,753	32,985	32,985	33,753	32,985	32,985	100.00	100.00	100.00	
岐阜市	91,685	88,101	88,101	91,685	88,101	88,101	100.00	100.00	100.00	
豊橋市	27,637	26,569	25,109	27,637	26,569	25,109	100.00	100.00	100.00	
豊田市	25,881	23,903	23,903	25,881	23,903	23,903	100.00	100.00	100.00	
岡崎市	19,036	19,036	0	19,036	19,036	0	100.00	100.00	-	
大津市	65,664	63,246	48,000	65,664	63,246	48,000	100.00	100.00	100.00	
高槻市	85,942	82,483	15,135	85,942	82,483	15,135	100.00	100.00	100.00	
東大阪市	326,298	312,986	312,986	326,298	312,986	312,986	100.00	100.00	100.00	
姫路市	108,906	104,218	100,743	108,906	104,218	100,743	100.00	100.00	100.00	
西宮市	136,102	133,178	133,178	136,102	133,178	133,178	100.00	100.00	100.00	
尼崎市	306,496	298,267	298,267	306,496	298,267	298,267	100.00	100.00	100.00	
奈良市	125,987	125,987	121,352	125,987	125,987	121,352	100.00	100.00	100.00	
和歌山市	155,690	151,590	151,590	155,690	151,590	0	100.00	100.00	0.00	
倉敷市	108,517	104,357	104,357	108,517	104,357	104,357	100.00	100.00	100.00	
福山市	121,021	113,568	113,568	121,021	113,568	113,568	100.00	100.00	100.00	
下関市	99,902	95,975	95,975	99,902	95,975	95,975	100.00	100.00	100.00	
高松市	122,872	118,565	1,440	122,872	118,565	1,440	100.00	100.00	100.00	
松山市	192,698	187,601	63,600	192,698	187,601	63,600	100.00	100.00	100.00	
高知市	228,545	216,585	216,585	228,545	204,625	204,625	100.00	94.48	94.48	
久留米市	90,264	85,366	85,366	90,264	85,366	85,366	100.00	100.00	100.00	
長崎市	210,916	200,894	200,894	210,916	186,045	186,045	100.00	92.61	92.61	
熊本市	239,434	227,534	1,857	239,434	227,534	1,857	100.00	100.00	100.00	
大分市	155,190	147,731	147,731	155,190	147,731	147,731	100.00	100.00	100.00	
宮崎市	148,014	139,087	139,087	148,014	139,087	139,087	100.00	100.00	100.00	
鹿児島市	257,049	245,513	245,513	257,049	245,513	245,513	100.00	100.00	100.00	
合計	33,788,272	32,284,309	27,065,603	33,741,021	32,171,718	26,709,267	99.86	99.65	98.68	

資料：平成21年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る国庫補助協議について

※1 「資格点検」とは、医療券の有効性等の医療扶助受給資格の有無に係る点検をいう。

※2 「内容点検」とは、診療報酬、調剤報酬の算定方法等の診療内容に係る点検をいう。

(7) 各都道府県・市別レセプト点検(過誤調整)の状況(平成20年度)

(単位:円)

都道府県名	原審査 (算定額) (※1)	過誤調整額			過誤調整率(%)		
		資格	内容	(※2)	資格	内容	
	A	B=C+D	C	D	B/A	C/A	D/A
北海道	52,932,538,305	427,384,947	143,576,864	283,808,083	0.81	0.27	0.54
青森県	12,874,834,064	49,649,117	41,093,946	8,555,171	0.39	0.32	0.07
岩手県	7,015,232,160	56,041,778	39,160,562	16,881,216	0.80	0.56	0.24
宮城県	6,709,004,324	21,533,670	12,675,148	8,858,522	0.32	0.19	0.13
秋田県	6,320,003,677	38,754,630	24,629,969	14,124,661	0.61	0.39	0.22
山形県	4,104,392,336	81,194,666	61,145,085	20,049,581	1.98	1.49	0.49
福島県	7,225,858,658	87,989,347	49,236,507	38,752,840	1.22	0.68	0.54
茨城県	16,001,500,487	266,150,483	198,745,605	67,404,878	1.66	1.24	0.42
栃木県	6,844,577,979	69,503,906	40,993,003	28,510,903	1.02	0.60	0.42
群馬県	6,145,508,908	60,780,034	27,900,126	32,879,908	0.99	0.45	0.54
埼玉県	32,534,985,068	283,191,155	132,561,518	150,629,637	0.87	0.41	0.46
千葉県	25,081,455,377	150,959,218	115,636,448	35,322,770	0.60	0.46	0.14
東京都	177,838,083,530	984,791,361	476,737,490	508,053,871	0.55	0.27	0.29
神奈川県	17,070,774,348	87,111,641	32,444,494	54,667,147	0.51	0.19	0.32
新潟県	4,497,395,673	31,531,561	21,411,411	10,120,150	0.70	0.48	0.23
富山県	1,646,519,542	23,574,158	22,598,582	975,576	1.43	1.37	0.06
石川県	1,994,635,880	18,676,986	14,945,055	3,731,931	0.94	0.75	0.19
福井県	2,552,988,041	40,622,645	34,250,796	6,371,849	1.59	1.34	0.25
山梨県	3,592,402,275	78,968,050	16,263,880	62,704,170	2.20	0.45	1.75
長野県	4,533,287,204	90,092,392	65,390,789	24,701,603	1.99	1.44	0.54
岐阜県	3,330,749,553	36,588,872	27,727,760	8,861,112	1.10	0.83	0.27
静岡県	7,132,724,975	155,526,443	130,372,429	25,154,014	2.18	1.83	0.35
愛知県	11,939,377,897	101,148,664	51,154,268	49,994,396	0.85	0.43	0.42
三重県	12,530,932,446	66,797,519	41,223,123	25,574,396	0.53	0.33	0.20
滋賀県	537,997,310	10,022,911	4,473,568	5,549,343	1.86	0.83	1.03
京都府	7,047,814,270	99,654,071	47,160,920	52,493,151	1.41	0.67	0.74
大阪府	57,065,673,010	421,285,673	237,764,352	183,521,321	0.74	0.42	0.32
兵庫県	15,213,135,940	126,226,856	76,099,236	50,127,620	0.83	0.50	0.33
奈良県	8,859,677,675	81,964,656	62,820,529	19,144,127	0.93	0.71	0.22
和歌山県	5,099,477,336	64,949,314	35,373,854	29,575,460	1.27	0.69	0.58
鳥取県	4,080,271,984	74,369,349	49,455,262	24,914,087	1.82	1.21	0.61
島根県	3,990,547,317	57,801,079	39,024,057	18,777,022	1.45	0.98	0.47
岡山県	4,533,322,863	29,631,284	15,044,711	14,586,573	0.65	0.33	0.32
広島県	9,911,389,223	135,509,878	107,324,653	28,185,225	1.37	1.08	0.28
山口県	532,694,856	2,032,419	1,432,455	599,964	0.38	0.27	0.11
徳島県	11,218,532,392	126,450,123	110,278,994	16,171,129	1.13	0.98	0.14
香川県	3,806,277,941	31,294,314	16,216,878	15,077,436	0.82	0.43	0.40
愛媛県	7,267,751,546	44,555,163	21,142,512	23,412,651	0.61	0.29	0.32
高知県	7,527,608,867	83,020,369	61,477,291	21,543,078	1.10	0.82	0.29
福岡県	51,852,078,351	294,645,397	166,163,405	128,481,992	0.57	0.32	0.25
佐賀県	6,863,350,160	92,605,189	78,092,591	14,512,598	1.35	1.14	0.21
長崎県	12,195,844,381	129,586,927	84,169,076	45,417,851	1.06	0.69	0.37
熊本県	6,986,320,733	130,814,657	82,402,650	48,412,007	1.87	1.18	0.69
大分県	10,904,608,217	83,373,239	71,391,910	11,981,329	0.76	0.65	0.11
宮崎県	7,719,571,463	94,846,553	62,924,305	31,922,248	1.23	0.82	0.41
鹿児島県	15,022,807,837	257,828,110	237,507,968	20,320,142	1.72	1.58	0.14
沖縄県	19,693,282,593	343,443,185	244,709,334	98,733,851	1.74	1.24	0.50

都道府県名	原審査 (算定額) (※1)	過誤調整額			過誤調整率 (%)			
		A	B=C+D	資格	内容	B/A	資格	内容
				C	D		C/A	D/A
札幌市	46,236,191,147	303,024,251	16,949,427	286,074,824	0.66	0.04	0.62	
仙台市	13,069,467,539	27,910,028	25,450,104	2,459,924	0.21	0.19	0.02	
さいたま市	8,002,992,555	104,314,413	37,777,662	66,536,751	1.30	0.47	0.83	
千葉市	8,320,038,366	72,944,004	58,717,044	14,226,960	0.88	0.71	0.17	
横浜市	37,943,453,088	298,718,620	208,775,471	89,943,149	0.79	0.55	0.24	
川崎市	18,487,854,543	156,161,376	84,089,336	72,072,040	0.84	0.45	0.39	
新潟市	5,758,426,264	50,745,781	32,253,889	18,491,892	0.88	0.56	0.32	
静岡市	3,777,285,167	69,732,778	60,550,506	9,182,272	1.85	1.60	0.24	
浜松市	2,810,185,603	13,340,973	9,910,019	3,430,954	0.47	0.35	0.12	
名古屋市	26,967,096,916	116,826,617	53,462,167	63,364,450	0.43	0.20	0.23	
京都市	29,001,792,566	85,764,293	26,683,270	59,081,023	0.30	0.09	0.20	
大阪市	114,978,767,659	1,030,333,830	229,911,066	800,422,764	0.90	0.20	0.70	
堺市	17,220,496,422	129,025,132	41,132,245	87,892,887	0.75	0.24	0.51	
神戸市	31,111,453,968	554,925,643	416,471,629	138,454,014	1.78	1.34	0.45	
岡山市	7,997,113,638	87,445,558	65,973,444	21,472,114	1.09	0.82	0.27	
広島市	13,655,680,761	107,760,066	65,834,450	41,925,616	0.79	0.48	0.31	
北九州市	18,615,599,949	218,663,796	134,017,335	84,646,461	1.17	0.72	0.45	
福岡市	28,846,287,620	339,652,402	310,818,654	28,833,748	1.18	1.08	0.10	
旭川市	8,205,169,358	64,569,718	11,747,315	52,822,403	0.79	0.14	0.64	
函館市	8,539,796,223	29,700,192	4,970,074	24,730,118	0.35	0.06	0.29	
青森市	5,289,290,927	34,200,636	24,774,486	9,426,150	0.65	0.47	0.18	
盛岡市	2,692,726,051	60,457,841	50,971,679	9,486,162	2.25	1.89	0.35	
秋田市	3,676,900,560	37,561,034	32,015,211	5,545,823	1.02	0.87	0.15	
郡山市	1,966,897,012	22,142,776	21,178,492	964,284	1.13	1.08	0.05	
いわき市	3,424,551,022	13,404,672	5,690,579	7,714,093	0.39	0.17	0.23	
宇都宮市	4,574,138,624	22,271,109	17,556,146	4,714,963	0.49	0.38	0.10	
前橋市	2,380,139,842	34,199,702	22,326,514	11,873,188	1.44	0.94	0.50	
川越市	2,382,607,870	23,136,981	16,729,207	6,407,774	0.97	0.70	0.27	
船橋市	4,711,485,179	36,435,636	29,084,871	7,350,765	0.77	0.62	0.16	
柏市	2,174,939,200	38,025,880	29,301,757	8,724,123	1.75	1.35	0.40	
横須賀市	3,122,479,768	14,702,052	7,320,908	7,381,144	0.47	0.23	0.24	
相模原市	4,775,927,002	83,749,349	29,620,685	54,128,664	1.75	0.62	1.13	
富山市	1,456,639,643	32,769,034	31,377,826	1,391,208	2.25	2.15	0.10	
金沢市	3,502,953,154	5,589,622	3,230,020	2,359,602	0.16	0.09	0.07	
長野市	2,692,064,313	11,541,122	7,517,148	4,023,974	0.43	0.28	0.15	
岐阜市	3,687,768,795	48,137,095	40,031,130	8,105,965	1.31	1.09	0.22	
豊橋市	1,533,027,713	43,043,354	39,519,622	3,523,732	2.81	2.58	0.23	
豊田市	1,164,140,670	7,046,529	5,821,694	1,224,835	0.61	0.50	0.11	
岡崎市	1,047,727,606	14,417,510	10,785,740	3,631,770	1.38	1.03	0.35	
大津市	2,328,971,165	65,587,806	54,330,860	11,256,946	2.82	2.33	0.48	
高槻市	3,361,100,871	64,566,511	57,397,943	7,168,568	1.92	1.71	0.21	
東大阪市	11,675,738,484	72,837,342	35,917,966	36,919,376	0.62	0.31	0.32	
姫路市	4,762,418,176	44,373,468	38,895,438	5,478,030	0.93	0.82	0.12	
西宮市	4,368,254,946	13,508,173	8,293,880	5,214,293	0.31	0.19	0.12	
尼崎市	11,138,233,738	103,084,762	54,766,348	48,318,414	0.93	0.49	0.43	
奈良市	4,608,509,226	34,670,461	31,662,471	3,007,990	0.75	0.69	0.07	
和歌山市	6,683,716,037	33,802,545	30,984,886	2,817,659	0.51	0.46	0.04	
倉敷市	4,414,220,344	37,303,120	4,486,270	32,816,850	0.85	0.10	0.74	
福山市	4,535,487,480	109,299,376	63,848,680	45,450,696	2.41	1.41	1.00	
下関市	3,978,790,539	34,694,166	25,398,034	9,296,132	0.87	0.64	0.23	
高松市	4,720,804,405	25,665,194	18,011,760	7,653,434	0.54	0.38	0.16	
松山市	7,544,156,315	45,066,186	41,690,826	3,375,360	0.60	0.55	0.04	
高知市	9,362,403,000	34,801,142	24,492,286	10,308,856	0.37	0.26	0.11	
久留米市	4,254,197,432	15,214,750	12,379,930	2,834,820	0.36	0.29	0.07	
長崎市	8,132,555,404	75,497,987	64,668,647	10,829,340	0.93	0.80	0.13	
熊本市	10,297,708,893	38,924,898	26,039,168	12,885,730	0.38	0.25	0.13	
大分市	6,715,417,137	41,177,664	38,162,253	3,015,411	0.61	0.57	0.04	
宮崎市	4,831,208,484	58,573,982	52,444,024	6,129,958	1.21	1.09	0.13	
鹿児島市	10,955,888,922	10,022,908	9,408,631	614,277	0.09	0.09	0.01	
合計	1,344,851,134,273	11,527,537,805	6,747,954,492	4,779,583,313	0.86	0.50	0.36	

資料：平成21年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る国庫補助協議について

※1 支払基金審査（原審査）結果の金額（診療報酬等請求内訳書に記載される算定額）

※2 再審査の結果、容認と返戻により原審査から減点（額）の調整を行ったものの割合（併用の相手先（社保等）や指定医療機関からの取り下げ等によるものを除いている）

(8) 介護扶助受給者数(65歳以上)の状況(平成20年7月1日現在)

(単位:人)

①人数	総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1	経過的要介護
在宅 合計	134,992	5,105	10,285	19,540	29,889	30,801	21,090	17,815	467
訪問・通所等、短期入所 小計	124,089	4,662	8,858	16,554	26,834	28,173	20,852	17,689	467
訪問・通所等 累計	247,084	13,901	23,261	39,961	59,581	52,338	33,243	24,218	581
訪問介護	96,449	3,489	6,460	12,288	21,410	23,114	16,037	13,366	285
訪問入浴介護	2,738	985	698	502	345	137	50	19	2
福祉用具貸与	46,396	3,537	6,059	9,921	13,505	6,748	4,450	2,114	62
訪問看護	15,660	1,746	2,066	2,897	3,909	3,225	1,224	565	28
訪問リハビリテーション	2,549	341	341	557	592	423	283	122	-
通所介護	50,496	1,524	3,625	7,191	11,611	12,158	8,089	6,135	163
通所リハビリテーション	13,897	526	1,184	2,278	3,386	2,960	2,155	1,374	34
居宅療養管理指導	16,901	1,718	2,532	3,834	4,320	3,135	888	468	6
夜間対応型訪問介護	328	30	44	73	106	75	-	-	-
認知症対応型通所介護	1,003	89	169	287	229	197	16	15	1
小規模多機能型居宅介護	667	26	83	133	168	166	51	40	-
短期入所 累計	7,466	1,008	1,589	2,030	1,585	953	228	56	17
短期入所生活介護	6,339	826	1,348	1,728	1,357	822	192	50	16
短期入所療養介護	1,127	182	241	302	228	131	36	6	1
単品サービス 小計	14,042	622	1,879	3,885	4,055	3,311	217	73	-
特定施設入所者生活介護	1,641	145	251	345	380	351	102	67	-
認知症対応型共同生活介護	12,367	472	1,624	3,527	3,668	2,955	115	6	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	34	5	4	13	7	5	-	-	-
特定福祉用具販売	1,527	82	191	312	372	286	153	130	1
住宅改修	830	27	106	151	175	157	114	96	4
施設 合計	33,573	7,677	9,797	8,582	5,155	2,362	-	-	-
指定介護老人福祉施設	16,586	3,891	5,397	4,241	2,189	868	-	-	-
(再掲)旧措置	537	114	161	128	83	51	-	-	-
(再掲)小規模生活単位型	264	63	78	66	38	19	-	-	-
介護老人保健施設	12,068	1,519	2,936	3,584	2,678	1,351	-	-	-
介護療養型医療施設	4,840	2,248	1,445	746	272	129	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設	79	19	19	11	16	14	-	-	-

②構成比

(百分率)

	総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1	経過的要介護
在宅 合計	100.0	3.8	7.6	14.5	22.1	22.8	15.6	13.2	0.3
訪問・通所等、短期入所 小計	91.9	3.5	6.6	12.3	19.9	20.9	15.4	13.1	0.3
訪問・通所等 累計	183.0	10.3	17.2	29.6	44.1	38.8	24.6	17.9	0.4
訪問介護	71.4	2.6	4.8	9.1	15.9	17.1	11.9	9.9	0.2
訪問入浴介護	2.0	0.7	0.5	0.4	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0
福祉用具貸与	34.4	2.6	4.5	7.3	10.0	5.0	3.3	1.6	0.0
訪問看護	11.6	1.3	1.5	2.1	2.9	2.4	0.9	0.4	0.0
訪問リハビリテーション	1.9	0.2	0.3	0.4	0.4	0.3	0.2	0.1	-
通所介護	37.4	1.1	2.7	5.3	8.6	9.0	6.0	4.5	0.1
通所リハビリテーション	10.3	0.4	0.9	1.7	2.5	2.2	1.6	1.0	0.0
居宅療養管理指導	12.5	1.3	1.9	2.8	3.2	2.3	0.7	0.3	0.0
夜間対応型訪問介護	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	-	-	-
認知症対応型通所介護	0.7	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	0.5	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	-
短期入所 累計	5.5	0.7	1.2	1.5	1.2	0.7	0.2	0.0	0.0
短期入所生活介護	4.7	0.6	1.0	1.3	1.0	0.6	0.1	0.0	0.0
短期入所療養介護	0.8	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
単品サービス 小計	10.4	0.5	1.4	2.9	3.0	2.5	0.2	0.1	-
特定施設入所者生活介護	1.2	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	0.1	0.0	-
認知症対応型共同生活介護	9.2	0.3	1.2	2.6	2.7	2.2	0.1	0.0	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
特定福祉用具販売	1.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.2	0.1	0.1	0.0
住宅改修	0.6	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
施設 合計	100.0	22.9	29.2	25.6	15.4	7.0	-	-	-
指定介護老人福祉施設	49.4	11.6	16.1	12.6	6.5	2.6	-	-	-
(再掲)旧措置	1.6	0.3	0.5	0.4	0.2	0.2	-	-	-
(再掲)ユニット型	0.8	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	-	-	-
介護老人保健施設	35.9	4.5	8.7	10.7	8.0	4.0	-	-	-
介護療養型医療施設	14.4	6.7	4.3	2.2	0.8	0.4	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	-	-	-

資料: 被保護者全国一斉調査

(9) 介護扶助受給者数(40歳以上65歳未満)の状況(平成20年7月1日現在)

(単位:人)

①人数	総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1	経過的要介護
在宅 合計	14,892	608	1,279	2,412	4,000	3,264	2,160	1,110	59
訪問・通所等、短期入所 小計	14,083	565	1,185	2,218	3,790	3,032	2,134	1,101	58
訪問・通所等 累計	28,092	1,510	2,910	5,146	7,977	5,594	3,341	1,542	72
訪問介護	8,410	295	603	1,228	2,231	2,077	1,213	726	37
訪問入浴介護	344	120	90	66	45	14	7	2	-
福祉用具貸与	6,856	416	857	1,511	2,318	960	592	184	18
訪問看護	2,284	216	287	434	589	486	190	80	2
訪問リハビリテーション	629	43	89	135	160	106	75	21	-
通所介護	4,797	154	420	834	1,330	1,019	705	324	11
通所リハビリテーション	2,828	61	243	512	819	558	464	167	4
居宅療養管理指導	1,774	189	294	378	449	341	89	34	-
夜間対応型訪問介護	42	4	9	16	8	5	-	-	-
認知症対応型通所介護	73	10	12	22	15	14	-	-	-
小規模多機能型居宅介護	55	2	6	10	13	14	6	4	-
短期入所 累計	615	83	161	173	119	61	14	4	-
短期入所生活介護	485	60	132	143	88	50	9	3	-
短期入所療養介護	130	23	29	30	31	11	5	1	-
単品サービス 小計	1,028	61	120	247	276	292	26	5	1
特定施設入所者生活介護	190	16	25	45	56	32	10	5	1
認知症対応型共同生活介護	836	45	95	201	219	260	16	-	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	2	-	-	1	1	-	-	-	-
特定福祉用具販売	189	7	29	46	44	35	21	7	-
住宅改修	92	2	12	11	31	13	10	13	-
施設 合計	2,659	601	662	709	492	195	-	-	-
指定介護老人福祉施設	722	175	218	196	89	44	-	-	-
(再掲)旧措置	27	2	6	10	4	5	-	-	-
(再掲)小規模生活単位型	14	5	5	4	-	-	-	-	-
介護老人保健施設	1,331	138	290	410	361	132	-	-	-
介護療養型医療施設	599	286	153	100	41	19	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設	7	2	1	3	1	-	-	-	-

(百分率)

②構成比	総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1	経過的要介護
在宅 合計	100.0	4.1	8.6	16.2	26.9	21.9	14.5	7.5	0.4
訪問・通所等、短期入所 小計	94.6	3.8	8.0	14.9	25.4	20.4	14.3	7.4	0.4
訪問・通所等 累計	188.6	10.1	19.5	34.6	53.6	37.6	22.4	10.4	0.5
訪問介護	56.5	2.0	4.0	8.2	15.0	13.9	8.1	4.9	0.2
訪問入浴介護	2.3	0.8	0.6	0.4	0.3	0.1	0.0	-	-
福祉用具貸与	46.0	2.8	5.8	10.1	15.6	6.4	4.0	1.2	0.1
訪問看護	15.3	1.5	1.9	2.9	4.0	3.3	1.3	0.5	0.0
訪問リハビリテーション	4.2	0.3	0.6	0.9	1.1	0.7	0.5	0.1	-
通所介護	32.2	1.0	2.8	5.6	8.9	6.8	4.7	2.2	0.1
通所リハビリテーション	19.0	0.4	1.6	3.4	5.5	3.7	3.1	1.1	0.0
居宅療養管理指導	11.9	1.3	2.0	2.5	3.0	2.3	0.6	0.2	-
夜間対応型訪問介護	0.3	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	-	-	-
認知症対応型通所介護	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	-	-	-
小規模多機能型居宅介護	0.4	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	-	-
短期入所 累計	4.1	0.6	1.1	1.2	0.8	0.4	0.1	0.0	-
短期入所生活介護	3.3	0.4	0.9	1.0	0.6	0.3	0.1	0.0	-
短期入所療養介護	0.9	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.0	-	-
単品サービス 小計	6.9	0.4	0.8	1.7	1.9	2.0	0.2	0.0	0.0
特定施設入所者生活介護	1.3	0.1	0.2	0.3	0.4	0.2	0.1	0.0	0.0
認知症対応型共同生活介護	5.6	0.3	0.6	1.3	1.5	1.7	0.1	-	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.0	-	-	0.0	0.0	-	-	-	-
特定福祉用具販売	1.3	0.0	0.2	0.3	0.3	0.2	0.1	0.0	-
住宅改修	0.6	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	-
施設 合計	100.0	22.6	24.9	26.7	18.5	7.3	-	-	-
指定介護老人福祉施設	27.2	6.6	8.2	7.4	3.3	1.7	-	-	-
(再掲)旧措置	1.0	0.1	0.2	0.4	0.2	0.2	-	-	-
(再掲)ユニット型	0.5	0.2	0.2	0.2	-	-	-	-	-
介護老人保健施設	50.1	5.2	10.9	15.4	13.6	5.0	-	-	-
介護療養型医療施設	22.5	10.8	5.8	3.8	1.5	0.7	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設	0.3	0.1	-	-	0.0	-	-	-	-

資料: 被保護者全国一斉調査

7 平成22年度保護課予算（案）の概要

（社会・援護局保護課）

事 項	平成21年度 予 算 額	平成22年度 予 算 額（案）	差引増△減額	備 考
	千円	千円	千円	
[生活保護費等負担金]	2,086,128,315	2,227,971,839	141,843,524	
1 保護費負担金	2,058,507,620	2,200,633,360	142,125,740	<p>生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、所要額を確保する。</p> <p>1 生活保護基準</p> <p>(1) 生活扶助基準（対前年度同額）</p> <p>(2) 母子加算の支給 平成21年12月より復活した母子加算（月額23,260円（子一人、居宅、1級地地の場合））について、子どもの貧困解消を図るため、平成22年度においても引き続き支給する。</p> <p>(3) 子ども手当の創設を踏まえた措置 子ども手当（平成22年度は児童手当と併せて月額13,000円）の創設を踏まえ、同手当を収入認定した上で、子ども手当の効果が被保護世帯に満額及ぶように所要の措置を行う。</p> <p>(4) 他人介護料の改定 ・重度 104,960円 → 104,730円 ・中度 69,960円 → 69,810円</p> <p>(5) 住宅扶助基準（住宅維持費）の改定 118,000円以内 → 120,000円以内</p> <p>(6) 出産扶助基準（施設分娩）の改定 182,000円以内 → 202,000円以内</p> <p>(7) 生業扶助基準（技能習得費（高等学校等就学費を除く））の改定 70,000円以内 → 72,000円以内</p> <p>(8) 葬祭扶助基準の改定 199,000円以内 → 201,000円以内</p> <p>2 行政刷新会議における指摘を踏まえた適正化の実施 ・就労支援の強化 ・レセプト点検の強化 ・住宅扶助の適正化</p> <p>3 適正実施の推進 自立支援医療等の他法他施策の優先活用の徹底</p>

事 項	平成 2 1 年度 予 算 額	平成 2 2 年度 予 算 額 (案)	差 引 増 △ 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
2 施設事務費負担金	27,620,695	27,338,479	▲ 282,216	
〔生活保護指導監査委託費〕	2,142,537	2,098,516	▲ 44,021	(自立推進・指導監査室で計上)
[セーフティネット支援対策等事業費補助金]	21,000,000	24,000,000	3,000,000	(生活保護関係事業)
[保護施設等施設整備]	—	—	—	① 居宅生活移行支援事業の創設(新規) 被保護者に対して、自立・就労を支援する職員を配置する無料低額宿泊施設に財政支援を行う居宅生活移行支援事業(100か所程度)を実施する。 ② レセプト点検事業の充実 ③ 子どもの健全育成プログラムの策定・実施 ④ 医療扶助レセプトオンライン請求への対応 ⑤ 福祉事務所生活保護システムの改修等 社会福祉施設等施設整備費補助金の内数として計上
[その他]	472,129	438,360	▲ 33,769	21年度予算額 22年度予算案 10,020,000千円 → 10,000,000千円
合 計	2,107,600,444	2,252,410,199	144,809,755	※ 生活保護指導監査委託費を除く

セーフティネット支援対策等事業費補助金

21年度予算額 21,000,000千円 → 22年度予算(案) 24,000,000千円

(目的)

地方自治体が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的とする。

(補助先)

都道府県、市町村 等

(実施主体)

都道府県、市町村、都道府県社会福祉協議会 等

(事業内容)

ア 自立支援プログラム策定実施推進事業

地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスの整備を図る事業

(例) 実施体制整備事業、自立支援サービス整備事業

(22年度新規)

- ・子どもの健全育成事業
- ・居宅生活移行支援事業

イ 生活保護適正実施推進事業

生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護法施行事務監査、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化、生活保護関係職員の資質向上のための研修の実施等、各種適正化の取組を推進する事業

(例) 生活保護法施行事務監査等事業、生活保護適正化事業

(22年度新規)

- ・医療診療報酬明細書点検等充実事業の拡充
- ・医療扶助レセプトオンライン請求への対応(事項要求)
- ・福祉事務所生活保護システムの改修等(事項要求)
- ・生活保護特別指導監査事業の拡充(事項要求)

ウ 地域福祉増進事業

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業

- (例) 地域福祉基盤整備事業（民生委員・児童委員研修事業、福祉人材確保重点事業等）
地域福祉支援事業（日常生活自立支援事業等）
地域福祉等推進特別支援事業
安心生活創造事業、ひきこもり対策推進事業、地域生活定着支援事業

（22年度新規）

- ・日常生活自立支援事業の拡充整備
- ・受入施設日本語習得支援事業
- ・地域生活定着支援事業の拡充
- ・地域福祉等推進特別支援事業の拡充（社会福祉推進費の統合）

エ 中国残留邦人等地域生活支援事業

中国残留邦人が地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、自立支援通訳の派遣等を行う事業

- (例) 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業
身近な地域での日本語教育支援事業、自立支援通訳等派遣事業
中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

※ 「住宅・生活支援対策事業」「ホームレス対策事業」「就労支援の強化」については、緊急雇用創出事業臨時特例基金により対応。

国の予算と生活保護費(当初予算)の年次推移

(億円)

		昭和25年度	30	35	40	45	50	55	60	平成2	7	12	17	18	19	20	21	22
予算額	一般会計予算	6,614	9,915	15,697	36,581	79,498	212,888	425,888	524,996	662,367	709,871	849,871	821,829	796,860	829,088	830,613	885,480	922,992
	一般歳出予算	—	8,109	12,588	29,199	59,960	158,408	307,332	325,854	353,731	421,417	480,914	472,829	463,660	469,784	472,845	517,310	534,542
	社会保険関係費	—	1,043	1,803	5,184	11,413	39,282	82,124	95,740	116,154	139,244	167,666	203,808	205,739	211,409	217,824	248,344	272,686
	厚生労働省予算	329	846	1,640	4,787	11,035	39,067	81,495	95,028	115,652	140,115	155,054	208,178	209,417	214,769	221,223	251,568	275,561
	生活保護費	153	335	446	1,059	2,172	5,349	9,559	10,815	11,087	10,532	12,306	19,230	20,461	19,820	20,053	20,969	22,388
生活保護費の割合		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	生保／一般会計	2.3%	3.4%	2.8%	2.9%	2.7%	2.5%	2.2%	2.1%	1.7%	1.5%	1.4%	2.3%	2.6%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%
	生保／一般歳出	—	4.1%	3.5%	3.6%	3.6%	3.4%	3.1%	3.3%	3.1%	2.5%	2.6%	4.1%	4.4%	4.2%	4.2%	4.1%	4.2%
	生保／社会保険	—	32.1%	24.7%	20.4%	19.0%	13.6%	11.6%	11.3%	9.5%	7.6%	7.3%	9.4%	9.9%	9.4%	9.2%	8.4%	8.2%
生保／厚生労働省	46.5%	39.6%	27.2%	22.1%	19.7%	13.7%	11.7%	11.4%	9.6%	7.5%	7.9%	9.2%	9.8%	9.2%	9.1%	8.3%	8.1%	

(注)59年までは10分の8負担、60～63年度は10分の7負担、元年度以降は4分の3負担である。

(注)平成11年度以前の厚生労働省予算の額については、厚生省予算である。

8 保護施設通所事業・救護施設居宅生活訓練事業実施施設一覧（平成21年度）

(1) 保護施設通所事業

① 救護施設

	都道府県	施設名
1	岩手県	松山荘
2	福島県	矢吹緑風園
3	東京都	黎明寮
4	東京都	あかつき
5	神奈川県	平塚ふじみ園
6	兵庫県	南光園
7	岡山県	三楽園
8	福岡県	仁風園
9	大分県	大分県溪泉寮
10	宮崎県	清風園
11	大阪市	淀川寮
12	大阪市	平和寮
13	大阪市	今池平和寮
14	大阪市	愛隣寮
15	大阪市	三徳寮
16	大阪市	白雲寮
17	大阪市	甲子寮
18	大阪市	ホーリーホーム
19	神戸市	アメニティホーム夢野
20	神戸市	ヨハネ寮
21	浜松市	讃栄寮
22	浜松市	慈照園
23	高知市	誠和園

② 更生施設

	都道府県	施設名
1	東京都	しのばず荘
2	東京都	本木荘
3	東京都	更生施設ふじみ
4	東京都	けやき荘
5	東京都	塩崎荘
6	東京都	淀橋荘
7	東京都	千駄ヶ谷荘
8	東京都	浜川荘
9	東京都	東が丘荘
10	横浜市	横浜市中央浩生館
11	横浜市	民衆館
12	名古屋市	名古屋市笹島寮
13	大阪市	淀川寮
14	大阪市	大淀寮

○ 保護施設通所事業実施施設数

救護施設 23施設(188施設)
 更生施設 14施設(20施設)
 計 37施設(208施設)

()内は全国の施設数(H21.10.1現在)

(2) 救護施設居宅生活訓練事業

救護施設

	都道府県	施設名
1	岩手県	松山荘
2	岩手県	好地荘
3	山形県	泉荘
4	山形県	みやま荘
5	福島県	矢吹緑風園
6	栃木県	鳴鶴寮
7	東京都	黎明寮
8	東京都	あかつき
9	大阪府	三恵園
10	兵庫県	のぞみの家
11	兵庫県	桃李園
12	兵庫県	南光園
13	兵庫県	フローラ
14	岡山県	三楽園
15	大分県	大分県溪泉寮
16	大阪市	淀川寮
17	大阪市	平和寮
18	大阪市	今池平和寮
19	大阪市	三徳寮
20	大阪市	白雲寮
21	神戸市	アメニティホーム夢野
22	神戸市	ヨハネ寮
23	郡山市	郡山せいわ園
24	西宮市	ななくさ厚生院

○ 救護施設居宅生活訓練事業実施施設数

救護施設 24施設(188施設)

()内は全国の施設数(H20.10.1現在)

離職により 住宅等にお困りの方のための 支援ガイド

～新しいセーフティネット～

※日を除く支援は同時に受けることはできません。ただし、雇用保険受給資格者でない方は、日住宅手当と日総合支援資金貸付の併用が可能です。

マークの見方

下のマークは支援の内容を大まかに表したものです



住宅入居の支援



家賃の支援



生活費の支援



就職の支援

A 就職安定資金融資

事業主都合離職に伴い住居を喪失した方に対する、住宅入居初期費用等の貸付。

お問い合わせ先

ハローワーク



貸付



貸付



貸付



貸付

支援の概要

貸付額

- ①住宅入居初期費用… 上限**50万円**
(敷金・礼金等、転居費・家具什器等)
- ②家賃補助費…………… 上限月額**6万円×6ヶ月**
- ③常用就職活動費…… 上限月額**15万円×6回**
- ④就職身元保証料…… 上限**10万円**

※雇用保険受給資格者は②と③は貸付対象外です。
※貸付実行後6ヶ月以内に一定の要件を満たす就職をした場合、貸付額の返済が一部免除されます。

次の要件全てに該当する方

- ①事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職をし、その離職後1年以内である方
- ②①の離職に伴い住居喪失状態となっている方
- ③離職前に世帯の主たる生計維持者であった方
- ④預貯金・資産がない方
- ⑤常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行う方

※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。

B 住宅手当

離職者であって住宅を喪失または喪失するおそれのある方に対する、賃貸住宅の家賃のための給付。

お問い合わせ先

地方自治体



給付



給付

支援の概要

支給額

地域ごとの上限額
生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額
例：月**53,700円**(東京都23区・単身者)

支給期間 最長6ヶ月

次の要件全てに該当する方

- ①離職後2年以内である方
- ②住宅を喪失している方または賃貸住宅に居住し住宅を喪失するおそれのある方
- ③離職前に主たる生計維持者であった方
- ④原則として収入のない方。一時的な収入がある場合は、生計を一とする同居の親族の収入の合計が次の金額以下である方
単身世帯：月 8.4万円 複数世帯：月 17.2万円
- ⑤生計を一とする同居の親族の預貯金が次の金額以下である方
単身世帯：50万円 複数世帯：100万円
- ⑥就労能力及び常用就職意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う方

※ハローワークへの求職申込みと月1回以上の職業相談、及び自治体での月2回以上の面接支援が必要です。

C 総合支援資金貸付

失業等により日常生活全般に困難を抱えている方に対する、住宅入居費等の資金の貸付。

お問い合わせ先
市町村社会福祉協議会

 入居
貸付

 生活費
貸付

 就職
貸付

支援の概要

貸付額

①生活支援費

二人以上の世帯… 上限月額**20万円**
単身世帯…………… 上限月額**15万円**
(最長1年間)

②住宅入居費…………… 上限**40万円** (敷金・礼金等)

③一時生活再建費… 上限**60万円**

連帯保証人 原則必要

利子

無利子
連帯保証人を立てない場合は
利子年1.5%

次の要件全てに該当する世帯 (貸付を受ける方は本人確認が必要)


- ①収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
- ②現に住居を有していること、または住居を有していない場合は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ③生活保護、年金等を含め他の公的な給付・貸付を受けることができません、生活費を賄うことができないこと
- ④低所得世帯(市町村民税非課税程度)であること
- ⑤社会福祉協議会及び関係機関(ハローワーク等)から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ⑥貸付け及び相談支援を行うことにより、世帯の自立と償還が見込めること

※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。
※貸付に当たっては社会福祉協議会での審査があります。

D 訓練・生活支援給付

ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する方に対する、訓練期間中の生活費等の給付。

お問い合わせ先
ハローワーク

 給付(+貸付)

支援の概要

支給期間 職業訓練期間中

支給額 単身者の方……………月額**10万円**
被扶養者のいる方…月額**12万円**

※希望する方は、さらに「訓練・生活支援資金融資」を利用することができます。

単身者の方 : 上限月額**5万円**
被扶養者のいる方 : 上限月額**8万円**

次の要件全てに該当する方

- ①ハローワーク所長のあっせんにより、所定の職業訓練を受講する方
- ②雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③世帯の主たる生計者である方
- ④年収が200万円以下、かつ世帯全体の年収が300万円以下である方
- ⑤世帯全体の金融資産が800万円以下である方
- ⑥現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方

※ハローワークへの求職申込みと訓練期間中～終了後の職業相談が必要です。

臨時特例つなぎ資金貸付

お問い合わせ先
市町村社会福祉協議会



貸付

公的な給付・貸付が開始されるまでの間の生活が立ちゆかない
住居喪失離職者に対する、当座の生活費等の貸付。

支援の概要

貸付額 上限10万円

連帯保証人 不要

利子 無利子

※貸付を希望する場合は、公的給付・貸付等を申請する際に、まずその窓口にてご相談ください。

次の要件全てに該当する方

- ①住居を喪失した離職者である方
- ②離職者支援のための公的給付制度（☑雇用保険求職者給付、☑住宅手当、☑訓練・生活支援給付、☑就職活動困難者支援事業の生活・就職活動支援費、☑生活保護）又は公的貸付制度（☑就職安定資金融資、☑総合支援資金貸付、☑長期失業者支援事業の生活・就職活動費）の申請が受理されている方
- ③②の給付・貸付の開始までの生活に困窮している方
- ④借入申込者本人名義の金融機関の口座を有している方

就職活動困難者支援事業

お問い合わせ先
ハローワーク



住居
無料



生活費
給付



就職

事業主都合離職に伴い、住居を喪失した方に対する、
民間職業紹介事業者による、住居の提供、生活費等の給付、就職支援。

支援の概要

支援内容

- ・再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
 - ・求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
 - ・住居の提供（家賃無料。光熱水費等は自己負担）
「生活・就職活動費」（3ヶ月で30万円）
の支給など住居・生活支援
 - ・就職後の職場定着のためのサポート
- ※実施していない都道府県もあります。

次の要件全てに該当する方

- ①事業主都合（解雇・雇用期間満了による雇止め）による離職をし、その離職後6ヶ月以内である方
 - ②①の離職に伴い住居喪失状態となり、就職活動に支障が生じていると認められる方
 - ③雇用保険の受給資格がない方
 - ④常用就職の意欲があり、就職活動に取り組んでいる方
 - ⑤民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方
- ※ハローワークへの求職申込みと職業相談が必要です。

長期失業者支援事業

お問い合わせ先
ハローワーク



住居
貸付



就職

長期失業者に対する、民間職業紹介事業者による就職支援
（生活費等の資金の貸付も可能）。

支援の概要

支援内容

- ・再就職の可能性を高めるためのカウンセリング・講習等
- ・求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- ・就職後の職場定着のためのサポート

貸付額 労働金庫による「就職安定資金融資（長期失業者）」の「生活・就職活動費」の貸付（上限月額15万円×6回）

※実施していない都道府県もあります。

次の要件全てに該当する方

- ①ハローワークで求職活動に積極的に取り組んできたものの、離職後1年以上経過した方
- ②60歳未満の方
- ③雇用保険受給者であった方については、雇用保険受給終了後2ヶ月以上経過している方
- ④他に世帯の生計を維持する者がいない方
- ⑤預貯金等の当面の生活費・就職活動費がない方
- ⑥民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方

※貸付を希望しない方の場合、④⑤は問いません。
※ハローワークへ求職申込みしていたことが必要です。